

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

監査公表	ページ
○包括外部監査の結果に関する報告	1

監査公表

監査公表第11号

平成21年5月19日

高知県監査委員	山本 広明
同	西森 雅和
同	坂本 千代
同	奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人小野和男から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊（平成20年度包括外部監査の結果報告書及びこれに添えて提出する意見）のとおり公表する。

平成20年度

包括外部監査の結果報告書及び
これに添えて提出する意見

「貸付金等について」

高知県包括外部監査人
公認会計士 小野 和男

目次

第1. 包括外部監査の概要	3
1. 監査の種類	3
2. 選定した特定の事件及び監査対象期間	3
(1) 選定した特定の事件	3
(2) 包括外部監査対象期間	3
3. 事件を選定した理由	3
4. 包括外部監査の方法（監査要点及び手続）	3
(1) 監査の要点	3
(2) 主な監査手続	3
5. 外部監査人補助者	3
6. 包括外部監査の実施期間	3
7. 利害関係	3
第2. 監査対象の概要	4
1. 監査対象の概要	4
第3. 監査の結果及び意見	5
1. 中小企業近代化資金貸付金	5
(1) 中小企業近代化資金の概要	5
(2) 小規模企業者等設備貸与制度（以下「設備貸与制度」という。）の概要	5
(3) 中小企業高度化資金	9
(4) 中小企業設備近代化資金	10
(5) 高知県単独機械設備貸与制度の概要	11
(6) 平成10年度高知県水害復旧対策機械設備貸与制度の概要	11
(7) 監査の結果	12
2. 農業改良資金貸付金	18
(1) 事業の概要	18
(2) 監査の結果	19
3. 就農支援資金貸付金	22
(1) 事業の概要	22
(2) 監査の結果	23
4. 森林整備公社賛助金	25
(1) 事業の概要	25
(2) 監査の結果	26
5. 森林整備公社貸付金	27
(1) 事業の概要	27
(2) 監査の結果	28
6. 林業・木材産業改善資金	28
(1) 事業の概要	28
(2) 監査の結果	29
7. 木材産業等高度化推進資金助成事業預託金	32
(1) 事業の概要	32

(2) 監査の結果	33
8. 沿岸漁業改善資金	34
(1) 事業の概要	34
(2) 高知県における制度の概要	34
(3) 監査の結果	36
9. 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金	39
(1) 事業の概要	39
(2) 監査の結果	40
10. 高知県高等学校等奨学金貸付金	43
(1) 事業の概要	43
(2) 監査の結果	44
11. 高等学校定時制通信制課程修学奨励資金貸付金	45
(1) 事業の概要	45
(2) 監査の結果	47
12. 保健師、助産師、看護師等養成奨学金貸付金	47
(1) 事業の概要	47
(2) 監査の結果	48
13. 介護福祉士等修学資金貸付金	52
(1) 事業の概要	52
(2) 監査の結果	53
14. 高知県獣医師修学資金貸付金	55
(1) 事業の概要	55
(2) 監査の結果	56
15. 母子寡婦福祉資金貸付金	56
(1) 事業の概要	56
(2) 監査の結果	58
16. 高知県・高知市病院企業団貸付金	60
(1) 事業の概要	60
(2) 監査の結果	62
17. 中筋川ダム関連水道水源開発賛助金	63
(1) 事業の概要	63
(2) 監査の意見	64
18. 簿外債権の調査結果について	65
19. 平成11年度産業パワーアップ融資資金貸付制度	67
(1) 事業の概要	67
(2) 監査の結果	68
20. JR瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金	69
(1) 事業の概要	69
21. 総合意見	70
(1) 貸付金等の管理について	70
(2) 貸付審査の形骸化について	71
(3) 違約金等について	72
(4) 連帯保証人への対応について	72
(5) 法的措置について	72
(6) おわりに	73

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

第1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

貸付金等について

財産に関する調書における債権の中から、金額的に重要性があり、かつ、滞納額が多額な貸付金等を対象とした。なお、形式的には貸付金として区分されていないが、その実質が貸付金としての性質を有する賛助金についても対象としている。

(2) 包括外部監査対象期間

平成19年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
ただし、必要に応じて過年度及び平成20年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

公共団体が行う貸付金及び賛助金は基本的には助成を目的としたものであり、本当に必要としている個人又は事業者はその目的に沿って貸付が行われなければならない。また、貸付金は、貸付時には歳出として、返還時には歳入として取り扱われる公金であることから、有効かつ効率的に債権の管理を実施することが求められる。

県の平成19年度決算に係る財産に関する調書において総額390億円の貸付金及び賛助金残高があり、厳しい財政状況に直面する県財政にとって極めて重要な事務と考えられる。当該債権について、貸付時の審査、適切な残高管理や債権評価が実施されているかの検証は必要不可欠と考え、監査の主題として位置づけ、貸付金及び賛助金に関する財務事務を特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の方法(監査要点及び手続)

(1) 監査の要点

- ① 法令等に対する合规性
- ② 財務事務手続等の合理性
- ③ 対象の歳入歳出状況
- ④ 対象の管理運営の効率性
- ⑤ 財産に関する調書に記載された貸付金が適切に管理・評価されているか
- ⑥ 県が所管する貸付金が網羅的に財産に関する調書に記載されているか

(2) 主な監査手続

- ① 関係書類の閲覧
- ② 関係者からの状況聴取

5. 外部監査人補助者

公認会計士	榎本 浩
公認会計士	堀 重樹
公認会計士	橋本 誠
会計士補	金 一壽

6. 包括外部監査の実施期間

自平成20年6月23日 至平成21年3月16日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査対象の概要

1. 監査対象の概要

平成19年度における財産に関する調書に記載された貸付金等の残高の概要は以下のとおりである。

(単位：千円)

名称	金額	備考
森林整備公社賛助金	17,037,112	
中小企業近代化資金貸付金	4,745,997	
高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金	3,992,712	
木材産業等高度化推進資金助成事業預託金	944,500	
農業改良資金貸付金	820,197	
森林整備公社貸付金	800,000	
母子福祉資金貸付金	597,249	
中筋川ダム関連水道水源開発賛助金	490,202	
就農支援資金貸付金	465,638	
高知県高等学校等奨学金	411,956	
沿岸漁業改善資金貸付金	377,832	
保健師、助産師、看護師等養成奨学金	290,179	
林業・木材産業改善資金	162,560	
高知県・高知市病院企業団貸付金	150,000	
介護福祉士修学資金貸付金	56,519	
寡婦福祉資金貸付金	29,239	
高知県獣医師修学資金貸付金	14,280	
JR瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金	9,440	
高等学校定時制通信制課程修学奨励資金貸付金	690	
小計	31,396,302	
自治福祉振興資金貸付金	5,967,624	全額自治体への貸付であり、監査の対象外とした。
地域総合整備資金貸付金	1,129,493	ふるさと財団への貸付であり、協調融資の民間銀行が代位弁済を行う。県のリスク負担がないため、監査の対象外とした。
災害援護資金貸付金	529,118	自治体への貸付金であり、監査の対象外とした。
離島修学資金貸付金	0	
小計	7,626,235	
合計	39,022,537	

当該債権の中から金額的に重要性があり、かつ、滞納額が大きいものを監査対象としている。

なお、上記の財産に関する調書については、滞納額を含まない残高となっており、滞納額については、別途過年度分の収入未済額として計上されており、貸付金残高の総額は、財産に関する調書における残高と過年度分の収入未済額の合計である。

第3. 監査の結果及び意見

1. 中小企業近代化資金貸付金

(1) 中小企業近代化資金の概要

中小企業近代化資金には、以下のとおり「小規模企業者等設備貸与制度」、「中小企業高度化資金制度」及び「中小企業設備近代化資金制度」が含まれている。

貸与制度	根拠法令等
小規模企業者等設備貸与制度	小規模企業者等設備導入資金助成法 (国の設備貸与制度)
中小企業高度化資金制度	中小企業事業団法 (現 独立行政法人中小企業基盤整備機構法)
中小企業設備近代化資金制度	中小企業近代化資金等助成法

なお、下記の高知県単独機械設備貸与制度及び平成10年度高知県水害復旧対策機械設備貸与制度は、財団法人高知県産業振興センターが貸与機関として運用されており、当章において記述している。

貸与制度	根拠法令等
高知県単独機械設備貸与制度	高知県単独機械設備貸与制度要綱 (県単独の設備貸与制度)
平成10年度高知県水害復旧対策機械設備貸与制度	平成10年度高知県水害復旧対策機械設備貸与制度要綱 (県単独の設備貸与制度)

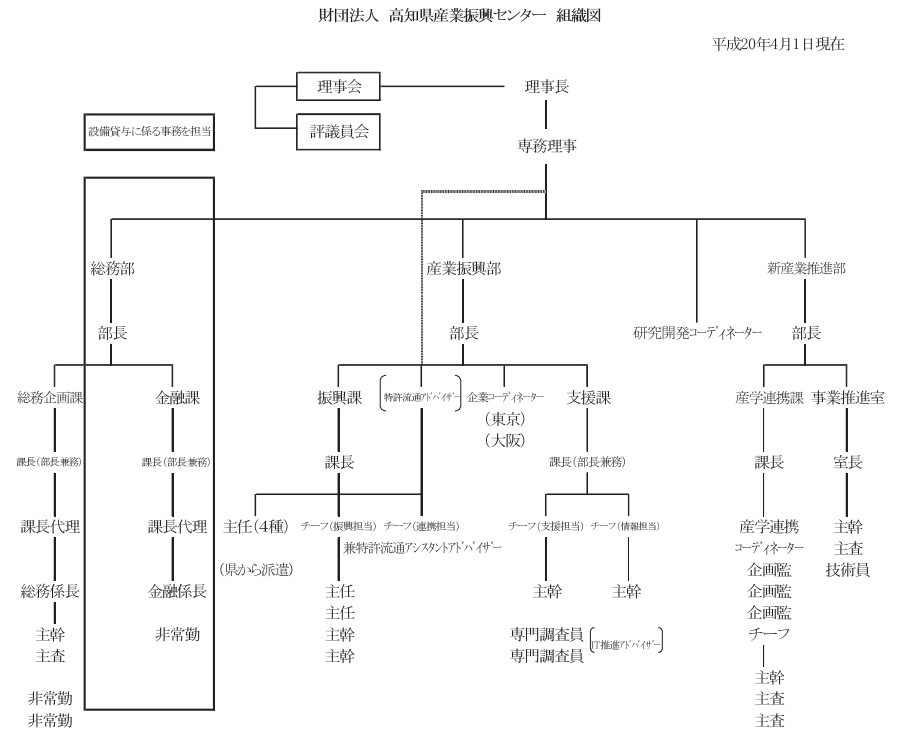
(2) 小規模企業者等設備貸与制度 (以下「設備貸与制度」という。)の概要

1) 担当部課

設備貸与制度は、商工労働部経営支援課が所管しており、実際の貸付・回収に係る業務は財団法人高知県産業振興センター (以下「センター」という。) が小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、実施している。

2) センターの体制

センターの設備貸与制度にかかる体制は、以下のとおりである。



3) 設備貸与制度の貸与内容

① 貸与目的

設備貸与制度は、資金調達力の弱い小規模企業者等に対し、設備の貸与 (割賦又はリース) をし、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を促進することを目的とした制度である。この制度は、返済終了後所有権が移転する「割賦制度」と期間を定めて貸貸 (リース) する「リース制度」がある。貸与対象者及び貸与条件は次のとおり、小規模企業者等設備導入資金助成法等により定められている。

②貸与対象者

ア 業種

- a. 高知県内に工場等がある製造業、建設業、運送業、サービス業、小売業等
- b. 事業実績が1年未満の場合は、商工会、商工会議所・商工連合会等の経営指導を6か月以上受けていること

イ 従業員規模

- a. 製造業、建設業、運送業等 20人以下（知事特認 50人以下）
- b. 卸売業、サービス業、小売業等 5人以下（知事特認 50人以下）

ウ 出資制限

- a. 出資金の1/3以上を中小企業者以外が単独で出資していないこと

③貸与条件

ア 対象設備

小規模企業者等の経営基盤の強化に必要な設備及び創業者の事業のために必要な設備として、下記の条件を満たすもの

- a. 資産計上できるもの（原則として設備単価10万円以上）
法定耐用年数3年（割賦）、4年（リース）以上のもの
- b. 申込み設備を導入することにより、付加価値（営業利益＋人件費＋減価償却費）の向上が一定以上見込まれるもの
- c. 対象にできない設備
 - ◆ 土地、建物、中古設備、動植物
 - ◆ 物品賃貸業における賃貸用の物品等、設備貸与対象者の事業において対象者の管理下でない状態で使用されるもの
 - ◆ 車両（但し、保冷・冷凍車など特殊装置を装着した車両を除く）
 - ◆ その他高知県知事が設備貸与の対象設備として適当でないと判断する設備

イ 貸与限度額

- a. 創業1年以上 100万円～6,000万円
- b. 創業1年未満 50万円～3,000万円

ウ その他

利息等や、償還期間、償還方法、保証金については、下記のとおり設備貸与の方法（割賦制度、リース制度）により異なる。

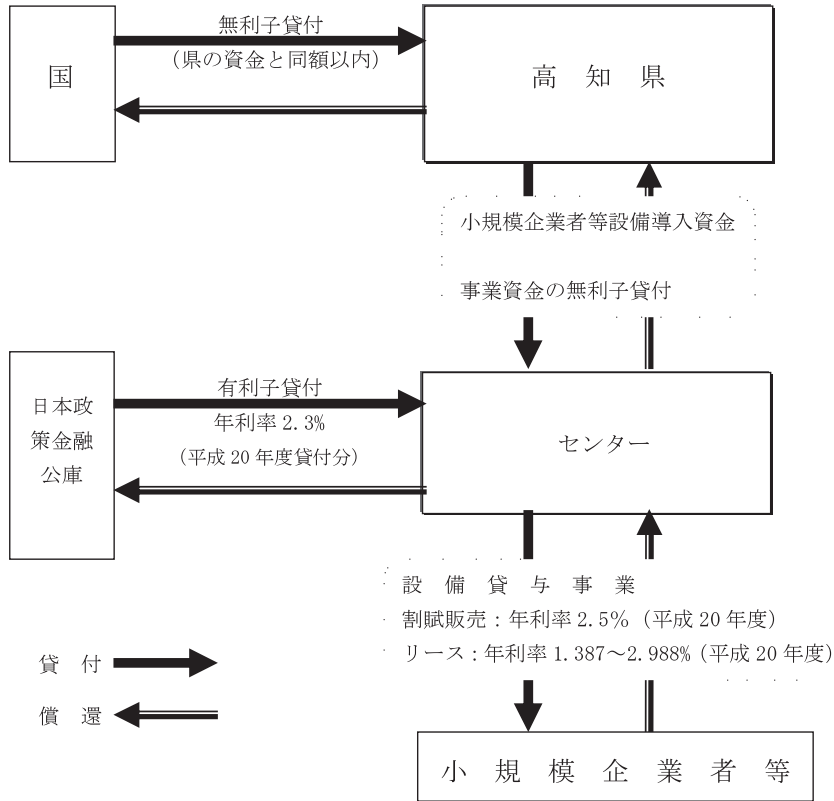
項目	割賦制度	リース制度
利息等	損料（利息）年2.5% （平成20年度）	月額リース料率 2.988%（3年）～1.387%（7年） 税金・損害保険料を含む。 （平成20年度）
償還期間	7年以内（法定耐用年数以内） 但し、公害防止施設には12年以内のものがある。	3年～7年以内 （法定耐用年数以内）
償還方法	半年据え置き 毎月5日に口座振替	設備引渡の翌月又は翌々月から毎月25日に口座振替
保証金	10%（最終償還から順次充当）	不要

なお、連帯保証人について、法人の場合は、代表者の個人保証を含む3名以上、個人企業の場合は、2名を必要とする。

④貸与財源

設備貸与制度は、県の資金と同額以内で国から無利子で資金を借り、センターへ設備貸与のための資金を無利子で貸付け、センターにおいて、その資金と日本政策金融公庫からの借入金を原資にして、設備貸与（割賦及びリース）を行っている。

《小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備貸与制度の財源》



4) 設備貸与制度の運営方法

①申請時の書類

センターでは、設備貸与について利用者の理解と事務を適切に行うため、割賦契約書、リース契約書及び申込書の雛形を定めている。申請者が貸与企業の要件を満たしているかどうかを円滑に判断するため、必要な書類を添付書類としてあらかじめ提示を求めている。

提示が求められる添付書類は以下のとおりである。

- 1 前3事業年度の決算報告書（個人企業の場合は、青色申告書または白色申告書の写し）
- 2 申込直前の月末における合計残高試算表
- 3 申込設備の名称、能力、規格、数量、価格等を記載した見積書及びカタログ又は図面
- 4 県税の納税証明書
- 5 商業登記簿謄本
- 6 連帯保証承諾書
- 7 その他センターが必要と認めた書類

②申請時の審査

センターでは、申請受付時に申込書とその添付書類について貸与の所定の要件が満たされているかをチェックしている。その後、センターの中小企業診断士等が申込者に対し設備貸与の必要性・貸与した場合の回収可能性についてヒアリングを行い、意見を付している。

③貸与意思決定

ア) センター内の審査

センターでは、申込者の提出資料と中小企業診断士等のヒアリング結果をもとに事前協議を行って、外部委員から構成される「設備貸与審査委員会」に付すかどうかを審査される。

イ) 外部委員による設備貸与審査委員会

設備貸与審査委員会は、センター内での審査の結果、設備貸与審査の審議対象となった案件について審査を行う。審査の結果、貸与の承認を得た案件について、貸与が実行される。審査委員は下記のとおり、外部の有識者で構成されている。

【委員の構成（7人）】 (平成20年10月現在)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 高知県中小企業団体中央会理事 | 高知県商工会議所連合会事務局長 |
| 高知県信用保証協会保証部副部長 | 高知県商工会連合会事務局長 |
| 日本政策金融公庫高知支店総括課長 | 商工組合中央金庫高知支店次長 |
| 高知県工業技術センター技術次長 | |

5) 設備貸与の実績

県からセンターへの貸付実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付額	償還額 (*1)	貸付残高 (*1)	滞納金額
平成 15 年度	100,000	188,709 (21,121)	617,052 (103,858)	-
平成 16 年度	101,226	155,403 (25,696)	562,875 (78,162)	-
平成 17 年度	151,940	107,541 (19,542)	607,274 (58,620)	-
平成 18 年度	189,459	125,283 (19,540)	671,450 (39,080)	-
平成 19 年度	151,670	140,999 (19,539)	682,121 (19,541)	-

(*1) 償還額及び貸付残高の()書きは、平成12年度のみを実施された「設備資金貸付事業」の償還額及び貸付残高であり、上段金額の内数である。

①最近5年間の貸与実績

最近5年間の貸与の実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
件 数	15	15	20	29	14
金 額	202,005	202,452	303,880	378,919	303,340

平成19年度の貸与申込及び決定の状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目		割賦	リース	計
申込	件 数	4	14	18
	金 額	112,990	259,308	372,298
決定	件 数	4	10	14
	金 額	112,990	190,350	303,340

②債権残高の状況

債権の状況は、以下のとおりである。平成19年度末現在で割賦が417百万円、リースが881百万円あり、償還期限が到来しても支払われていない債権(滞納額)は、割賦で110百万円、リースで195百万円である。

【割賦】

(単位：百万円)

貸与年度	件数	当初貸与額	平成18年度末残高	平成19年度			平成19年度末残高	滞納額
				貸与額	回収額	当年度発生滞納額		
H10以前	12	187	56	—	3	—	53	53
H11～H13	24	489	131	—	71	3	63	57
H14～H16	17	198	116	—	32	—	84	—
H17～H19	21	271	244	15	42	—	217	—
合計	74	1,145	547	15	148	3	417	110

【リース】

(単位：百万円)

貸与年度	件数	当初貸与額	平成18年度末残高	平成19年度			平成19年度末残高	滞納額
				貸与額	回収額	当年度発生滞納額		
H10以前	14	368	158	—	12	—	146	146
H11～H13	14	265	41	—	29	—	12	7
H14～H16	20	340	209	—	58	20	171	39
H17～H19	38	704	439	198	88	3	552	3
合計	86	1,677	847	198	187	23	881	195

(3) 中小企業高度化資金

1) 制度の概要

中小企業高度化資金（以下「高度化資金」という。）は、平成13年に発覚したいわゆる「モード社に対する闇融資事件」をきっかけに平成16年から休止している。それ以後は、貸付金の回収業務が行われている。

①担当部課

商工労働部 経営支援課

②貸付内容

（貸付を行っていた平成10年度の制度内容を以下に記載している。）

ア 目的

高度化資金は、中小企業が共同して行う経営体質の改善及び環境変化への対応を図るための事業並びに第三セクター等が中小企業者のこれらへの対応などを支援する事業に対して、中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）に基づき、無利子又は長期低利子で直接貸し付けを行う制度である。

本制度は、県が中小企業事業団と協調して、工場団地や卸団地等の集団化事業、商店街を町ぐるみで改造する商店街の近代化事業、第三セクターがこれらの事業を行うために貸し付ける事業等があり、単に中小企業の体質強化対策だけでなく、地域振興対策に資することとしている。

イ 貸付対象企業等

貸付対象企業は、主に以下の要件を満たす企業である。

- a. 資本金の額又は出資の総額が1億円（卸売業は3千万円、小売業およびサービス業は1千万円）以下の会社であるか、常時雇用する従業員が300人（陶磁製の食卓用品、台所用品又はタイルの製造業並びにゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は900人、織物の機械染色整理業600人、鋳業は1000人、伸銅品製造業は500人、卸売業は100人、小売業及びサービス業は50人）以下の会社及び個人のいずれか一方に該当するもの
- b. 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- c. 特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が上記aに該当するもの

ウ 貸付条件

- a. 貸付利子 無利息から2.7%
- b. 貸付限度額 貸与設備に応じて、設備購入価額の65%～100%
- c. 償還期間 設備の種類に応じて、5年～20年
- d. 据置期間 設備の種類に応じて、1年～10年

③債権の状況

高度化資金の平成19年度の債権の償還と残高の状況は、以下のとおりである。

（単位：千円）

貸付制度	平成18年度末		償還額	不納 欠損	平成19年度末		
	件数	金額			件数	金額	内滞納額
高度化資金	84	8,862,325	1,284,368	28,603	82	7,549,354	3,485,477

注：件数は、契約件数である。

注：滞納額は、約定期日に入金とならなかった金額である。

(4) 中小企業設備近代化資金

1) 事業の概要

中小企業設備近代化資金（以下「近代化資金」という。）は、平成11年度まで実施されていた制度である。それ以後は、貸付金の回収業務が行われている。

①担当部課

商工労働部 経営支援課

②貸付の内容

（貸出を行っていた平成10年度の制度内容を以下に記載している。）

ア 目的

中小企業が行う設備の近代化に対して、中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）に基づき、県が国から原資の一部の補助を受け特に信用力及び担保力に弱い中小企業の必要な設備資金を無利子で貸付け、中小企業に生産性の向上と経営の安定を図ることを目的としている。

イ 貸付対象企業等

貸付対象企業は、主に以下の要件を満たしたものである。

- a. 原則として青色申告企業
- b. 資本の額又は出資の総額が1億円（卸売業は3千万円、小売業及びサービス業は1千万円）以下であるが、常時雇用する従業員の数が300人（鉱業は1,000人、卸売業は100人、小売業及びサービス業は50人）以下のいずれか一方に該当するもの
- c. 県内に工場又は事業場を有する中小企業者であって、中小企業庁が指定する業種に該当するもの
- d. 原則として事業実績を1年以上有するもの
- e. 大企業等が、当該企業の発行済み株式の3分の1又は総出資額の3分の1を超えて出資していないもの
- f. 最近5年間に、本制度資金を3回以上借りていないもの
- g. 過去3年間の平均利益が3千万円以下であるもの
- h. 金融機関の実質借入残高が290百万円を超えていないもの

ウ 貸付条件

- a. 貸付利子 無利息
- b. 貸付限度額 500千円～40,000千円
- c. 償還期間 5年間
- d. 据置期間 1年間

③債権の状況

近代化資金の平成19年度の債権の償還と残高の状況は、以下のとおりである。

（単位：千円）

貸付制度	平成18年度末		償還額	不納 欠損	平成19年度末		
	件数	金額			件数	金額	内滞納額
近代化資金	11	44,197	19,663	558	8	23,976	23,976

注：件数は、契約件数である。

注：滞納額は、約定期日に入金とならなかった金額である。

(5) 高知県単独機械設備貸与制度の概要

高知県単独機械設備貸与制度（以下「県単独設備貸与制度」という。）は、新鋭の機械設備類を県内中小企業へ貸与する事業を実施することにより、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備貸与事業を補完するとともに、県内中小企業の経営基盤の強化を促進し、県内中小企業の振興に寄与しようとするものである。センターが貸与実施機関を担っており、県から資金を借り入れて事業を実施していた。

この県単独設備貸与制度は、平成13年度を最後に新規の受付を行っておらず、平成14年度以後は、センターが貸与者からの回収業務を行っている。

県からセンターへの貸付実績は、以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	貸付額	償還額	貸付残高	滞納金額
平成15年度	106,302	106,302	0	0
平成16年度	81,278	81,278	0	0
平成17年度	55,643	55,643	0	0
平成18年度	43,894	43,894	0	0
平成19年度	35,534	35,534	0	0

センターから設備貸与者への債権の状況は、以下のとおりである。

【割賦】（単位：百万円）

貸与年度	件数	当初貸与額	平成18年度末残高	平成19年度			平成19年度末残高	滞納額
				貸与額	回収額	当年度発生滞納額		
H10以前	3	29	6	—	—	—	6	6
H11～H13	4	143	64	—	14	—	49	47
合計	7	172	70	—	14	—	55	53

【リース】（単位：百万円）

貸与年度	件数	当初貸与額	平成18年度末残高	平成19年度			平成19年度末残高	滞納額
				貸与額	回収額	当年度発生滞納額		
H3	1	65	5	—	—	—	5	5
合計	1	65	5	—	—	—	5	5

(6) 平成10年度高知県水害復旧対策機械設備貸与制度の概要

平成10年度高知県水害復旧対策機械設備貸与制度は、平成10年9月24日から25日の豪雨により、被災した県内中小企業者が災害復旧に必要な設備を貸与する事業を実施することにより、被災中小企業の経営の安定に努めることを目的とした貸与制度である。センターが貸与実施機関を担っており、県から資金を借り入れて事業を実施していた。

この平成10年度高知県水害復旧対策機械設備貸与制度は、要綱において、詳細を定めているが、受付期間は、平成10年10月6日から同年12月30日までであり、それ以後は新規受付を行っていない。

それ以後は、センターが貸与者からの回収業務を行っている。

県からセンターへの貸付実績は、以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	貸付額	償還額	貸付残高	滞納金額
平成15年度	48,927	48,927	0	0
平成16年度	37,998	37,998	0	0
平成17年度	27,060	27,060	0	0
平成18年度	17,400	17,400	0	0
平成19年度	9,380	9,380	0	0

センターから設備貸与者への債権の状況は、以下のとおりである。

【割賦】（単位：百万円）

貸与年度	件数	当初貸与額	平成18年度末残高	平成19年度			平成19年度末残高	滞納額
				貸与額	回収額	当年度発生滞納額		
H10	1	64	8	—	8	—	—	

【リース】（単位：百万円）

貸与年度	件数	当初貸与額	平成18年度末残高	平成19年度			平成19年度末残高	滞納額
				貸与額	回収額	当年度発生滞納額		
H10	1	15	4	—	1	—	3	

(7) 監査の結果

1) 平成19年度末の財産に関する調査と実態との照合

平成19年度の「財産に関する調査」では、平成19年度末の貸付残高(設備貸与資金、高度化資金及び近代化資金)は、合計で4,745百万円である。この財産に関する調査に記載されている金額は収入未済額(調定されたが入金となっていない金額)が除かれており、実際の債権金額はこの収入未済額と財産に関する調査に記載されている金額の合計額である。

平成19年度末現在の債権金額について、「財産に関する調査」及び「収入未済額」の合計額と経営支援課の債権残高とを照合したところ一致していた。

(単位：千円)

県の決算書		経営支援課の債権残高	
財産に関する調査の貸付残高	4,745,997	設備貸与資金	682,120
収入未済額		高度化資金	7,549,354
中小企業企業近代化資金 助成事業特別会計	23,976	近代化資金	23,976
中小企業企業近代化資金 助成事業特別会計	10,667		
	3,474,810		
合計	8,255,450	合計	8,255,450

2) センターの設備貸与に係る事務

①事業報告書の記載について

センターの平成19年度の事業報告書では、申込及び決定の状況として、申込件数18件、貸与不承認4件と記載されていた。また、同報告書に記載されている設備貸与審査委員会の開催状況は以下のとおり、18件審議した結果、14件が貸与承認されている。

しかし、設備貸与審査委員会の議事録では、審議件数は14件であり、14件全てが貸与承認されたことになっている。

事実に基づいて事業報告書に記載する必要がある。

《設備貸与審査委員会の開催状況》

(単位：千円)

回数	開催日	審査		決定	
		件数	金額	件数	金額
1	4/24	3	31,074	1	15,800
2	5/22	2	62,643	2	62,640
3	6/19	1	11,025	1	11,025
4	7/26	2	18,175	2	18,175
5	9/7	3	65,946	1	13,000
6	10/30	2	41,895	2	41,160
7	12/21	4	102,165	4	102,165
8	2/12	1	39,375	1	39,375
合計		18	372,298	14	303,340

② 平成19年度の設備貸与の検証

設備貸与制度は、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年5月22日法律第115号)に基づく制度であり、貸与対象企業や貸与条件については法令、規則等で定められている。

ア 貸与対象企業、貸与物件について

貸与時の合規性について、下記に記載している貸与対象企業の条件や対象物件について、平成19年度に貸与を決定した14件(割賦4件、リース10件)を検証した。検証した項目は、以下のとおりである。

【貸与対象企業】

- 対象企業及び設備の設置場所が高知県内であること
- 従業員数の規模が法令の要件を充足していること
- 出資制限について法令の要件を充足していること

【貸与物件】

- 資産計上ができるものであること
- 法定耐用年数が、割賦の場合は3年以上、リースの場合は4年以上
- 貸与限度額が法令に抵触していないこと
- 利息の利率が法令に抵触していないこと
- 償還方法が法令に抵触していないこと
- 割賦の保証金が法令に抵触していないこと
- 連帯保証人が法人の場合は代表者を含む3人以上、個人の場合は2人以上と契約していること

以上の点から検証した結果、特記すべき事項は見受けられなかった。

イ 設備貸与の意思決定について

設備貸与の申請者から申込書が提出されると、センターの担当者は申込書類の検査及び事業内容について申請者に対するヒアリングによる調査を実施し、中小企業診断士等による診断を受け、申込書と審査会調書（案）等を添付してセンター内で事前協議が行われているとのことである。この事前協議では投資計画、資金計画等を多角的に検討し、調査不足の点や疑問点を洗い出し、場合によっては再調査を実施し、企業と投資計画の見直し、延期等について協議を行うこととしている。

事前協議の結果、貸与の実施が適切と認められた場合は、外部審査員による設備貸与審査委員会の審議に付される。

しかし、センター内での協議過程の記録等が残されておらず、事前協議の過程が不明瞭である。事前協議については議事録等を残すことが必要である。

ウ 債務超過先（甲社）への貸与について

当該設備貸与先の状況は以下のとおり債務超過となっている。

貸借対照表

(平成 19 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)

流動資産	4,129	流動負債	3,117
固定資産	1,677	固定負債	4,804
		負債合計	7,921
		純資産	△2,114
資産合計	5,807	負債・純資産合計	5,807

銀行等においては、上記のような債務超過会社に融資などの信用供与をするときは、その債権の回収可能性を十分に検討して慎重に行われている。本設備貸与制度の趣旨からすると、銀行のような商業ベースの論理と同一に議論すべきでないが、県が債務超過会社に資金を貸し付ける場合もその資金が回収されなければ公的な資金を減失してしまうことになるので、事業計画の実行可能性及び償還計画等について十分検討する必要がある。

しかし、センターでは、貸与の意思決定は、設備貸与審査委員会の意見に基づいて、理事長が決定することであり、その記録があれば十分であるとしてセンター内の協議過程を記録に残していない。

この案件における設備貸与審査委員会の議事録では、2～3の簡単な質疑回答だけで決定しており、十分な検討が行われているとは感じられない。

センターは県とは異なる法人格とはいえ、設備貸与の原資の2分の1は公金である以上、県と同様に説明責任が問われるべきである。したがって、平成 20 年 9 月 22 日に知事へ報告された「県政改革に関する検証委員会」の報告書にあるように、「透明性ある県政、説明責任を果たせる県政の仕組み」に基づき、県民に十分説明できるだけの資料を残しておく必要がある。

③ 設備貸与後のフォローについて

ア 決算書について

借主の決算書については、なるべく入手することとしており、必ずしも入手が徹底されていない。滞納の有無にかかわらず、債権管理上、債務者の決算書を入手し、状況の変化などを早期に把握し、対応できるようにしておくべきである。

上述の甲社の貸与直後の決算書（平成 20 年 3 月期）は入手されていなかった。貸与時に債務超過であるにもかかわらず、貸与後の状況の変化に注意すべきであるが、これを怠っている。早急に決算書を入手し状況の変化がないかどうかを確認する必要がある。

イ 利用状況報告書

「小規模企業者等設備導入資金助成法第 12 条 1 項に基づき、小規模企業者等設備導入貸与事業に関する事業計画書作成の基準を定める件」（平成 12 年 3 月 31 日通商産業省告示 172 号の 8（1））によると、借主は、毎事業年度終了後速やかに、対象設備に係る毎事業年度末現在における利用状況を貸与機関に対して報告することとされているが、平成 15 年度以降は入手していない。これは、当時の県の担当課とセンターとの間で、利用状況報告書を入手しないよう整理したためである。

法令上、利用状況報告書を求めているのは、貸与設備を申請者が実際に利用していることを確認するためのものと考えられるため、その趣旨にしたがって、運用すべきものである。

④センターで管理している個別管理台帳について

センターでは、リースや割賦債権について返済予定表を個別管理台帳として利用し管理している。

このため、現在の債権残高や滞納額を把握しようとしても、過去からの入金額等を加減算しなければ算出できず、非常に不明瞭である。

債権管理で重要なことは、当月の入金予定額がいくらあるのかを管理するのではなく、滞納額、現在残高及び債務者の状況を把握し、今後の回収可能性を判断することにある。

したがって、個別管理台帳では、当初貸与額、入金額、滞納額、現在残高が即座にわかる資料でなければならない。

そうすることにより、滞納が始まった場合、早期に債務者を訪問し、現在の事業の状況や今後の回収可能性等を把握し、滞納額を放置することによる違約金の増大を防ぐ方策が検討できる。

早急に改善し、管理者のみならず監査等の外部のものが見ても明瞭に分かるような個別管理台帳を作成する必要がある。

⑤大口滞納者の状況

ア) 大口滞納者の状況について

大口滞納者10社の平成20年6月末における回収すべき債権額の状況は、以下のとおりである。

(割賦)

(単位：千円)

NO	取引形態	契約年度	契約額	最終入金年月(*1)	債権額			摘要
					未収金	違約金等(*2)	計	
A	リース	H9年	32,516	平成20年6月	9,136	23,076	32,212	設備は使用中。月額50万円を支払う約束をしている。平成20年12月以降は10万円を支払う約束である。
	リース	H10年	38,438		34,278	20,978	55,255	
B	割賦	H12年	66,277	平成17年5月	38,285	12,572	50,856	県の単独事業。債務者及び連帯保証人は破産。
	割賦	H13年	18,025	平成16年2月	9,589	3,078	12,667	
C	リース	H13年	64,386	平成20年6月	28,949	27,789	56,738	設備はH16に引上げ売却済み。債務者の事業は廃止し、連帯保証人は3人のうち2人破産。残りの1人が月3万円支払。
D	リース	H元年	21,286	平成20年6月	12,758	22,159	34,916	設備は債務者が使用中。H4に月8万円支払う誓約書を提出。H13に月2万円支払う誓約書を提出。
E	リース	H14年	5,105	平成20年4月	2,444	322	2,766	設備は引上げ、センターで保管。債務者は破産。4人の連帯保証人のうち2人は破産。
	リース	H14年	32,827		26,772	4,338	31,110	
F	リース	H5年	21,453	平成11年2月	15,669	17,998	33,667	設備は連帯保証人が保管。債務者の事業は廃止し、2人の連帯保証人は、年金生活者と闘病中である。

(*1)平成20年6月までの最終入金年月。

(*2)違約金等には、遅延利息も含む。

(単位：千円)

NO	取引形態	契約年度	契約額	最終入金年月(*1)	債権額			摘要
					未収金	違約金等(*2)	計	
G	リース	H8年	24,788	H10年9月	17,116	12,988	30,103	債務者は破産。3人の連帯保証人のうち、1人は破産。
H	割賦	H7年	52,537	平成20年6月	17,204	12,433	29,636	設備は引上げ、売却済み。債務者の事業は廃止し、4人の連帯保証人のうち1人が破産。1人の連帯保証人が月1万円支払。
I	割賦	H12年	66,683	H19年8月	20,515	4,279	24,794	設備は債務者が使用中。H19に残債一括請求。
J	割賦	H9年	37,921	平成20年6月	11,390	11,213	22,604	債務者の事業は廃止しているが、設備は連帯保証人が月20万円を支払って使用しており、当金額を債権額の回収へ充当している。

(*1)平成20年6月までの最終入金年月。

(*2)違約金等には、遅延利息も含む。

イ) 各債務者の状況について

i. 1回の償還が少額なものについて

債務者Cは、月3万円を返済する約束となっているが、債権元本を回収するのに80年以上要し、債務者Dは、50年以上、債務者Hは、140年以上を要し、現実的な回収方法ではない。

ii. 債務者が破産しているものについて

債務者E、Gは、いずれも債務者は破産しており、連帯保証人も一部の人は破産している状況である。破産していない連帯保証人から現実的な回収方法での償還の約束をする必要がある。

iii. センターの対応が遅れているものについて

債務者Fは、平成11年以降入金が途絶えてから、貸与設備を部品に分解して連帯保証人に保管をしてもらっているということであるが、センターではその部品について現物を確認されていない。長期間放置するのは怠慢であり、早急に現物をセンターの支配下におき、処分するなどの対応が必要である。

債務者Iは、平成19年度に期限の利益を喪失して、残債を一括請求しているが、平成19年8月以降入金がない。このような状況でも設備は債務者が使用を継続している。設備の引き上げなどの具体的な対応を早急にする必要がある。

⑥貸与実行して早期に滞った案件を個別に検証

ア) 案件1(乙社)について

i. 取引の概要

平成8年3月、乙社より財団法人中小企業公社(現(財)高知県産業振興センターであり、以下「センターという。」)に油圧ショベル(物件価額5,150千円)の設備貸与申込が行われ、契約金額5,613千円の割賦契約を締結し、割賦損料を一回分回収したが、その後滞納した。貸与物件を引き上げて売却し、債権額に充当後の残債(4,933千円)があり、平成19年度末現在、違約金及び遅延利息と合わせて7,945千円が滞納している。

ii. 貸与時の審査について

設備貸与申込が行われた時、センターでは平成6年3月期及び平成7年3月期の決算書から次のように企業診断を行っていた。

経営者は、営業型の誠実な性格の持ち主であり、事業に対する意欲の旺盛な人物であり、企業の将来性については、県道の改修工事や下水道工事の発注が南国市・土佐山田町・野市町などから随時で見込まれ、償還能力についても償還財源が確保できるものと判断していた。

「設備貸与審査委員会」は、センター内の企業診断の資料をもとに調書が作成されて貸与する意思決定を行っている。

乙社の平成7年3月期の貸借対照表によると、当該年度に5百万円増資し、現金預金が11百万円あり資金的に余裕があるのに貸与申込(平成8年3月)を行うのは不自然であるが、この点についてセンター内では直近の試算表に基づく検討を行っていない。このような不自然な決算書については、この決算書自体が適切であるかを検討する必要がある。

また、設備貸与審査委員会の審議については、センターの事務局からの調書を前提に審査を行っているが、調書の内容からすると、事務局の結論を迫認するのみで結論ありきの議論となってしまうのではないかと疑問を呈さざるをえない。

この乙社の件のように、一回分の割賦損料のみ入金し滞留してしまったという点を反省し、厳格な審査が望まれる。

iii. 貸与後のフォローについて

乙社への貸与審査は、平成6年3月と平成7年3月期の決算書を前提に審査を行ったが、貸与後の平成8年3月期の決算書は入手されていなかった。

貸与後の決算書を手し、貸与時の審査で検討された受注の状況や設備使用者の状況をフォローすることが必要である。

貸借対照表

(単位:円)

項目	平成6年3月期	平成7年3月期
現金預金	5,572,255	11,937,936
売掛金	645,392	2,797,000
未収入金	2,600,000	—
その他流動資産	4,728,377	—
(流動資産計)	(13,546,024)	(14,734,936)
車両運搬具	2,940,852	1,155,008
工具器具備品	448,792	283,188
(有形固定資産計)	(3,389,644)	(1,438,196)
≪資産合計≫	16,935,668	16,173,132
買掛金	1,189,601	2,704,580
未払金	2,078,019	—
未払費用	1,432,725	—
前受金	195,650	—
預り金	—	357,709
仮受金	5,050,000	—
(流動負債計)	(9,945,995)	(3,062,289)
長期借入金	1,808,000	4,125,000
(負債合計)	(11,753,995)	(7,187,289)
資本金	5,000,000	10,000,000
剰余金	181,673	△1,014,157
(資本合計)	(5,181,673)	(8,985,843)
≪負債・資本合計≫	16,935,668	16,173,132

損益計算書

(単位:円)

項目	平成6年3月期	平成7年3月期
売上高	20,453,420	22,544,200
売上原価	16,130,480	16,093,593
売上総利益	4,322,940	6,450,607
販売費及び一般管理費	3,074,424	7,771,920
営業利益	1,248,516	△1,321,313
営業外収益	165,162	453,876
営業外費用	1,359,074	328,393
経常利益	54,604	△1,195,830
当期純利益	54,604	△1,195,830
前期繰越利益	127,069	181,673
当期末処分利益	181,673	△1,014,157

(イ) 案件2 (丙社) について

i. 取引の概要

平成17年2月にリース料総額14,464千円のリース契約を締結して、3月より設備貸与を行っているが、平成18年3月から滞納している。平成19年度末現在、リース料未収金が4,305千円(25ヶ月分滞納)、延滞違約金470千円であり、期日未到来のリース料が8,265千円である。丙社は休眠会社となっており、兄が経営する会社が貸与物件を使用している。

ii. 設備貸与使用料の請求

センターでは債務者の期限の利益を喪失させて貸与物件を引き上げるかを検討しているが、リース物件はセンターの所有物であるので、現在使用している会社へこれまでの使用に係る設備貸与のリース料相当額の請求を行うべきである。

iii. 設備貸与審査委員会調書への不実の記載について

設備貸与の意思決定を行っている設備貸与審査委員会は、事務局から提出される設備貸与審査委員会調書に基づき審議を行っているが、当案件の場合、この調書には、「・・・償還については、上記のように可能である。また、運転資金については、メインバンクが支援するとのことである。(メインバンクの支店次長に確認)」旨が記載されていた。実際に丙社が滞納した時は、銀行の支援はなかった。

メインバンクの支援の可否に関しては、当該メインバンクの融資担当役員と面談して確認し、面談の内容の記録を残しておく必要がある。

そうでなければ、設備貸与審査委員会の委員の立場から考えると、審査の際、事務局からの調書にメインバンクの支援がある旨が記載されていると短期間で滞納するというリスクはないと考えるのは至極当然であり、委員の判断をミスリードすることになってしまうからである。

iv. 貸与後のフォローについて

丙社の貸与後の決算期(平成17年3月期)の決算書も、入手されていなかった。設備使用者の状況をフォローすることが必要である。

⑦時効の中断の手続き

時効の中断は、債務者から債務額の確認書を入手することにより行うことができる。また、この確認書の提出を拒む債務者については、裁判上の請求を行うことにより時効の中断を行うことが適切な対応と考えられる。

しかし、センターでは、滞納者から支払誓約を入手することにより行うこととしているが徹底されていない。また、裁判上の請求については検討しているがこれまで実行したことはない。

債務者からの確認書の入手を徹底し、それを拒むような債務者には裁判上の請求を行うことにより、時効の中断を徹底する必要がある。

3) 高度化資金及び近代化資金の滞納債権

ア) 大口滞納者の状況について

平成19年度末現在の支払期日が経過しているが回収できていない滞納債権のうち約1億円以上の滞納のあるものの状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

NO	契約年度	契約額	最終入金年月(*1)	債権額(*2)	摘要
A	H3	2,063,867	H20年5月10	1,120,789	主たる債務者は、破産しており、連帯保証人は、13人のうち2人は死去し、いずれの相続人も放棄している。連帯保証人のうち5人は自己破産し、1人は自己破産申立中である。県は残りの連帯保証人5人に請求を行っている。
B	H6~H7	1,443,500	H20年6月45	1,324,853	H19は担保処分による収入が含まれている。連帯保証人は以下のとおり、各自の資力の範囲内での回収が進められている。 a氏 月10千円支払(H20.1以降償還なし) 県単に充当 b氏 月20千円支払 c氏 月5千円支払 d氏 破産免責(不定期償還中) e氏 破産免責 f氏 破産免責 g氏 死去(全相続人放棄) h氏 死去(全相続人放棄)
C	S59	593,500	H15年3月999	564,226	平成15年度以降入金実績はない。連帯保証人7人のうち5人が死去しており、その相続人も連帯保証人3人に係る者は放棄している。担当課としては債権放棄の方針であるため現況通知による請求手続はされていない。担保権は実行済みである。

(*1)平成20年6月までの最終入金年月。

(*2)債権額には、違約金は含んでいない。違約金は、債権額が完済されてから回収される。

(単位:千円)

NO	契約年度	契約額	最終入金年月(*1)	債権額(*2)	摘要
D	S59	189,780	H19年8月 1,680	186,150	主たる債務者から毎年1,680千円を支払う約束をしている。 連帯保証人は7人のうち2人が死去しており、この死去している連帯保証人には5人の相続人がおり、うち3人は放棄している。 担保権は実行済みである。
E	S49	221,840	H20年5月 336	175,281	当初の債務者から事業を引き継いだ債務引受者が毎年2百万円を、H22年度は171百万円を支払う約束をしている。 土地及び建物は抵当権を設定(第1順位)している。 連帯保証人は12人のうち4人は死去している。連帯保証人及びその相続人へ請求していない。
F	H10	109,590	H18年3月 238	89,860	主たる債務者は、破産手続き中であり、担保も処分中である。 連帯保証人2人のうち1人は破産手続き中に死亡し、財産を処分中である。もう一人は破産手続き中である。

(*1)平成20年6月までの最終入金年月。

(*2)債権額には、違約金は含んでいない。違約金は、債権額が完済されてから回収される。

イ) 債務者の状況について

i. 債務者の事業が破綻している場合

債務者A、B、C、Dのように、主たる債務者は破産又は休業し、連帯保証人やその相続人も大多数は年金や各自の給料を原資に債務の返済を行っている状況であり、全額を回収するまで数十年から数百年を要するものもある。

このような案件については、債務者が現実的に支払うことができる期間をもとに償還計画を作成し、それ以外の債権額は不納欠損にするという処理を検討することが望まれる。

ii. 債務者の事業が継続している場合

債務者Eのように事業を継続し、その資金で債務の返済を行っているようなところは、事業の継続を前提に償還計画を作成し、債権の回収に努めることが望まれる。

2. 農業改良資金貸付金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

農業振興部 協同組合指導課

2) 根拠法令等

農業改良資金助成法
 農業改良資金助成法施行令
 農業改良資金助成法施行規則
 農業改良資金制度運用基本要綱
 高知県農業改良資金貸付規則
 高知県農業改良資金事務取扱要領
 高知県農業経営改善関係資金基本要綱

3) 貸付の内容

①貸付目的

農業改良資金助成法に基づき、新たな農業部門の経営開始、又は新たな生産方式の導入等、農業改良措置を実施するための資金を貸し付け、農業の安定と農業生産力の増強を図る。

②貸付対象者

- ア 認定農業者
- イ 認定就農者
- ウ 主業農業経営の経営者
 - a. 農業所得が総所得の過半、又は農業粗収益が200万円以上（法人は、1,000万円以上）であること
 - b. 主としてその農業経営に従事すると認められること
 - c. 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が主として農業に従事すること
 - d. 簿記記帳を行っていること
- エ アからウまでの家族経営の経営主以外の農業者で次のことが明確になっている家族経営協定を締結している者
 - a. 経営のうち一部の部門について主宰権があること
 - b. その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること
- オ 次の要件を全て満たす集落営農組織
 - a. 定款・規約を有すること
 - b. 一元的な経理を実施していること
 - c. 法人化計画を有すること

- d. 農用地の利用集積の目標を設定していること（水田作・畑作に係わる農業経営のみ）
- e. 主な従事者が目標農業所得額を設定していること
- カ アからエまでの者が全構成員の過半を占める法人格を有しない任意団体
- キ 導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入するエコファーマー

③貸付条件

- ア 償還期間 原則として10年以内
- イ 利子 無利子
- ウ 貸付金の限度額は次のとおり。ただし、認定農業者以外の者については、農業改良措置の導入に必要な経費の額の8割に相当する額と次に掲げる額のいずれか低い額とする。
 - a. 農業者 1,800万円
 - b. 法人その他の団体 5,000万円

④貸付機関

農業協同組合（以下、「農協」という。）

なお、県の直接貸付は平成14年度で終了し、それ以降は農協を通して行う転貸のみとなっている。

4) 貸付実績

平成15年度以降の貸付実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	貸付額	償還額	貸付残高	滞納額
平成15年度	83,021	483,273 (482,330)	2,032,345 (1,930,890)	62,778
平成16年度	109,522	404,842 (399,967)	1,737,025 (1,530,923)	76,998
平成17年度	99,473	384,124 (360,728)	1,452,374 (1,170,195)	77,031
平成18年度	32,275	317,703 (294,802)	1,166,946 (875,393)	79,944
平成19年度	5,410	261,555 (236,868)	910,801 (638,525)	90,604

県の直接貸付は平成14年度で終了しているため、上表の貸付額は全て農協を通して行う転貸によるものである。

償還額及び貸付残高は、平成14年度までの直接貸付によるものとそれ以降の農協を通して行う転貸によるものがあり、前者は括弧内に内数で記載している。

滞納額の全てが、平成14年度までの県の直接貸付により発生している。また、約定償還日が到来しているものの収入未済額である。平成19年度において、上表の滞納額90,604千円と、これに係る約定償還日が到来していないもの45,814千円との合計額は136,418千円である。

(2) 監査の結果

1) 貸付時の合規性等について

①貸付時の合規性について

平成19年度の貸付について、県貸付金貸付申請書、農業改良資金県貸付金支払請求書、貸付契約書を全件閲覧したところ、所定の手続に準拠して行われていた。

②償還事務の合規性について

平成19年度の償還について、サンプルで10件を抽出し、領収済通知書と突合したところ、書類の不備及び不整合は認められなかった。

③督促の適切性等について

高知県農業改良資金事務取扱要領（以下「要領」という。）によると、滞納が発生した場合は償還期日後1カ月以内に督促状を発送することとなり、発送状況についてサンプルで10件を抽出し調査したところ、所定の手続に準拠して行われていた。また、長期滞納については、借受者及び連帯保証人に対して債務状況を年1回一斉に通知しているほか、必要と認めた場合に督促を行っている。

違約金は、要領に基づき計算され、債務状況を通知する際に違約金も通知している。

2) 滞納債権の状況

平成19年度末時点での滞納債権の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

貸付年度	滞納額
昭和53年度	1,370
平成2年度	7,152
平成3年度	10,292
平成4年度	7,317
平成7年度	326
平成8年度	12,077
平成9年度	4,149
平成10年度	10,628
平成11年度	32,617
平成12年度	4,254
平成13年度	422
計	90,604

大口滞納者の上位10名の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

借受者	貸付年度	貸付総額	元利入金総額(*1)	最終入金年月(*2)	平成19年度末		
					元金(*3)	違約金	計
A	平成2年	10,800	3,648	平成20年 8月	7,152 (7,152)	13,508	20,660
	平成3年	9,000	6		8,994 (8,994)	12,222	21,216
	平成4年	7,323	6		7,317 (7,317)	7,773	15,090
	計	27,123	3,660		23,463 (23,463)	33,504	56,967
B	平成11年	39,000	155	平成15年 3月	39,000 (29,250)	10,597	49,597
C	平成8年	12,350	3,290	平成20年 7月	9,060 (9,060)	5,363	14,423
D	平成10年	14,000	6,985	平成20年 5月	7,286 (3,245)	721	8,007
E	平成9年	7,848	4,495	平成20年 8月	3,353 (3,353)	3,168	6,521
F	平成10年	13,000	7,779	平成19年 5月	5,393 (3,536)	409	5,803
G	平成2年	9,000	9,000	平成20年 7月	- (-)	1,871	1,871
	平成3年	7,354	6,056		1,298 (1,298)	2,297	3,595
	計	16,354	15,056		1,298 (1,298)	4,168	5,466
H	平成10年	15,030	10,744	平成20年 6月	5,087 (3,209)	231	5,319
I	昭和53年	3,000	1,721	平成20年 4月	1,370 (1,370)	3,801	5,171
J	平成8年	9,816	5,783	平成20年 4月	4,244 (3,017)	471	4,716

(*1) 違約金を含む平成20年5月末までの入金額

(*2) 平成20年8月までの最終入金年月

(*3) 平成19年度末までに約定償還日が到来していないものを含む。なお、平成19年度末までに約定償還日が到来しているものの収入未済額を括弧内に内数で記載している。

上記の10名に対する最近の督促等の実施状況は以下のとおりである。

借受者	入金状況	督促等の状況
A	平成16年4月の償還誓約書に基づき、借受者から毎月4万円の入金がある。	平成20年4月に借受者、連帯保証人2名、連帯保証人の相続人3名へ債務状況を通知。
B	平成15年3月に一度だけ借受者から155,432円の入金(違約金に充当)があったが、それ以外で入金はない。	平成15年11月に借受者と面談。その後、借受者とは、年1回の頻度で面談。 平成17年に連帯保証人4名と個別に面談。 平成20年4月に借受者、連帯保証人6名へ債務状況を通知。 平成20年7月に借受者の代表者と他の連帯保証人5名を集め協議会を開催しようとしたが、借受者の代表者と連帯保証人1名しか集まらなかった。 借受者に償還を求めても、具体的な償還計画は示されない。また、資力に関する調書の提出を借受者に再三依頼するが、提出されない。
C	償還誓約書に基づき、借受者から毎月3万円の入金がある。	平成20年4月に借受者、連帯保証人3名へ債務状況を通知。
D	平成20年3月に毎月20万円の償還を約する償還誓約書を手するが、入金は不定期である。	平成20年4月に借受者、連帯保証人2名、連帯保証人の相続人4名へ債務状況を通知。
E	償還誓約書に基づき、連帯保証人から毎月2万円の入金がある。	平成20年4月に連帯保証人2名へ債務状況を通知。 借受者は自己破産により免責。
F	平成20年11月の償還誓約書に基づき、借受者から毎月30万円(平成21年1月からは10万円)の入金がある。	平成20年4月に借受者、連帯保証人3名へ債務状況を通知。 平成20年7月納期限分も延滞。 平成20年8月に借受者へ督促状送付。 平成20年11月に借受者から償還誓約書入手。
G	借受者から毎月2万円の入金がある。	平成20年4月に借受者、連帯保証人2名へ債務状況を通知。 平成16年5月に償還誓約書が提出されている。
H	平成20年4月に毎月12万円の償還を約する償還誓約書を手するが、入金は不定期である。平成20年10月からの入金が無い。	平成20年4月に借受者、連帯保証人3名へ債務状況を通知。 平成20年11月に借受者へ電話。 また、指導機関から指導している。
I	平成20年4月に借受者から2万円の入金があった。	連帯保証人が平成8年10月と平成11年1月にそれぞれ亡くなっているが、相続人について相続放棄等の確認がなされたのは平成19年1月であり、それまで相続人との接触はなかった。 平成20年10月に借受者、連帯保証人1名、連帯保証人の相続人3名へ債務状況を通知。 平成20年12月に借受者と面談。 借受者に償還を求めても、具体的な償還計画は示されない。また、資力に関する資料の提出を求めても、拒まれている。
J	償還誓約書に基づき、連帯保証人から毎年6万円の入金がある。	平成20年1月と8月に借受者と面談等を行って、償還誓約書の提出を依頼したが、提出されない。 平成20年4月に借受者、連帯保証人3名へ債務状況を通知。 平成20年12月納期限分も延滞したため、借受者へ電話。

3) 悪質な事例について

借受者Bは高級鶏の飼育を計画していた農家であり、平成11年12月に鶏舎の建設費用等として39,000千円の貸付を行ったが、貸付後すぐに経営状況が悪化している。担当者の記録によると借受者及び連帯保証人との面談等の対応は継続的になされているが、1回目の約定償還日である平成14年12月から延滞が発生している。

大口滞納者の中で回収状況が悪い当該貸付について、貸付時の関係書類を閲覧したところ、次の事実が判明した。

①貸付審査について

実際の高級鶏の飼育数は計画よりも少なく、計画していなかった質が劣る品種の鶏を飼育しており、採算が合わず経営状況が悪化していた。計画していた高級鶏の飼育が行えなかった理由は、計画段階で借受者は高級鶏の仕入数を4,000羽と見込んでいたが、実際には高級鶏が供給される数が限られておりほとんど仕入ができなかったためである。高級鶏の仕入数は事業収支に重要な影響を及ぼすことから、貸付時に供給側からの見積書を提出させること等により仕入数の裏付けを取るべきであったが、このような対応はなく、貸付審査で仕入数が十分に検討されておらず、貸付審査が形骸化していた。借受者はそれまでに養鶏事業の経験がなかったことから、貸付審査で事業計画の実行可能性を十分に検討する必要があった。

貸付時及び貸付後の事実関係について平成16年に調査しているが、貸付審査が形骸化していたことにより延滞が発生したことについては触れられていなかった。延滞が発生した場合には、早い段階で延滞が発生した原因を明らかにし、今後の発生防止を検討する必要がある。

②現地確認について

貸付実行後、現地確認をしたところ、鶏舎は当初計画の図面と違っており、またパイハウスで建てられていたことから、撤去をするよう指示し再度建設が行われていた。

建設中の現地確認は要領等で求められていないことから行っていなかったとのことであるが、建設中に現地に行き、当初計画通りに建設されていることを確認する必要がある。

③変更後の事業計画の入手について

資金は事業収支を見込んで貸付けていることから、事業収支が大幅に変わる場合には事業計画の変更であるが、当時の書類によると、資金は計画通りに鶏舎等の建設に使われていることから事業計画の変更ではないとして、変更後の事業計画は入手されていなかった。

事業収支が大幅に変わる場合には借受者から変更後の事業計画を入手し、当初の約定通りの償還が可能な事業計画を入手できなければ、一時償還を請求することを検討する必要がある。

④借入金及び債務保証の有無の確認について

貸付審査において、要領に基づき、借受者及び連帯保証人から所得証明書を添付のうえ所得等に係る調書を入手しているが、借入金の有無については自己申告のみとなっており、債務保証の有無については確認していなかった。

平成13年度に要領が改正され、借受者及び連帯保証人の借入金及び債務保証の有無について、借受者及び連帯保証人からの調書で確認することに加えて、農協からの調書で確認することに変更された。

4) 滞納管理

滞納が発生した場合に、要領に基づき督促状の発送、借受者及び連帯保証人との面談の実施、償還誓約書の入手等の対応を取ることとしているが、滞納者の状態による対応が明確に決められておらず個々のケースで対応を決定している。効果的・効率的な滞納管理を図るため、マニュアル等の統一的な基準を定める必要がある。

なお、滞納管理について、督促状の発送よりも電話督促、電話督促よりも面談がより効果的であると考えられる。滞納の発生後督促状を発送してもなお償還をしない借受者については、速やかに連帯保証人の同席のもと面談を行う必要がある。

5) 滞納管理台帳の作成

借受者及び連帯保証人との交渉経過を記録する資料が作成されているが、担当者レベルの資料となっているため、滞納管理台帳として整備し、上席者がチェックする必要がある。また、滞納の状態が放置されることを防ぐため、実施した手続だけでなく今後の対応についての担当者の所見並びにそれに対する上席者の指示内容を記録する必要がある。

6) 連帯保証人への督促等

①償還誓約書の入手

借受者からの回収が困難な場合に、借受者から償還誓約書を入手しているが、連帯保証人に対しては、債務状況の通知は行っているものの、償還誓約書を入手していないケースが見受けられる。要領に、連帯保証人から償還誓約書を入手することの直接の規定はないが、「借受者等」から提出されている償還誓約書の償還計画どおりに償還されない場合に借受者及び連帯保証人に償還を求める旨が規定されている。「借受者等」には連帯保証人が含まれ、連帯保証人からも償還誓約書を入手することが想定されていると考えられる。

債務の早期返済を促すため、連帯保証人からも償還誓約書を入手し連帯保証人に対する督促を行う必要がある。また、償還誓約書の提出を拒まれた場合は、即法的措置をとるべきである。

②相続放棄等の調査

連帯保証人の相続があった場合に、相続があったことは把握しているものの相続放棄等の調査を行っておらず、連帯保証人に対する督促等が長期に渡って行われていない記録があった。対応の遅れは債権の回収をより困難にするため、相続放棄等の調査を遅滞なく行う必要がある。

7) 回収不能債権の処理

免除及び不納欠損処理は、議会の議決を必要とし現状では行われていない。借受者及び連帯保証人の資力がなく、全額回収が困難な債権について管理を続けることは、費用対効果の観点から妥当ではないため、免除等を行って不納欠損処理を行う必要がある。

8) 違約金の徴収

①弁済充当順位

要領によると、滞納額には年12.25%の違約金が課せられることとなっている。滞納者からの弁済は、まず違約金に充当することが原則とされている。元金に先に充当する特例があるが、これは滞納者からの申請を前提としており、また申請者調書の提出に加えて連帯保証人調書の提出が必要であるなど申請の要件が滞納者にとって厳しいことから、申請がすぐになされるとは限らない。このため、弁済しても元金が減らずに違約金が膨らみ続ける傾向にあり、滞納者の負担を重くしている。元金に先ず充当できるよう、滞納者に特例があることを周知させるとともに、特例の要件を緩和することを検討する必要がある。

なお、平成20年10月に要領を一部改正しており、連帯保証人調書の提出を不要とするなど、特例の要件を緩和している。

②違約金の徴収

元金の返済が長期にわたって遅れ、多額の違約金が累積しているケースが散見される。違約金は、償還誓約書に基づく入金があっても、元金の当初の償還期限から計算される。違約金の徴収については、総括意見において総合的に意見を述べることとする。

3. 就農支援資金貸付金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

農業振興部 協同組合指導課
(財団法人高知県農業公社の指導については、農業農村支援課)

2) 根拠法令等

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法
就農支援資金国の貸付金貸付等要領
高知県就農支援資金貸付金貸付等要領

3) 貸付の内容

①貸付目的

将来、効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年農業者等の確保・育成を図る。

②貸付対象者

県の就農促進方針に基づき知事から就農計画の認定を受けた認定就農者
ア 青年(15歳以上40歳未満)
イ 中高年(40歳以上65歳未満)

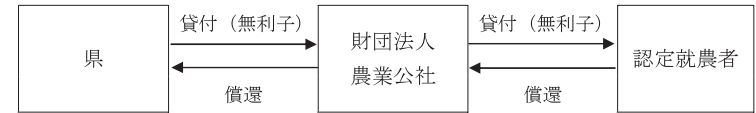
③貸付条件

種類	区分	償還期間	据置期間	利子	限度額
就農研修資金	青年	12年以内	4年以内	無利子	i 5万円/月 ii 15万円/月 iii 200万円(1回限り)
	中高年	7年以内	2年以内		
就農準備資金	青年	12年以内	4年以内	無利子	200万円(1回限り)
	中高年	7年以内	2年以内		
就農施設等資金	—	12年以内	5年以内	無利子	i 青年 3,700万円(2,800万円超の部分は事業費の1/2以内) ii 中高年 2,700万円(1,800万円超の部分は事業費の1/2以内)

④貸付機関

就農支援資金について、県は次の貸付機関を通して転貸により行っている。

ア 就農研修資金及び就農準備資金



イ 就農施設等資金



4) 貸付実績

平成15年度以降の貸付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付額	償還額	貸付残高	滞納額
平成15年度	122,745	684 (-)	428,141 (232,654)	-
平成16年度	30,876	5,709 (-)	453,308 (232,654)	-
平成17年度	66,366	12,435 (1,364)	507,239 (231,290)	-
平成18年度	16,626	24,492 (3,545)	499,373 (227,745)	-
平成19年度	18,093	51,828 (4,364)	465,638 (223,381)	-

貸付額は、全て農協に対する貸付である。

償還額及び貸付残高は、財団法人高知県農業公社のものと農協のものがあり、前者は括弧内に内数で記載している。

(2) 監査の結果

1) 貸付時の合規性等について

① 貸付時の合規性について

平成19年度の貸付について、就農支援資金県貸付金貸付申請書、支払請求書、貸付契約書を全件閲覧したところ、所定の手続に準拠して行われていた。

② 償還事務の合規性について

平成19年度の償還について、サンプル10件を抽出し、領収済通知書と突合した結果、領収済通知書がないものが1件あった。調査を依頼したところ、当該領収済通知書は会計企画課で保管されていたため、理由を確認したところ、次の事実が判明した。

就農支援資金貸付金の領収済通知書について、高知県会計事務要領（以下「要領」という。）によると会計企画課で一括して保管するとなっているが、過去から担当課が送付を依頼し保管していたとのことであり、要領に基づかない保管がなされていた。

領収済通知書の保管に関する責任の所在を明らかにするため、実態に合わせて要領を改正するか、もしくは要領に基づく保管をする必要がある。

2) 財団法人高知県農業公社の滞納債権の状況

就農研修資金及び就農準備資金は財団法人高知県農業公社（以下「公社」という。）を通して転貸しているものであり、県には公社から約定通り償還がなされているが、公社においては、平成19年度末において下記のとおり20,426千円の滞納が発生している。

（単位：千円）

貸付年度	滞納額
平成8年度	3,453
平成9年度	2,250
平成10年度	1,914
平成11年度	8,382
平成12年度	3,400
平成13年度	1,027
計	20,426

公社の貸付台帳等によると2,000千円以上の滞納者の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

借受者	貸付年度	貸付総額	元利入金総額(*1)	最終入金年月(*2)	平成19年度末		
					元金(*3)	違約金	計
A	平成10年	1,800	120	平成15年6月	1,680	662	2,342
	平成12年	1,800	-		1,800	698	2,498
	計	3,600	120		3,480	1,360	4,840
B	平成9年	2,550	810	平成19年8月	1,740	2,614	4,354
C	平成11年	2,000	-	-	2,000	1,210	3,210
D	平成11年	2,000	-	-	2,000	1,210	3,210
E	平成8年	1,800	180	平成11年3月	1,620	987	2,607

(*1) 違約金を含む入金額

(*2) 平成20年3月までの最終入金年月

(*3) 元金の全てについて、平成19年度末までに約定償還日が到来している。

上記の5名に対する最近の督促等の実施状況は以下のとおりである。

借受者	入金等の状況	督促等の状況
A	平成15年5月の借受者からの12万円の入金後、入金がない。	平成19年2月に連帯保証人に発送した請求通知が転居先不明で返送されたため、連帯保証人の現住所を住民票で確認したが変更はなく、所在不明となっている。借受者は平成16年9月に自己破産。
B	平成20年8月に借受者から残りの元金1,740千円の入金がある。	平成20年8月に借受者に償還案内通知、平成9年12月に離農している。
C	一度も入金がない。	平成18年11月に債権回収を法律事務所に委任している。平成18年9月の訴訟判決に基づき、平成19年12月に農地を強制競売。落札代金は、別の債権に充当されている。借受者Dと夫婦であり同一生計である。また、連帯保証人は就農準備資金の借受者であり、そちらも滞納している。
D	一度も入金がない。	平成18年11月に債権回収を法律事務所に委任している。平成18年9月の訴訟判決に基づき、平成19年12月に農地を強制競売。落札代金は、別の債権に充当されている。借受者Cと夫婦であり同一生計である。また、連帯保証人は就農準備資金の借受者であり、そちらも滞納している。
E	平成11年2月の借受者からの18万円の入金後、入金がない。	平成20年2月に連帯保証人の自宅を訪問したが不在。借受者と平成12年3月に面談し、離農が判明。平成16年9月に自己破産。

県の公社に対する指導及び公社の滞納管理等について、次のとおり不適切な状況が認められたので改善が必要である。

①県の公社に対する指導等

認定就農者に対する貸付についての貸倒リスクは公社が負うことになるが、県が100%出資している団体であり最終的には県が責任を負う。

県は、公社の貸付金及び滞納債権について、実績報告書で総額を把握するだけでなく、残高明細等を入手し、公社の滞納管理に対する指導を行う必要がある。また、就農研修資金及び就農準備資金の滞納者の中には、県の直接貸付である農業改良資金の滞納者と同一の者もいるが、県と公社は個々に対応しており、両者の連携が図られていない。同一の滞納者について、県と公社は連携を図り、効率的な滞納者への督促等を行う必要がある。

②滞納管理

滞納が発生した場合に、財団法人高知県農業公社就農支援資金貸付業務取扱要領(以下「要領」という。)等に基づき督促状の発送、借受者及び連帯保証人との面談の実施、償還誓約書の入手等の対応を取ることとしているが、滞納者の状態による対応が明確に決められておらず個々のケースで対応を決定している。効果的・効率的な滞納管理を図るため、マニュアル等の統一的な基準を定める必要がある。

なお、滞納管理について、督促状の発送よりも電話督促、電話督促よりも面談がより効果的であると考えられる。滞納の発生後督促状を発送してもなお償還をしない借受者については、速やかに連帯保証人の同席の下面談を行う必要がある。

③滞納管理台帳の作成

借受者及び連帯保証人との交渉経過を記録する資料が作成されているが、担当者レベルの資料となっているため、滞納管理台帳として整備し、上席者がチェックする必要がある。また、滞納の状態が放置されることを防ぐため、実施した手続だけでなく今後の対応についての担当者の所見並びにそれに対する上席者の指示内容を記録する必要がある。

④貸付審査について

借受者CとDは夫婦であり同一の生計であるが、両者に就農準備資金を貸し付けている。また、両者の連帯保証人は就農準備資金の借受者であり滞納者である。貸付当時は、これらを禁止する規定がないことによるものである。これらは回収不能が連鎖的に生じる可能性があり貸倒リスクの高い貸付であるにもかかわらず、貸付審査において返済の根拠となる事業計画が検討されていない。

また、両者から提出されている就農計画認定申請書を閲覧したところ、ほぼ同じ内容で、資金の使途に係る具体的な内容の記載はなかった。担当者によると、資金の使途に係る具体的な内容の記載は求められていないとのことであり、貸付審査において金額の必要性が検討されていない。

これらは、形式さえ整っていればよいとする貸付審査の形骸化であり、回収可能額かつ必要額を貸し付けるという意識が欠如している。

その後改正された要領には、原則として同一生計親族及び就農支援資金の他の借受者は連帯保証人になれない旨が規定されている。一方、同一の生計であっても就農支

援資金及び就農準備資金を貸し付けることは現在でも可能であるため、貸付審査においては、返済の根拠となる事業計画及び金額の必要性についての十分な検討が必要である。

⑤農業振興センターとの連携

就農研修資金及び就農準備資金は、就農後の不確実性の高い収入を見込んで貸し付けていることから、貸倒リスクを低減させるために、県の出先機関である各農業振興センターの普及指導員による農業経営開始後の技術及び経営に関する指導が欠かせない。経営が悪化し滞納が発生しているケースでは、経営開始時には行われていた普及指導員による指導が、その後行われなくなっているという共通点が見られる。担当者によると、就農者と普及指導員のコミュニケーション不足等により、目標や課題が共有されていない場合があるとのことである。このような場合には、農業振興センターの所長も交えて就農者と協議をすること等により、就農者に対して継続的かつ十分な指導を行う必要がある。

⑥違約金の通知

要領によると、滞納額には年12.25%の違約金が課せられることとなっている。滞納者に対して、元金は定期的に通知されているが、違約金は通知されておらず、元金の返済後、請求によって初めて知らされる。違約金も回収することにおいて元金と変わることはないため、元金を通知する際併せて通知する必要がある。

なお、違約金の徴収については、総括意見において総合的に意見を述べることとする。

⑦違約金の計算

元金の返済が完了していないため違約金の請求に至っていないものの、違約金の計算誤りが散見された。これは、違約金の計算が担当者任せで行われているためである。従って、違約金の計算ルールを明らかにするとともに、計算誤りを防ぐため他の者がチェックする必要がある。

3) 余剰金の回収

県の公社への貸付金は223,381千円であるのに対し、公社の認定就農者への貸付金は141,511千円であり、公社において余剰金が生じている。資金の使途が定められた貸付金であるため、公社において今後貸付予定がないのであれば、繰上償還させる必要がある。

4. 森林整備公社賛助金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

森林部 森づくり推進課

2) 根拠法令等

社団法人高知県森林整備公社賛助金交付規程

3) 貸付の内容

①交付目的

森林資源の造成により農山村経済の振興に寄与するため、社団法人高知県森林整備公社が行う造林事業の資金として公社に対し賛助金を交付する。

なお、「賛助金」と表現されているのは、伐採による収入があった場合に償還されるものであるため償還されない可能性もあり、償還が予定される貸付金とは異なる認識がなされているためである。

②交付対象者

社団法人高知県森林整備公社（以下「公社」という。）
県が100%出資している。

③交付条件

ア 償還期間 80年以内

イ 利子 無利子

ウ 貸付金（賛助金）の限度額は、各年度、公社の経営に要する事業費から、県の造林補助金、農林漁業金融公庫の造林融資金その他の収入で知事が指定するものをもって充てる事業費の額を差し引いた不足見込額の範囲内とする。

4) 公社の状況

公社は、昭和36年の発足以来、分収造林事業を推進することにより、森林資源の充実及び森林の持つ公益的機能の維持増進を図るとともに、農山村経済の振興及び人的能力の開発向上、山村における就労機会の創出、林業事業体の育成等の役割を果たしてきた。

分収造林事業は、土地所有者と契約を締結し、公社が造林費用を負担し、伐採時の収入を公社と土地所有者とが分け合うものであり、造林は長期間を要することから契約期間も60年から80年の長期間となっている。

公社の分収造林に必要な資金は、国や県からの造林事業補助金と国の制度資金である農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）からの借入金により調達されてきた。その後、公庫からの借入金は償還期が到来することにより県からの賛助金に借り換えられる。

これは、公庫からの借入金に対して県が損失補償を行っており、伐採時の収入によって償還財源が確保される前に公庫からの借入金の償還期が到来するため、償還時における償還財源を現状では県が支援しているためである。また、公庫への支払利息の財源も県からの賛助金により賄われている。

平成19年度末の公社の借入金残高は次のとおりである。

（単位：千円）

県賛助金	県借入金	公庫借入金	市中銀行借入金	借入金残高
17,037,112	800,000	8,394,924	1,441,411	27,673,446

公社の借入金残高が累増している主な要因は次のとおりである。

- 伐採時期を向かえるまで公社に伐採収入による自主財源がない。
- 公庫への支払利息は平成19年度で212百万円と過重な負担となっている。
- 人件費等の事業費が上昇している。

公庫等からの借入金については、近年の木材価格の長期低迷で借入金の償還が困難となるのが危惧される状況となっており、今後も伐採収入が得られるまでの間、県の支援が必要であると予想される。

5) 公社の経営改善の取り組み

①これまでの取り組み

平成14年度に高知県公的分収林経営改善検討委員会による提言が行われ、これを受けて平成15年度に「公社改革プログラム（経営改善5ヶ年実行計画）」を策定し、公社の経営改善に向けて、増収対策、金利対策、一般管理費対策、森林経営費対策の取り組みを進めてきた。

②新たな取り組み

これまでの取り組みにより一定の成果を得て、現在は、「第2期経営改善実行計画」が進行中である。当該計画の内容は、団地ごとの収支見通しに基づきランク分けを行い、ランクごとに最適な取り組みを行う長期収支改善のための取り組みと、平成24年度を計画最終年度として既往借入金の支払利息を除いた事業活動収支差額を5カ年で黒字化する取り組みとなっており、具体的な内容は下記のとおりである。

ア ランク分けの基準

ランク	ランク分けの基準
A	全ての借入金の返済可能
B	県からの賛助金以外の元金の返済可能
C	県からの賛助金以外の元金の50%以上返済可能
D	利息及び元金の一部は返済可能
E	利息の一部しか返済できない

イ ランクごとの団地数及び面積

(単位：件、ヘクタール)

	A		B		C		D		E		計
	団地数等	%	団地数等	%	団地数等	%	団地数等	%	団地数等	%	
団地	400	43.7	278	30.4	116	12.7	37	4.0	84	9.2	915
面積	6,507	47.3	3,512	25.5	1,481	10.8	751	5.5	1,515	11.0	13,767

(注)ランク分けを行っている団地は、一般会計に係る団地であるため、上表には、教育委員会が所管している特別会計に係る団地(116件、1,494ヘクタール)は含まれていない。

ウ 長期収支改善のための主な取り組み

- i 「C」、「D」及び「E」ランクの契約延長と分収割合の見直し
 - ii 不成績林(*1)、クヌギ造林(*2)等の早期の売却等による解約
 - iii 土地所有者の確認と相続関係の整理
- (*1)当初目的とした成長や収穫本数、材積が期待できない人工林
(*2)椎茸原木として造成した人工林

エ 既往借入金の支払利息を除いた事業活動収支差額を5カ年で黒字化する主な取り組み

- i 利用間伐(*1)及び主伐(*2)計画の確実な実行
- ii 森林整備地域活動支援交付金の確保
- iii 造林補助金の配分の確保
- iv 利用間伐(*1)と連携した基盤整備
- v 一般管理費の削減
- vi 森林経営費対策

保育(*3)事業は、「A」及び「B」について単年度の事業活動収支差額が黒字化する範囲内で実行し、「C」、「D」及び「E」ランクは原則として計画期間中は休止する。

- (*1)林木の密度を調節するため伐採した木材を有効利用すること
(*2)伐期に達した林木を伐採し収穫すること
(*3)切り捨て間伐(伐採した木材を林内に放置したままにすること)及び除伐(将来に渡って育成することを目指すもの以外の種類の樹木の伐採)を行うこと

6) 貸付実績

平成15年度以降の貸付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付額	償還額	貸付残高	滞納額
平成15年度	830,330	-	14,324,526	-
平成16年度	798,476	-	15,123,001	-
平成17年度	680,384	-	15,803,385	-
平成18年度	602,233	-	16,405,619	-
平成19年度	631,493	-	17,037,112	-

(2) 監査の結果

1) 貸付時の合規性について

平成19年度の貸付について、申請書、事業計画書、予算書、事業完成届、事業完成調書、経費精算書を閲覧したところ、所定の手続に準拠して行われていた。

2) 県の回収不能見込額

公社は、平成18年度末において長期収支見通しを一定条件の下で団地ごとに試算している。それによると、分収林契約の終了予定である平成90年において、長期収支見通しは約29億円の支出超過となっており、県の公社に対する貸付金及び賛助金のうち約29億円が回収不能となる見込である。

平成18年度末における公社の長期収支見通し

(単位：千円)

区分		一般会計	特別会計	合計	
収入	伐採収入	33,972,866	1,191,119	35,163,985	
	補助金収入	4,867,952	1,432,215	6,300,167	
	借入金収入	公庫	424,856	11,523	436,380
		銀行	47,206	-	47,206
		市町村	5,614	-	5,614
		県(賛助金)	13,022,187	-	13,022,187
	交付金収入	360,594	-	360,594	
	計	52,701,276	2,634,857	55,336,133	
支出	森林経営費	7,054,033	173,902	7,227,935	
	立木処分経費	360,838	39,154	399,992	
	借入金元金償還	公庫	8,142,026	943,373	9,085,400
		銀行	1,630,217	-	1,630,217
		市町村	69,166	-	69,166
		県(賛助金・借入金)	30,227,806	-	30,227,806
	支払利息	既往借入金	3,842,064	335,002	4,177,065
		新規借入金	611,124	17,286	628,410
	一般管理費	4,469,140	303,516	4,772,656	
	計	56,406,416	1,812,233	58,218,649	
収支	▲3,705,140	822,624	▲2,882,516		

(注)平成90年までの収支を積算している。

また、特別会計は、教育委員会が所管している団地に係る収支である。

3) 今後の課題

①「第2期経営改善実行計画」の確実な実施等について

公社において「第2期経営改善実行計画」の確実な実施が望まれる。また、「第2期経営改善実行計画」は事業活動収支差額を計画最終年度である平成24年度に黒字化する取り組みであるが、それ以降においても事業活動収支差額を改善する継続的な取り組みが必要である。その際、確実な実施を図るため、具体的な数値目標を掲げること及び当該数値目標と実績の比較分析を行うことが重要である。

②契約延長及び土地所有者の分収割合の引き下げ等について

契約延長及び土地所有者の分収割合の引き下げについて、収益性の向上を図るため、土地所有者に対し公社の経営状況、経営改善努力等を開示し、十分な説明を行うことにより理解を得て行っていく必要がある。経済的側面からは今後の投資額の回収が見込めない団地の投資は行うべきではない。契約延長及び土地所有者の分収割合の引き下げが行えないことにより今後の投資額の回収が見込めない団地は、土地所有者の理解の下に契約の解除等を検討する必要がある。

③長期収支見直し等の見直しについて

長期収支見直し及びランク分けの基準となる団地ごとの収支見直しは、木材価格等の一定条件の下で試算している。設定する条件は多岐に渡り、また伐採までの期間は長く、今後も試算要素である木材価格等は変動することが予想される。そのため、正確な試算は困難であるが、土地所有者等に対する実態開示及び適切な意思決定に資する試算を行うため、第三者の専門家を利用することの検討も踏まえて、設定した条件の適切性を吟味するとともに、今後木材価格等が変動すればこれらの見直しが必要である。なお、見直しの際は、一定時点の木材価格等を用いることで有利な試算結果とならないよう一定期間の平均を採ることが適当である。

④国や公庫に対する支援の要請について

分収造林事業は国策によって取り組まれてきた経緯があること、また、全国の公社が抱える問題も共通していることから、国や公庫に対しては各府県と連携して元利金の償還猶予及び元利金の減免等の支援を要請していく必要がある。問題を先送りにしない早期の抜本的対策が必要であることについて、各府県と共通の認識を持って、各府県に追隨するのではなく積極的な姿勢による国や公庫に対する支援の要請が望まれる。

⑤情報公開について

県の公社に対する多額の貸付金及び賛助金が回収不能となる見込であり、平成14年度の高知県公的分収林経営改善検討委員会の提言にもあるように、公社の経営状況、経営改善の取り組みを明らかにして県民の理解を得ることは重要と考えられる。公社の経営状況、経営改善の取り組みについて積極的な情報公開を行い、開かれた経営を進める必要がある。

5. 森林整備公社貸付金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

森林部 森づくり推進課

2) 根拠法令等

平成7年度社団法人高知県林業公社貸付金貸付要綱

3) 貸付の内容

①貸付目的

社団法人高知県林業公社が実施する事業に必要な資金の貸付を行うことにより、その円滑な運営を図り、もって農山村経済の振興に寄与する。

②貸付対象者

社団法人高知県森林整備公社(平成8年4月に社団法人高知県林業公社より社名変更。以下「公社」という。)

③貸付条件

ア 償還期間 40年以内

イ 利子 無利子

ウ 貸付金の限度額は、各年度、公社の総事業費から、県の造林補助金・農林漁業金融公庫の造林融資金その他の収入で知事が指定するものをもって充てる事業費の額を差し引いた不足見込額である。

4) 貸付実績

平成7年度 貸付 800,000千円

償還 なし

平成19年度 残高 800,000千円

(2) 監査の結果

1) 貸付金とした理由等について

償還期間を40年以内としている点を除き、貸付目的及び償還期間を除く貸付条件は賛助金(「4. 森林整備公社賛助金」参照)と同じである。平成7年度における資金の交付を賛助金ではなく貸付金とした理由については、当時の決裁書類からは明らかではない。

また、貸付金の償還期間を1年から40年以内に変更しており、変更理由について、公社により造成された森林がまだ伐期に達しておらず収入が見込めないこととしているが、それは貸付契約時から明らかであり、理由として不十分である。

現在の担当者によれば、当初償還期間1年の貸付金としたのは、市中の金融機関からの借換を想定していたのではないかとのことであった。

なお、公社に対する賛助金と合わせて約29億円が回収不能となる見込であり、詳細は先述の「4. 森林整備公社賛助金」のとおりである。

6. 林業・木材産業改善資金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

森林部 木材産業課

2) 根拠法令等

林業・木材産業改善資金助成法
林業・木材産業改善資金助成法施行令
林業・木材産業改善資金助成法施行規則
高知県林業・木材産業改善資金貸付規則
高知県林業・木材産業改善資金事務取扱要領

3) 貸付の内容

①貸付目的

林業従事者等が新たな林業・木材産業部門の経営の開始、林産物の新たな生産・販売の方式の導入、林業労働に係る安全衛生施設・福利厚生施設の導入を支援する。

②貸付対象者

森林所有者、森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、木材市場業者等で県の貸付資格認定を受けた者

③貸付条件

ア 償還期間 原則10年以内
イ 利子 無利子
ウ 貸付金の限度額
個人 1,500万円
会社 3,000万円
団体 5,000万円

④貸付機関

民間金融機関
県の直接貸付は平成14年度で終了し、それ以降は民間金融機関を通して行う転貸のみとなっている。

4) 貸付実績

平成15年度以降の貸付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付額	償還額	貸付残高	滞納額
平成15年度	16,800	75,716 (75,716)	186,443 (169,643)	49,521
平成16年度	63,740	54,660 (51,300)	195,523 (118,343)	47,092
平成17年度	69,000	42,326 (29,718)	222,197 (88,625)	46,399
平成18年度	29,000	45,691 (23,283)	205,506 (65,342)	44,911
平成19年度	37,144	36,308 (13,877)	206,342 (51,465)	43,782

県の直接貸付は平成14年度で終了しているため、上表の貸付額は全て民間金融機関を通して行う転貸によるものである。

償還額及び貸付残高は、平成14年度までの直接貸付によるものとそれ以降の民間金融機関を通して行う転貸によるものがあり、前者は括弧内に内数で記載している。

滞納額の全てが、平成14年度までの県の直接貸付により発生している。また、元金の全てについて、平成19年度末までに約定償還日が到来している。

(2) 監査の結果

1) 貸付時の合規性等について

①貸付時の合規性について

平成19年度の貸付について、貸付資格認定申請書、貸付資格認定書、県貸付金貸付申請書、県貸付金支払請求書、県貸付金借用証書を全件閲覧したところ、所定の手続に準拠して行われていた。

②償還事務の合規性について

平成19年度の償還について、サンプルで10件を抽出し、領収済通知書と突合したところ、書類の不備及び不整合は認められなかった。

③督促の適切性等について

長期滞納となっている借受者及び連帯保証人に対して債務状況を年1回一斉に通知しているほか、必要と認めた場合に督促を行っている。

違約金は、高知県林業・木材産業改善資金事務取扱要領に基づき年12.25%で計算され、債務状況を通知する際に違約金も通知している。

2) 滞納債権の状況

平成19年度末時点での滞納債権の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

貸付年度	滞納額
昭和55年度	693
昭和57年度	409
昭和61年度	300
昭和63年度	3,298
平成2年度	2,675
平成6年度	1,920
平成7年度	8,196
平成8年度	13,671
平成9年度	12,620
計	43,782

平成20年7月末における大口滞納者の上位10名の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

借受者	貸付 年度	貸付総額	元利入金 総額(*1)	最終入金 年月	平成20年7月末		
					元金	違約金	計
A	平成 9年	14,000	1,420	平成20年 7月	12,580	14,921	27,501
B	平成 8年	18,500	9,360	平成14年 5月	9,140	10,006	19,146
C	平成 7年	10,270	4,838	平成15年 6月	5,432	5,087	10,519
D	平成 8年	5,920	1,409	平成20年 7月	4,511	5,837	10,348
E	平成 2年	4,400	1,740	平成19年 3月	2,675	4,736	7,411
	平成 3年	844	1,033		-	165	165
	計	5,244	2,773		2,675	4,901	7,576
F	平成 7年	6,000	4,470	平成20年 7月	1,530	3,783	5,313
G	昭和 63年	4,500	2,700	平成3年 8月	1,800	3,414	5,214
H	平成 6年	3,200	1,280	平成8年 11月	1,920	2,372	4,292
I	昭和 63年	3,500	2,327	平成20年 4月	1,404	2,667	4,071
J	昭和 55年	1,468	1,788	平成20年 6月	673	2,616	3,289

(*1)違約金を含む入金額

上記の10名に対する最近の督促等の状況は以下のとおりである。

借受者	入金状況	督促等の状況
A	連帯保証人から毎月2万円の入金がある。	平成20年3月に左記の連帯保証人へ債務状況を通知。借受者及び他の連帯保証人は、自己破産又は倒産している。
B	平成14年5月の借受者からの6,475千円の入金後、入金がない。	連帯保証人2名は親子で、平成20年3月に息子と面談。病人で仕事をしていない。借受者は倒産している。
C	平成15年6月の借受者からの7,100円(破産による配当金)の入金後、入金がない。	平成20年3月に連帯保証人1名と面談。平成20年3月に他の連帯保証人2名へ債務状況を通知したが、内1名は所在不明で返送。借受者は破産している。
D	借受者の妹2名(連帯保証人2名のそれぞれ妻)から不定期で入金がある。	平成20年1月に借受者の妹2名に電話し、分納を約束した。借受者は自己破産している。
E	平成2年度の貸付については、平成16年3月の入金後、入金がない。	平成17年3月に借受者から償還誓約書が提出されているが、それに基づく入金はない。平成19年3月に借受者と面談しようとしたが、借受者は拒否。借受者は生活保護を受けている。平成20年3月に借受者及び連帯保証人2名へ債務状況を通知。平成20年8月に連帯保証人1名と面談し、毎月返済することを要請。平成20年9月に1万円の入金があった。
F	連帯保証人から毎月3万円の入金がある。	平成20年3月に連帯保証人2名へ債務状況を通知。借受者の所在は不明。
G	平成3年8月の入金後、入金がない。	平成16年2月に連帯保証人1名から償還誓約書を入手したが、平成16年3月に死亡。平成16年5月に相続人は相続放棄。借受者及び他の連帯保証人は全員自己破産。
H	平成8年11月の入金後、入金がない。	平成16年4月に借受者から債務承認書が提出されている。平成20年3月に連帯保証人1名へ債務状況を通知。借受者は倒産。他の連帯保証人は全員自己破産。
I	平成20年4月に連帯保証人から6千円の入金があった。これの前は平成16年6月で、6千円の入金があった。	平成16年6月に連帯保証人3名から償還誓約書が提出されているが、入金状況は左記のとおり。内1名はその後死亡。平成20年3月に連帯保証人1名と面談。平成20年3月に連帯保証人2名へ債務状況を通知。借受者は亡くなっている。
J	償還誓約書に基づき、借受者から毎月1万円の入金がある。	平成20年3月に借受者及び連帯保証人1名へ債務状況を通知。全員無職で年金等により生活している。

3) 借受者 A に対する貸付について

借受者 A に対して、平成 9 年 10 月に炭窯及び休憩施設の建設費用として 14,000 千円の貸付を行ったが、1 回目の約定償還日である平成 10 年 8 月から延滞が発生している。借受者は平成 11 年 6 月に自己破産し、連帯保証人が平成 20 年 7 月までに 1,420 千円を償還している。大口滞納者の中で回収状況が悪い当該貸付について、貸付時の関係書類を閲覧したところ、次の事実が判明した。

借受者及び連帯保証人の所得及び所得証明に関する書類はなく、貸付審査に不備があった。また、借受者は貸付時に多額の借入金があったが、借受者及び連帯保証人の借入金の有無及び債務保証の有無並びに借受者の償還計画の根拠となる事業計画について、貸付時に確認していなかった。さらに、これらの不備が原因で延滞が発生したこと及び今後の発生防止について、検討したことを示す書類はなかった。

延滞の発生を防ぐため、借受者及び連帯保証人の借入金の有無及び債務保証の有無並びに借受者の償還計画の根拠となる事業計画について、貸付時に確認する書類を入手し、貸付審査の検討事項とする必要がある。また、延滞が発生した場合には、早い段階で延滞が発生した原因を明らかにし、今後の発生防止を検討する必要がある。

4) 書類の保管

大口滞納者 10 名に対する貸付時の関係書類の提出を求めたところ、貸付決定通知書等がないものや申請書等のコピーはあるが原本がないものがあった。未回収の貸付金に関する書類は、整備して保管する必要がある。

5) 滞納管理台帳の作成

借受者及び連帯保証人との交渉経過を記録する資料が債務者ごとに作成されているが、交渉の経過が一覧となっていないため、滞納管理台帳として整備し、上席者がチェックする必要がある。また、滞納の状態が放置されることを防ぐため、実施した手続だけでなく今後の対応についての担当者の所見並びにそれに対する上席者の指示内容を記録する必要がある。

6) 時効の管理

平成 20 年 4 月 28 日に消滅時効を援用され回収不能となっている債権があった。これは、時効中断の措置を実施していなかったためである。また、別の債権について、時効期間を経過したかどうかについて明確な回答が得られず、時効の管理が適切に行われていない状況が見受けられた。時効の管理を適切に行い、安易に時効が完成することがないようにする必要がある。

7) 連帯保証人への督促

借受者からの回収が困難な場合に、連帯保証人に対して、債務状況を通知しているものの、督促等を行っていないケースが散見される。債務の早期返済を促すため、連帯保証人に対しても督促を行う必要がある。

8) 償還誓約書に基づく入金

滞納者から償還誓約書を手入するが償還誓約書どおりに入金がない場合に、放置しているケースが散見される。これを放置してしまうと、償還の約束を守らないことを黙認していることになる。また、早期の対応は滞納者からの入金が期待できることから、償還の約束の期日を経過したことが判明した時に電話催促や面談を行うことが必要である。また、滞納者の状況が変化したこと等により償還がなかったのであれば、その理由及び償還の見通しを明らかにする必要がある。

9) 回収不能債権の処理

借受者及び連帯保証人の全員が、自己破産、又は死亡し相続人が相続放棄をして回収不能になっているにもかかわらず、不納欠損処理を行わず放置されている債権があった。免除及び不納欠損処理は、消滅時効の援用によるものを除いて議会の議決を必要とし現状では行われていない。回収不能が確定した債権並びに借受者及び連帯保証人の資力がなく、全額回収が困難な債権について管理を続けることは、費用対効果の観点から妥当ではないため、不納欠損処理を行う必要がある。

10) 違約金の徴収

元金の返済が長期にわたって遅れ、多額の違約金が累積しているケースが散見される。違約金の徴収については、総括意見において総合的に意見を述べることとする。

7. 木材産業等高度化推進資金助成事業預託金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

森林部 木材産業課

2) 根拠法令等

高知県木材産業等高度化推進資金制度要綱

3) 貸付の内容

①貸付目的

木材の生産・加工・流通の合理化、林業経営の改善を推進するため、必要な資金を金融機関に預託し、金融機関は貸付対象者に低利で融資する。

②貸付対象者

合理化計画又は林業経営改善計画の認定を受けた林業者、素材生産業者、森林所有者、製材業者、森林組合、木材市場開設者若しくはそれらの組織する団体

③制度の仕組み

県は金融機関に資金を預託し、金融機関は県の預託金の4倍、3倍及び2倍の額を貸付対象者（事業者）に貸し付ける。

④県から金融機関への預託条件

- ア 償還期間 1年以内
- イ 利子 0.293%（平成19年度）

⑤金融機関から事業者への貸付条件

種類	償還期間	利率 （※1）	限度額	
			1億円	特認（※2）
事業 経営 改善 計画	1年 以内	2.00%	1億円	2億円又は 4億円
				2億円
	1年 以内	1.90%	1億円	2億円
2億円				
構造 改善 計画	1年 以内	1.90%	1億円	2億円
林業 経営 改善 計画	1年 以内	2.00%	5千万円	1億5千万円

（※1）利率は、調査時点（平成20年10月31日）のものである。

（※2）特認は、林野庁長官の定める基準に該当し、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額である。

4) 貸付実績

①最近5年間の貸付実績

平成15年度以降において、県から金融機関への預託額は以下のとおりである。
（単位：千円）

年度	県から金融機関への預託額			
	貸付額	償還額	貸付残高	滞納額
平成15年度	669,700	669,700	1,090,700	-
平成16年度	965,700	1,090,700	965,700	-
平成17年度	944,500	965,700	944,500	-
平成18年度	944,500	944,500	944,500	-
平成19年度	944,500	944,500	944,500	-

②最近5年間の金融機関の貸付率

平成15年度以降において、県の認定額に基づく貸付率年平均に対する金融機関から事業者への貸付残高年平均の割合（貸付率）は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

預託年度(*)	県の認定額に基づく貸付率年平均 (A)	金融機関から事業者への貸付残高年平均 (B)	貸付率 (B/A)
平成15年度	4,046,800	2,560,318	63.3%
平成16年度	3,668,100	2,434,228	66.4%
平成17年度	3,550,000	2,412,460	68.0%
平成18年度	3,485,500	2,281,467	65.5%
平成19年度	3,549,000	2,054,798	57.9%

(*)預託年度は、10月から翌年9月までである。

(2) 監査の結果

1) 貸付時の合規性等について

①貸付時の合規性について

平成19年度の貸付について、支出命令書内訳書及び預託契約書を全件閲覧したところ、書類の不備及び不整合は認められなかった。

②償還事務の合規性について

平成19年度の償還について、収入調定書内訳書及び収納状況一覧表と全件突合したところ、書類の不備及び不整合は認められなかった。

2) 預託額の適正化について

高知県木材産業等高度化推進資金制度要綱によれば、金融機関は県の預託金の4倍、3倍及び2倍の額を事業者に貸し付けることとされているが、貸付実績のとおり事業者への貸付額は当該金額を下回っている。

この理由としては、担当者によると、県は合理化計画又は林業経営改善計画における認定額に基づき金融機関に資金を預託しているが、認定を受けた事業者の財務状況によっては保証機関である独立行政法人農林漁業信用基金資金（以下「林信基」という。）の保証が受けられず金融機関から事業者に貸付されない場合や、認定を受けた事業者が実際には借入の申込を行わない場合があるとのことであった。

県は、資金を有効に活用するため、金融機関から事業者への貸付額に応じて金融機関に資金を預託する必要がある。林信基の保証が受けられない事業者または資金が当面必要ない事業者を預託金の計算対象から除くため、金融機関預託の前に借入実績のない事業者について意向調査やヒアリングを行い、預託期間を通じ借入を行う可能性のない事業者を預託金の計算対象から除くことが考えられる。

8. 沿岸漁業改善資金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

海洋部 海洋政策課

2) 根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法
沿岸漁業改善資金助成法施行令
沿岸漁業改善資金助成法施行規則
高知県沿岸漁業改善資金貸付規則
高知県沿岸漁業改善資金事務取扱要領

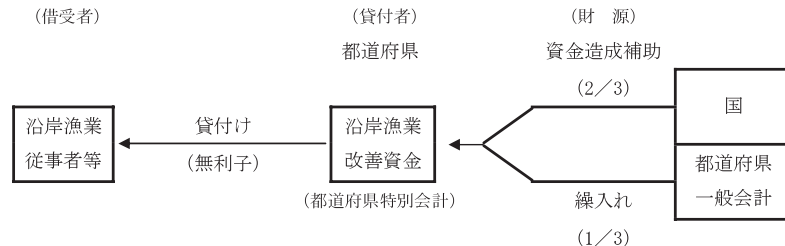
3) 制度の概要

沿岸漁業従事者等が自主的にその経営および生活を改善していくことを積極的に助長するため、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、政府がその経費の一部を助成し、各都道府県が沿岸漁業従事者等に対し無利子の貸付けを行うものである。

4) 沿岸漁業改善資金助成法の目的

沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

5) 制度の仕組み



(2) 高知県における制度の概要

1) 貸付対象者等

予算の範囲内において、次の各号に掲げるもの（以下「沿岸漁業従事者等」という。）に対して沿岸漁業改善資金を貸し付けるものとする。ただし、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金については、沿岸漁業従事者等のうち小型の漁船を使用して水産動植物の採捕の事業を行うもので、10トン以上20トン未満の動力船を使用するものについては、知事が別に定めるものに限る。

- ① 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業、魚具を定置して行う水産動物の採捕の事業、水産動植物の養殖の事業を行う沿岸漁業の従事者
- ② 前号に掲げる者の組織する団体
- ③ 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が20人以下であるもの

2) 貸付金の種類等

① 資金区分

資金区分	内容
ア 経営等改善資金	近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全確保のための施設等の導入に必要な資金
イ 生活改善資金	漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金
ウ 青年漁業者等養成確保資金	青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な資金

② 資金区分ごとの資金の種類、貸付内容、貸付限度額、償還期間

【経営等改善資金】

資金の種類	貸付内容	貸付限度額(万円)		償還期間 (うち据置期間)
		単位当たり	合計	
操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置	1台	100	7年以内 (1年以内)
	遠隔操縦装置	＃	50	
	レーダー	＃	120	
	自動航跡記録装置	＃	120	
	G P S受信装置	＃	130	

漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機	1セット	80	500	7年以内 (1年以内)
	ラインホー等の揚縄機	1台	120		
	ネットホー等の揚網機	〃	120		
	漁業用ソナー	〃	500		
	カラー魚群探知機	〃	150		
	海水冷却装置	〃	180		
	巻取りウインチ	〃	70		
	放電式集魚灯	1セット	200		
	漁業用クレーン	1台	400		
補機関等駆動機器等設置資金	補機関(動力取出装置付推進機関含)	1台	400	500	7年以内 (1年以内)
	油圧装置	〃	100		
燃料油消費節減機器等設置資金	推進機関(漁船用環境高度対応機関)	1台	1,200	1,300	7年以内 (1年以内)
	定速装置	〃	120		
	発光型LED式集魚灯	1セット	1,300		
新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗、餌料等	1件	400	400	4年以内 (2年以内)
資源管理型漁業推進資金	資源管理措置、低利用未利用資源の開発・利用、漁獲物の付加価値向上を行うのに必要な改良漁具、魚ろう機器、装置、施設等			1,200	10年以内 (3年以内)
環境対応型養殖業推進資金	養殖漁場環境の悪化防止の機器等 養殖魚の安全確保のための装置等 上記に関連した検査機器等			2,000	10年以内 (3年以内)
乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり	1件	50	150	5年以内 (1年以内)
	すべり止め		40		
	安全カバー装置		揚網機安全装置		3年以内 (一)
	船上トイレ		30		
救命消防設備購入資金	膨張式救命いかだ	1件	50	130	2年以内 (一)
	救命胴衣	〃	10		
	救命浮環、救命浮輪	〃	10		
	信号紅炎	〃	10		
	消火器	〃	10		
	イーバブ	〃	60		5年以内 (一)
レーダー探知機	〃	65			
漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置	1件	30	150	5年以内 (1年以内)
	甲板口のコーミング	〃	30		
	甲板口の閉鎖装置	〃	30		
	甲板下の魚そう	〃	100		
漁船衝突防止機器等購入資金	レーダー反射器	1件	40	120	5年以内 (一)
	無線電話	〃	40		

漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識 (灯火付ブイ、レーダー反射器付ブイ)	1人 団体 会社	70 130	130	5年以内 (一)
船尾魚船用コンテナ設置資金(特認資金)	船尾魚船用コンテナ設置費用	1件	100	100	5年以内 (1年以内)

【生活改善資金】

資金の種類	貸付内容	貸付限度額(万円)		償還期間 (うち据置期間)	
		単位当たり	合計		
生活合理化設備資金	し尿浄化装置	1件	30	30	3年以内 (一)
	改良便所	〃	30		
	自家用給排水施設(動力ポンプ除く) 太陽熱利用温水装置	〃	10	10	2年以内 (一)
住居利用方式改善資金	居室(居間、寝室、子供室、老人室等)	1件	150	150	7年以内 (一)
	炊事施設(炊事場、食事室等)	〃	150		
	衛生施設(浴室、便所、洗面所等)	〃	150		
	家事室等(家事室、更衣室、土間等) の家屋内部の改造	〃	150		
女性・高齢者活動資金	漁船用機器、漁具、養殖施設、 加工用機器、種苗、餌料、 加工用原材料、資材等	1団体	80	80	3年以内 (一)

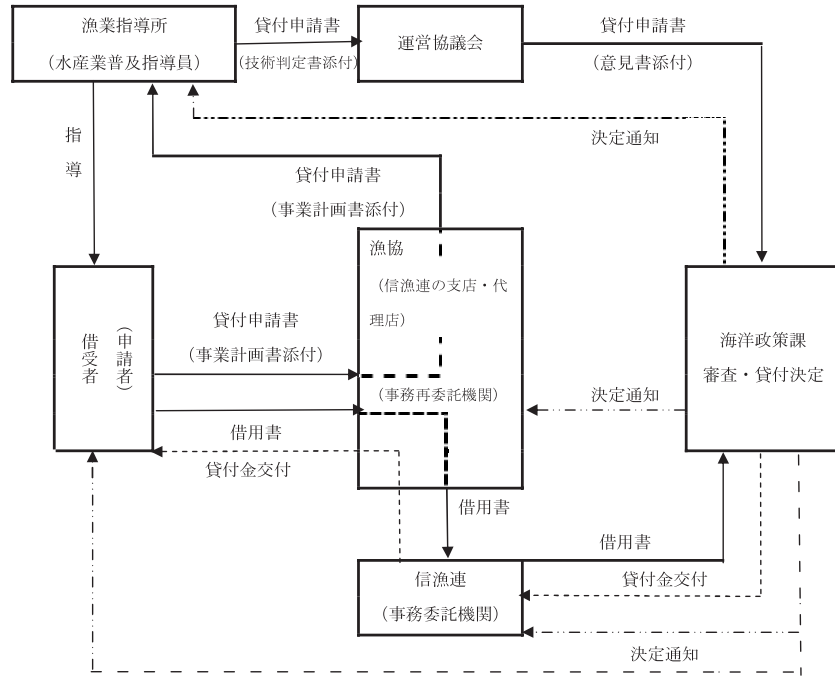
【青年漁業者等養成確保資金】

資金の種類	貸付内容	貸付限度額(万円)		償還期間 (うち据置期間)	
		単位当たり	合計		
研修教育資金	国内研修(旅費、教材費、授業料等)	1人	180	180	5年以内 (1年以内)
	国外研修(旅費、教材費、授業料等)	〃	100		
高度経営技術習得資金	パソコン及び関連機器、ソフトウエア、ファクシミリ、制御装置等	1人 1団体	150	150	5年以内 (一)
漁業経営開始資金	漁船、機器、施設、漁具、種苗、 餌料等	1人 1団体	2,000	2,000	10年以内 (3年以内)
		知事が別に定める者	5,000		
		一の区分にされた沿岸漁業部門 経営の開始	800		

3) 貸付金の利子

無利子

4) 貸付けの手続



- ① 貸付申請は、年5回所管の漁業協同組合で受付、借受者は貸付申請書に事業計画書を添付して漁業協同組合に提出する。
- ② 漁業協同組合は、貸付申請書の内容に不備がないか確認し、代表理事組合長の意見を添えて漁業指導所に送付する。
- ③ 漁業指導所は、技術的及び経営的見地から必要かつ可能であるか等の技術判定書を添付し、運営協議会に提出する。
- ④ 運営協議会は、貸付内容や借受者の返済能力等について意見書を作成し、海洋政策課に提出する。
- ⑤ 海洋政策課は、貸付内容等を審査し、審査結果を借受者、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び漁業指導所に通知する。
- ⑥ 海洋政策課は、信用漁業協同組合連合会に貸付金を交付する。
- ⑦ 信用漁業協同組合連合会は、漁業協同組合（信漁連の支店・代理店）の借受者の口座に振り込む。

(3) 監査の結果

1) 滞納管理について

沿岸漁業改善資金の貸付、償還及び残高の状況は、以下のとおりである。

【経営等改善資金】

(単位：千円)

年度	貸付額	償還等					残高
		合計	繰上償還	約定償還	現年延滞償還	過年度延滞償還	
平成16年度	74,447	99,391	966	96,972	669	784	403,641
平成17年度	54,512	99,240	1,017	94,138	2,133	1,952	(注1) 357,466
平成18年度	30,458	99,002	7,768	90,672	423	139	288,922
平成19年度	21,814	80,252	468	79,235	183	366	(注2) 230,484

- (注) 1. 平成17年4月に1,447千円の不納欠損処理を行っている。
 2. このうち延滞額は、17件 16,989千円である。

【生活改善資金】

新規貸付は平成10年度の5件、3,520千円を最後に行われておらず、残高は平成15年度中にゼロとなっている。

【青年漁業者等養成確保資金】

(単位：千円)

年度	貸付額	償還等					残高
		合計	繰上償還	約定償還	現年延滞償還	過年度延滞償還	
平成16年度	27,850	28,226	—	26,056	850	1,320	231,039
平成17年度	20,110	35,416	—	33,439	575	1,402	215,733
平成18年度	22,950	37,092	—	33,546	182	3,364	201,591
平成19年度	15,950	49,179	15,000	32,314	351	1,514	(注) 168,362

(注) このうち延滞額は、2件 4,015千円である。

平成20年7月現在の延滞者は20名であり、延滞額は26件で25,570千円である。このうち、元金は完済しているが違約金のみが残っているものが4件ある。

(単位：千円)

	貸付日	最終入金日 (入金額)	延滞 発生日	貸付額	償還 済額	延滞額	違約金	備考
A	S56. 3.25	S58. 6.17 (80)	S58. 2.28	480	80	400	1,102	H6.11に本人死亡。 相続内容、連帯保証 人の状況の確認が できていない。
	S56. 3.25	S58. 6.17 (50)	S58. 2.28	1,200	50	1,150	3,217	
	計			1,680	130	1,550	4,319	
B	S58. 8.29	H16. 1.15 (130)	S61. 6.2	1,000	1,000	—	1,048	毎月1万円の入金 の約束があるが、入金 は不定期である。 H20.1～5月分とし てH20.7.31に50千 円入金があった。
	S59. 11.29	H20. 7.31 (50)	S61. 10.1	4,000	1,406	2,544	7,192	
	計			5,000	2,406	2,544	8,241	
C	S63. 11.24	H12. 1.26 (14)	H3. 9.30	4,000	4,000	—	192	H6.12に本人死亡。 元金完済。 H14に債務者の妻と 面談するが、多額の 借金があり返済不 能。
D	S60. 8.12	H17. 7.15 (16)	H62. 6.3	4,000	1,642	2,358	5,486	H20.6に本人死亡。 相続内容、連帯保証 人の状況の確認が できていない。
E	S62. 8.10	H17. 3.23 (2)	H6. 5.31	2,096	1,803	293	578	H4.1に本人死亡。 妻及び保証人2名は 破産。 保証人1名は生活保 護を受けている。
F	H3. 11.29	H20. 5.7 (10)	H6. 10.1	2,000	1,270	730	1,197	不定期に入金がある。 H17.7の面談を最後 に文書での通知の み行っている。
G	H5. 8.12	H13. 12.25 (20)	H7. 6.1	576	116	460	633	H19.9に面談 毎月15千円の入金 する約束も入金な し。 連帯保証人との交 渉はしていない。
	H5. 8.12	H13. 12.25 (37)	H7. 6.1	206	83	123	200	
	計			782	199	583	833	
H	H4. 11.30	H17. 9.30 (1,780)	H17. 9.30	4,202	4,202	—	2,426	H17.9で元金完済。 延滞状況通知を送 付している。

I	H7. 11.30	H19. 9.27 (300)	H7. 11.16	13,000	9,779	3,221	1,493	少額ではあるが毎 年入金がある。
J	H7. 8.25	H16. 8.31 (20)	H8. 6.1	249	20	229	255	H16.9の入金後所在 不明。 漁協に確認するも 分からず。 連帯保証人と連絡 を取り借受人本人 への働きかけの依 頼を行っている。 連帯保証人は年金 暮らしで入金は困 難である。
	H7. 8.25	H16. 9.21 (4)	H8. 6.1	550	22	528	574	
	H7. 8.25	H16. 8.31 (20)	H8. 6.1	279	79	200	251	
計			1,078	121	957	1,081		
K	H5. 11.30	H14. 2.25 (1,000)	H8. 9.30	6,000	6,000	—	1,102	H14.2で元金完済。 違約金についても 支払う意思を見せ たが入金なし。 連帯保証人とは交 渉していない。
L	H4. 8.12	H10. 7.15 (67)	H11. 5.31	403	336	67	76	H17に償還誓約書 を入手するが入金 なし。 連帯保証人とは交 渉していない。
M	H11. 3.31	H19. 8.24 (336)	H14. 1.31	6,000	2,000	4,000	771	H18.10に本人死亡。 妻は相続放棄 連帯保証人とは交 渉していない。
N	H8. 8.26	H14. 5.17 (83)	H14. 6.1	500	334	166	115	H17に償還誓約書 を入手するが入金 なし。 H19.2延滞通知が返 送され本人所在不 明。漁協に確認す るも分からず。 連帯保証人へは文 書通知を行っている が、交渉はできて いない。
O	H13. 11.30	償還 なし	H15. 10.20	661	—	551	187	H16.12に本人死亡。 相続人は相続放棄。 連帯保証人1名は所 在不明。他の1名は 不在がち。
	H13. 11.30	償還 なし	H15. 10.20	888	—	740	252	
	計			1,549	—	1,291	439	
P	H11. 3.31	H19. 5.1 (30)	H18. 1.31	6,000	3,600	2,400	753	病気による収入減 で2回の猶予を実 施。 連帯保証人とは交 渉していない。

Q	H14. 7.31	H20. 1.31 (169)	H18. 6.20	6,745	1,136	1,757	61	H19.5に破産通知。 本債権は免責に入 れていない。 連帯保証人とは交 渉していない。
R	H12. 10.31	H20. 6.20 (110)	H20. 6.20	6,000	2,570	3,430	47	H17.6に本人死亡。 妻及び連帯保証人 と面談。 妻は返済の意思あ り。
S	H18. 10.31	H20. 6.20 (1,030)	H20. 6.20	7,000	1,030	140	1	H20.8完済
T	H14. 7.31	H19. 6.20 (83)	H20. 6.20	498	332	83	1	H20.6初めて延滞
合計				78,533	42,890	25,570	29,223	

①延滞発生後の早期対応について

平成20年7月現在の延滞者のほとんどは、延滞発生日からかなりの年月がたっており、借受者本人が死亡している場合や所在が不明となっている場合など償還の目処が立たないものが延滞額の大半を占めている。

これは、延滞発生後すぐに借受者本人及び連帯保証人との協議などを徹底することなく、長年放置された結果といえる。

借受者は支払ができなくなった当座においては、何とかしなければならぬと思っており、連帯保証人と相談して償還計画を練ることも可能であると思われるが、長期間放置された後では、借受者本人や連帯保証人に支払の意思があったとしても、元本と多額の違約金の償還請求にはおいそれと償還誓約書を書くわけにはいかない。

最初に分割返済額が支払えない場合又は分割返済額に満たない支払しかできない状況が発生した場合など借受者本人及び連帯保証人が何とか償還しなければと思っている間に交渉に臨むことが求められ、一定こうした認識で対応しているが、より徹底した対応が求められる。

②滞納処分について

借受者から元本の償還を受けるのが公平性の観点及び制度の原資の維持・確保の観点から当然のことであり、借受者に資力があれば法的手段に訴えても償還してもらう必要がある。

しかしながら、借受者本人及び連帯保証人に償還するだけの十分な資力がない場合や自己破産した場合などには、償還可能額と償還請求にかかる経費を考えると必ずしも時間をかけて償還させることが県にとって必ずしも得策とはいえない場合もあり得る。

延滞者に対しては、平成12年作成の沿岸漁業改善資金債権管理マニュアルにどのような調査を実施し、どのような場合に法的措置をとるのか、また、高知県財産規則にどのような場合に不納欠損とするのか定められており、これに基づいた適切な対応を実行していくことが求められる。

2) 違約金について

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則

第12条 知事は、借受者が償還期日に償還金又は第9条の規定（期限前償還）により償還すべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって償還期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

違約金は12.25%とかなりの高率であり、延滞期間が長いケースが多いことから、延滞額25,620千円に対し、違約金29,233千円と延滞額を上回る結果となっている。

中には、A、B、D、G及びJのように当初の貸付金額より違約金のほうが上回っているケースも見受けられる。

また、B、C、H及びKのように元金は完済しているが違約金のみが残っているものもある。

違約金については、規則で定められているため徴収しない訳にはいかないが、違約金が貸付元本を上回る場合や、償還誓約書に基づいて分割返済中の場合など違約金の取り扱いについては、検討が必要であると考えられる。

9. 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

教育委員会 人権教育課

2) 根拠法令等

高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例（以下、条例という。）

3) 貸与の内容

①貸与目的

高知県地域改善対策進学奨励資金貸与事業は、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地域改善対策特定事業等として、高等学校や大学等に進学する能力を持ちながら経済的な理由により、進学後修学が困難な者に対し、奨学資金（奨学金及び通学用品等助成金）の貸与を行うことにより、社会において有為な人材の育成を図り、もって対象地域における住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

②貸与対象者

貸与対象者は、県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟であり、高等学校等の教育施設に在学している者である。

なお、貸与対象者等を巡る制度の概要は以下のとおりである。

種類		社会福祉奨学資金					同和奨学資金					地域改善対策奨学資金							
		S33	S38	S40	S41	S45	S46	S48	S56	S57	S58	S61	S62	H2	H9	H18			
高校	奨学金	貸与(*2)					給付					貸与							
	入学支度金	給付					貸与												
大学、短大	奨学金(*1)	貸与(*2)					給付					貸与(*2)							
	奨学金(*1)	給付					貸与												
	入学支度金	給付					貸与												
各種学校、専修学校	奨学金	給付					貸与												
	入学支度金	給付					貸与												

(*1)昭和57年から地域改善対策奨学資金となり貸与となったが、昭和62年に制度変更があり、免除規定が変更された。ただし、平成2年までは、変更前制度の経過措置が設けられていた。なお、変更前の制度は一定の所得水準以下であれば、貸与総額の全額が免除、現行制度は一部免除となっている。

(*2)上記網掛け部分については、貸与台帳への登録が漏れていたことが監査期間中に判明したものである（後述）。

③貸与条件

高等学校等の在籍期間を上限とする無利子での貸与であり、貸与額の上限は以下のとおりである。

区分		金額(円)		
		奨学金(*1)	通学用品等助成金(*2)	
高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程	国公立	28,000	36,100	
	私立	43,000		
大学、短大	国公立	県内	48,000	56,750
		県外	52,000	
	私立	県内	82,000	
		県外	88,000	
専修学校、各種学校		25,000	36,100	

(*1)高等学校や大学等に在籍期間中の月額貸与上限額である。なお、在籍期間については、高等学校等の正規の修業年限が限度とされている。

(*2)高等学校や大学等に入学した年度において、一時金として貸与する。

貸与終了後返還までの取扱は、以下のとおりである。

ケース	取扱
借受者たる奨学生が死亡した場合等	返還免除
市町村民税の所得割が非課税世帯 又は 返還すべき時点の前年所得(税務上の所得であり暦年)が生活保護法に規定する保護基準年額の2倍以下	返還の一部免除(*1)
借受者たる奨学生が大学等の教育施設に在学中	返還猶予
上記要件を満たさない場合	返還(*2)

(*1)返還すべき年度分を含む合計5年間分の要返還額が免除される。返還対象額は通常20年の均等返済となるが(*2参照)、免除要件に該当すれば、そのうち5年間分が免除される。

(*2)貸与が終了してから(卒業又は退学)6ヶ月経過後、貸与額に応じて県が定める期間(上限は20年以内)にわたり月賦、半年賦、年賦による返還となる。なお、事務運用上、借受者からの特段の要望がない限り、年賦による返還としている。

4) 貸与実績

新規貸与は平成18年度をもって終了しており、近年の回収状況は以下のとおりである。償還率については、現年分が約40%、過年度分が約5%前後で推移しており、他の奨学金と比較しても突出して償還率が低い状況である。

(単位：千円)

年度	現年分			過年度分		
	調定額	償還額	償還率	調定額	償還額	償還率
平成15年度	76,611	25,955	33.9%	128,472	9,860	7.7%
平成16年度	93,360	39,279	42.1%	155,789	7,680	4.9%
平成17年度	93,554	38,261	40.9%	189,849	7,884	4.1%
平成18年度	101,653	42,598	41.9%	229,175	9,281	4.1%
平成19年度	111,801	45,811	41.0%	272,836	8,352	3.1%

また、債権残高については、「財産に関する調書」と「収入未済額」の合計として把握され、各年度末の状況は以下のとおりであり、減少傾向にある。

(単位：千円)

年度	財産に関する調書	収入未済額	計
平成15年度	5,496,551	170,016	5,666,567
平成16年度	5,168,915	202,358	5,371,273
平成17年度	4,769,503	237,259	5,006,762
平成18年度	4,376,713	278,949	4,655,662
平成19年度	3,992,712	330,474	4,323,186

(2) 監査の結果

1) 返還開始までの期間について

貸与終了後初回返還手続の期間については、条例上は貸与終了後6ヶ月となっているが、実際には貸与終了後1年を経過した時点において事務処理が行われており、条例と異なった取扱が継続した状態となっている。長期間にわたりこのような取扱が継続した状態となっていることは問題である。

既に貸与制度自体が終了しており、上記の取扱は新たに生じないものの、こうした問題が生じた原因を明確にし、今後の再発防止に努めるべきである。

2) 一部債権の貸与台帳への未登録について

①旧地域改善対策特別措置法による地域改善対策奨学資金(旧法の制度)について

貸与台帳の集計を実施したところ、歳出総額(8,749,489千円)と貸与台帳上での総貸与額が一致していなかった。これについて担当者に調査を依頼したところ、貸与台帳に登録されているのは地域改善対策に係る国の財政上の特別措置に関する法律による奨学資金約7,200件であり、昭和57年から平成2年までの地域改善対策奨学資金(旧法の制度)が、貸与台帳に登録されていなかった。

当該未登録債権の状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

貸与総額(A)	免除総額(B)	入金済金額(C)	残高(D=A-B-C)
702,485	700,341	詳細不明	2,143

当該未登録債権については、督促等の徴収事務をまったく実施していなかった。

また、過去の収入調定資料や領収書等から入金を確認できる部分もあるが、台帳への入金がある旨の書込みしかない部分もあり、確定した入金額は判明しない。ただし、1,829千円については、入金が推測される資料の提示を受けている。

したがって、(2,143千円-1,829千円=313千円)の債権が督促もされることなく放置され続けたこととなる。

こうした事態を招いた原因は、過去において一度も貸与台帳の集計を実施していなかったためである。時効の完成が予想され、一定の調査を経た上で不納欠損をせざるを得ないが、再発防止を徹底する必要がある。

②社会福祉奨学資金について

上記①の調査を受けて、貸与台帳外で管理している社会福祉奨学資金(昭和33年～45年)の状況確認を依頼したところ、下記のような結果であった。

(単位：千円)

貸与総額(A)	免除総額(B)	入金済金額(C)	残高(D=A-B-C)
17,014	—	13,743	3,271

約3百万円の債権が、督促もされことなく放置されており、一定の調査後に不納欠損せざるを得ない状況である。

また、当時の決算資料の貸付金歳出総額（昭和33年～45年分）は26,913千円となっており、当時の貸与台帳と約10,000千円（26,913-17,014=9,899千円）乖離している。貸与台帳の一部しか集計できていない可能性もあるが、約10,000千円もの債権について返還有無の確認ができない。当該事実については約40年が経過するなかで、詳細な事実関係の調査は不可能と考えられ、再発防止に努める必要がある。

3) 延滞利子について

延滞利子について、条例第10条では、被貸与者が正当な理由がなく奨学金又は通学用品等助成金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.25%の割合で計算した延滞利子を支払わなければならないと規定しているが、県では延滞利子の徴収を行っていない。

これは、過年度から漫然と事務引継ぎを行ってきた結果であり、県庁全体として問題意識を持つ必要がある。延滞利子の不徴収については早急に改めるべきであり、総合意見において意見を述べることとする。

4) 滞納管理について

県は毎年4月に免除案内等を送付し、同年12月に免除通知や返還決定通知（納付書同封）を送付している。当該通知発送後2ヶ月程度納付のない借受者について、督促状を発送するほか、3名の相談員（東部、中部、西部）に免除申請や返還指導の業務を委託し、一定の借受者への戸別訪問を実施している。

①滞納管理台帳について

県は貸与台帳において滞納管理台帳を自動作成する機能がないため、収入未済額330,474千円を滞納額として認識するのみで、滞納管理台帳を作成していなかった。

そのため、滞納者に対する網羅的な督促について、十分な検討が実施できなかった。

県は督促状の発送や相談員による戸別訪問をもって督促としているが、こうした督促が網羅的に実施されたかの確認を怠るのは、事務処理上の重大な不備であり、職務怠慢と言わざるを得ない。

今後は、滞納管理台帳を作成し、戸別訪問の状況等を個人別に把握できるようにしておく必要がある。また、事務効率化のため自動で滞納管理台帳を作成できるように貸与台帳システムの改修を検討することが必要である。

②過年度滞納者への対応について

県は、相談員の訪問先を年に2回以下の基準で抽出している。

抽出時期	抽出対象者
例年11月頃	当年度において、返還対象となった借受者について、抽出時期までに免除申請等が提出されない借受者。
例年3月頃	当年度において、返還対象となった借受者について、抽出時期までに入金がない借受者。

当該抽出基準は、現年度（抽出年度）の入金状況のみを基準としているため、現年度分の滞納がなく過年度分のみ滞納がある借受者を戸別訪問対象者として捕捉していない。

また、例年12月に送付する返還決定通知発送後2ヶ月程度入金のない借受者に対してのみ督促状を送付しているため、過年度分の滞納額に対する督促状等の再送付がされていない状況である。

したがって、過年度分のみ滞納者については、戸別訪問を通じての分納誓約書の入手等による時効の中断措置が継続的に実施されていないという状況になっていた。

時効中断等の措置を適切に講じていないのは、実質的に債権を放棄したに等しい行為であり、厳しく非難されるべき不備である。また、このような事態が生じるのは、上席者の管理・監督責任が機能していないからである。先に述べた滞納管理台帳の未整備を含め、管理体制に極めて大きな問題がある。

今後の事務処理を早急に改め、過年度滞納額についても適切に督促を実施する必要がある。なお、滞納者を整理する過程で、既に時効が完成している債権があると思われるが、当該債権についてはどのような場合に不納欠損とするのか等を明確に定め、これに基づいた判断を行い再発防止に努める必要がある。

なお、平成16年度から18年度については、直近5年内の滞納がある借受者について、分納申出後に入金のない借受者等を重点訪問対象として抽出し、戸別訪問を実施しているが、平成19年度は実施していなかった。今後は、当該重点訪問対象者に、償還誓約書が入手できていない借受者を加えた上で、継続的に戸別訪問する必要がある。

③借受者本人への対応について

滞納者に対する督促については、基本的に保護者（連帯保証人である）に対して督促状の発送や相談員による戸別訪問での償還指導を実施しているとのことであり、奨学生であった借受者本人への督促活動は実施していない。なお、保護者から借受者本人への督促依頼があった場合は、借受者本人に対しても督促をしている。

こうした取扱は、政策的な観点から借受者本人の出自が判明しないように配慮しているためであるが、条例や事務取扱要領等に明文化された規定はない。

政策的な観点から一定の配慮をすることについては理解できるが、そうした取扱を明文規定もないままに実施することは問題であり、事務取扱要領等において明文化する必要がある。

また、上記のような取扱は、継続的に入金があり単発的に滞納となった借受者に対しては許容されると思われるが、長期滞納者については保護者（連帯保証人）だけではなく、借受者本人に対しても督促するべきである。

5) 財産に関する調書等との整合性について

平成19年度末における貸与台帳残高と、財産に関する調書等の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	ア	イ	ウ	エ=イ+ウ	オ=ア-イ	カ=ア-ウ	キ=オ+カ
	貸与台帳	財産に関する調書	収入未済額	財産に関する調書等	差額A	差額B	差額計
猶予中	286,343						
納期未到来	3,468,377						
小計	3,754,720						
滞納	297,682		330,474			△32,792	
合計	4,052,402			4,323,186			△270,784

上記の貸与台帳残高と財産に関する調書等の乖離(270,784千円：財産に関する調書等が過大)については、貸与台帳の集計にあたり、納期未到来として扱うべきである平成20年度免除分239,067千円を誤って平成19年度免除分として集計したこと、また、収入未済額には、貸与台帳に未登録である社会福祉奨学資金の返還未済額3,271千円、社会福祉奨学資金・同和奨学資金・地域改善対策奨学資金における貸付金・給付金の収入未済額4,994千円の計8,265千円を含んでおり、これらが財産に関する調書等の過大要因となっている。

したがって、23,452千円(270,784千円-239,067千円-8,265千円)が不一致であり、財産に関する調書等が過大である。これについては、既述の一部債権の貸与台帳への未登録(313千円)に伴う影響も考えられるが、詳細な理由は不明である。

①財産に関する調書等の照合について

県は貸与台帳の個人別残高を集計せず、貸与台帳残高と財産に関する調書等との照合を実施していないため、両者の不一致が長年に渡り発見されなかった。

財産に関する調書等が過大ということは、県に対する入金がないにもかかわらず貸与台帳上で誤って債権を消滅させている可能性も考えられる。早急に貸与台帳残高と財産に関する調書等を照合し、両者の一致を確認する必要がある。

こうした基本的な事務処理を行っていないのは、管理体制が杜撰というより、管理の体をなしていないと言わざるを得ない。長年にわたり不十分な事務処理を繰り返し、これに対して有効な是正措置を講じなかった担当部課の風土及びその担当者や上席者の職務怠慢ともいえるものである。

今後は、決算期末ごとに貸与台帳の個人別残高を集計し、財産に関する調書等との一致を確認する必要がある。

②不納欠損について

上記不一致額については、貸与台帳の個人別残高を集計し財産に関する調書等との照合による原因究明を行う必要があるが、その中には、借受者が時効を援用すれば時効が完成し、不納欠損となり得るものが含まれることが予想される。

そのため、延滞者に対して、どのような場合に不納欠損とするのか等を明確に定め、これに基づいた判断をしていくことが望まれる。

10. 高知県高等学校等奨学金貸付金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

教育委員会 高等学校課

2) 根拠法令等

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例

3) 貸与の内容

①貸与目的

高等学校、高等専門学校等への進学・修学を希望しながら、経済的な理由で修学が困難な場合に、奨学金を貸与することにより、教育の機会均等を図ることを目的とする。なお、当該貸与制度については、平成14年度より開始している。

②貸与対象者

保護者が高知県内に居住しており、高等学校、高等専門学校等に入学した人（一定の所得制限あり）。ただし、日本学生支援機構等の奨学金の貸与を受けている場合は除く。

③貸与条件

高等学校等の在籍期間を上限とする無利子での貸与であり、月額の貸与額は以下のとおりである。

区分		金額(円)
国公立	自宅通学者	18,000
	自宅外通学者	23,000
私立	自宅通学者	30,000
	自宅外通学者	35,000

また、貸与後返還までの取扱は以下のとおりである。

ケース	取扱
借受者たる奨学生が死亡した場合等	返還免除
借受者たる奨学生が大学等の教育施設に在学中	返還猶予
上記要件を満たさない場合	返還(*)

(*)貸与が終了してから(卒業又は退学)6ヶ月経過後、貸与額に応じて県が定める期間(上限は20年以内)にわたり月賦、半年賦、年賦による返還となる。

4) 貸与実績

近年の貸与・償還状況は以下のとおりであり、新規貸与額は年々増加傾向にあり、償還率については現年分が概ね80%程度、過年度分は概ね10%程度と低い状態にある。

(単位：千円)

年度	件数	貸与額
平成15年度	395	93,596
平成16年度	658	157,310
平成17年度	1,036	255,133
平成18年度	1,341	331,481
平成19年度	1,577	387,519

年度	現年分			過年度分		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
平成15年度	280	198	70.7%	—	—	—
平成16年度	1,465	1,120	76.5%	82	0	0%
平成17年度	9,161	7,551	82.4%	427	41	9.6%
平成18年度	23,834	20,166	84.6%	1,997	344	17.2%
平成19年度	50,027	42,444	84.8%	5,322	730	13.7%

また、債権残高については、「財産に関する調書」と「収入未済額」の合計として把握され、各年度末の状況は以下のとおりであり、増加傾向にある。

(単位：千円)

年度	財産に関する調書	収入未済額	計
平成15年度	1,905	82	1,987
平成16年度	3,378	427	3,805
平成17年度	116,160	1,997	118,157
平成18年度	271,921	5,322	277,243
平成19年度	411,956	12,175	424,131

(2) 監査の結果

1) 貸与時の要件

平成 19 年度の新規貸与決定者について、任意に抽出した 10 件の「高知県高等学校奨学金貸与申請書」及び「誓約書」並びに所得証明書等の添付資料を閲覧したところ、所定の貸与基準から逸脱するものはみあたらず、特に指摘すべき事項はなかった。

2) 返還猶予の決定について

平成 19 年度の返還猶予決定者について、任意に抽出した 10 件の奨学金返還猶予申請書」及び在学証明書等の資料を閲覧したところ、特に指摘すべき事項はなかった。

3) 返還猶予者の要件継続確認について

返還の猶予を受けるためには、大学等の教育施設に継続的に在籍していることが必要であるが、県は当初の猶予申請時において在学証明書を入手しているのみであり、借受者が猶予要件を満たしているか(大学等の教育施設に在籍しているか)についての継続的な確認を実施していなかった。

返還決定者を適時に把握することは、滞納の発生を防止する上で極めて重要な作業であり、今後は、毎年の猶予要件の確認が必要である。

4) 滞納者管理について

貸与台帳から自動出力される滞納者リストから任意に 10 件のサンプルを抽出し、滞納管理台帳を閲覧した結果、以下の事項が見受けられた。なお、滞納管理台帳は、滞納者ごとにファイリングされ、五十音順に整理されていた。

①初回滞納者への対応時期

初回滞納発生時における経過欄を閲覧したところ、借受者のすべてについて、督促状等を送付した旨が記載されているのみであり、電話連絡等の個別対応ができていない状況であった。

これは長期滞納者への対応を優先課題として捉え、初回滞納者への適時の対応を実施していないためである。

長期滞納者への対応は重要な事務作業であるが、長期滞納者の発生を未然に防止する意味においては、滞納初期の対応が決定的に重要である。

今後は、滞納初期の対応に積極的に取り組むべきである。なお、長期滞納者については、次項において述べるように、連帯保証人への働きかけを通じての対応を推進する必要があると考えられる。

②連帯保証人への対応

借受者のすべてについて、連帯保証人への対応を示す記載が見受けられなかった。一定期間ごとに連帯保証人に催告状を送付しているが、長期滞納者については、連帯保証人からの回収を積極的に推進するべきである。また、長期滞納者に該当せずとも、連帯保証人への適時・適切な対応は必要不可欠な業務である。

今後は、連帯保証人からの回収についても積極的に取り組むべきである。

5) 財産に関する調書等との整合性について

平成 19 年度末における貸与台帳残高と、財産に関する調書等の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	ア	イ	ウ	エ=イ+ウ	オ=ア-イ	カ=ア-ウ	キ=オ+カ
	貸与台帳	財産に関する調書	収入未済額	財産に関する調書等	差額 A	差額 B	差額計
貸与中	397,548						
猶予中	117,181						
前期未到来	660,226						
小計	1,174,955	411,956			762,999		
滞納	12,175		12,175			—	
合計	1,187,130			424,131			762,999

上記の貸与台帳残高と財産に関する調書等の乖離(762,999千円：財産に関する調書等が過少)は、以下の3点によるものである。

- 財産に関する調書作成時における債権は、実際の貸与金支出時に認識すべきであるが、返還決定額(猶予含む)のみを認識し貸与継続中の債権を認識していない(397,548千円)。
- 財産に関する調書は平成 20 年 3 月末までの返還決定額を基に作成しており、4 月から 5 月までに返還決定した債権を認識していない(358,063千円)。
- 過年度の財産に関する調書作成において、事務処理上の誤りがある(詳細不明)。

(単位：千円)

乖離額		762,999
原因判明分	貸与継続中の額 (a)	397,548
	4 月から 5 月までの返還決定額 (b)	358,063
差引 (不一致額)		7,388

上表のとおり 7,388 千円が不一致であるが、過年度の財産に関する調書の作成において誤りがあると思われるが、詳細は不明である。

県は貸与台帳の個人別残高を集計せず、貸与台帳残高と財産に関する調書等との照合を実施していないため、両者の不一致が発見されなかった。

貸与台帳残高と財産に関する調書等を照合し、財産に関する調書等の正確性を検証することは、債権管理者として基本的かつ最も重要な事務処理であり、当該照合の未実施は著しい事務処理上の不備である。

県民に県財産の状況を開示する財産に関する調書等を正確に作成するため、今後は決算期末ごとに貸与台帳との照合が必要である。

なお、今回の監査に際しては、貸与台帳の滞納者リスト作成メニュー等から抽出した金額の差引計算にて納期末到来額を算定している。本来は、借受者別に滞納額や納期末到来額等を集計し、財産に関する調書等と照合すべきであり、システムの改修を含め今後の対応を検討することが必要である。

1 1 . 高等学校定時制通信制課程修学奨励資金貸付金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

教育委員会 高等学校課

2) 根拠法令

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（以下「条例」という。）

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）

3) 貸付内容

①目的

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付金制度は、働きながら高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒に対して修学奨励資金を貸与することにより修学を容易にし、教育の機会均等に資することを目的とするものである。

②被貸与者の資格要件（条例第2条、規則第2条参照）

貸与を受けるには、次の全ての要件を満たす必要がある。

ア 年間を通じて経常的収入を得る職業に就いていること。

（就労の意志がなく、家事手伝いや、いわゆるアルバイトで臨時的季節的な仕事に就いているものは該当しない。）

イ 県内の高等学校の定時制課程または通信制課程に在学すること。

（但し、学校教育法第54条第3項の規定による認可を受けた県外の高等学校の通信制の課程に在学する生徒であって、県内に住所を有する者を含む。）

ウ 通信制の課程及び定時制の課程のうち単位制による課程に在学する者については、その者が在籍する高等学校の定める教育課程を4年以内で修了し、卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であって、年間18単位以上の単位数を履修する者であること。

エ 経済的理由により著しく修学が困難なものであって、かつ、以下の要件を満たしていること。

a. 生徒だけで独立して生計を営んでいる場合

生徒の年間所得が275万円以下

b. 生徒が扶養親族を有している場合

生徒の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の190%以下であること。

c. 生徒を扶養親族としている者がいる場合

生徒の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額であって、生徒を扶養親族としている者の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の190%以下であること。

オ 生徒又は生徒を扶養している者若しくは親権者が、生徒に係る独立行政法人日本学生支援機構法(旧日本育英会法)による学資の貸与又は国若しくは県からの修学資金等の貸与若しくは給付を受けていないこと。

③貸与月額

(単位：円)

	定時制課程		通信制課程
	公立	私立	公立・私立
1年生	14,000	29,000	14,000
2年生	14,000	29,000	14,000
3年生	14,000	29,000	14,000
4年生	14,000	29,000	14,000

④貸与期間(条例第3条第2項参照)

貸与を受けた月数を通算して4年以内とする。
ただし、貸与決定は年度ごとに行う。

⑤返還免除

貸与者が、条例及び規則に定める定時制の課程を卒業するなどの一定の要件を満たした場合は、貸与額の返還を免除される。

4) 貸付実績

①最近3年間の実績

最近3年間の貸付の実績は、以下のとおりである。

(単位：円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
件数	8	7	1
金額	2,520,000	1,896,000	168,000

②平成19年度の債権の状況

平成19年度の債権の状況は以下のとおりである。

(単位：円)

氏名	平成18年度 未残高	貸付	回収	免除	平成19年度 未残高	19年度末 滞納額
A	1,044,000			1,044,000	0	0
B	168,000				168,000	0
C	87,000		10,000		77,000	77,000
D	54,000		54,000		0	0
E	57,000				57,000	57,000
F	105,000				105,000	105,000
G	108,000		6,000		102,000	102,000
H	168,000	168,000		336,000	0	0
I	168,000			168,000	0	0
J	696,000		87,000		609,000	87,000
合計	2,655,000	168,000	157,000	1,548,000	1,118,000	428,000

(2) 監査の結果

1) 平成19年度の貸与

平成18・19年度貸与者は8人であり、その申請書及び雇用主証明、在学確認の書類を確認したところ、問題はなかった。

2) 延滞利子

延滞利子について、正当な理由なく修学奨励資金を返還すべき日までに返還しないときは、10.95%の延滞利子がかかるが、滞納者の返還額は、元本を優先的に充当している。

元本の納付が終了し、延滞利子が確定した時点で、延滞利子の納付書を送付して請求することになっているが、現在まで請求のみならずその発生状況について通知も行っていない。

延滞利子について、債権が完済されて、初めて請求が行われるのは、債務者にとっても酷である。少なくとも1年に一度は、延滞利子の発生状況については、通知する必要がある。

3) 残高管理の適切性

債権管理は、個人別管理を行っており、滞納者への交渉記録については、個別管理記録簿により記録されている。したがって、残高管理は適正にされている。

1.2. 保健師、助産師、看護師等養成奨学金貸付金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

健康福祉部 医師確保推進課

2) 根拠法令等

助産師、看護師等養成奨学金貸付条例（以下、条例という。）

3) 貸付の内容

①貸付目的

県内において助産師、看護師、准看護師の業務に従事しようとする者に対し、奨学金を貸付けることで、その修学を支援し、高知県の看護師等の確保・充実を図ることを目的としている。なお、保健師については、平成19年度より廃止されている。

②貸付対象者

看護師等学校養成所に在学している者であって、卒業後、県内の知事が定める医療機関（以下、指定医療機関という。）において看護師等の業務に従事しようとする者。

③貸付条件

無利子での貸付であり、月額の貸付額は以下のとおりである。

区分		金額(円)	
看護師、助産師の養成施設	大学	国公立	45,000
		私立	54,000
	短期大学	国公立	45,000
		私立	53,000
	大学・短期大学以外の養成施設	国公立	45,000
		私立	53,000
准看護師の養成施設			30,000

また、貸付後返還までの取扱は以下のとおりである。

ケース	取扱
養成施設を卒業した日から、1年以内に看護師等の免許を取得し、県内の指定医療機関において、所定期間(*1)勤務した場合	返還免除
養成施設等に在学中又は指定医療機関で勤務中(所定期間内)	返還猶予
上記の返還免除又は返還猶予の要件を満たさなくなった場合	返還(*2)

(※1)所定期間については数回の改定を経ているが、平成19年度以降の貸付決定分については貸与期間の1.5倍に相当する期間となっており、それ以前についてはおおむね3年～5年となっている。なお、当該所定期間を満たせば、要返還額の全額が免除されるが、貸与を受けた期間を超えて看護師等の業務に従事した場合には、要返還額の一部が免除される。

(※2)返還期間は貸付を受けた期間の2倍に相当する期間に限り、分割して償還することができる。

4) 貸付実績

直近5年間の貸付、償還の状況は以下のとおりであり、貸付額はほぼ3千万円前後で推移しており、償還率も現年分が約90%、過年度分が約30%程度となっている。

(単位：千円)

年度	件数	貸付額
平成15年度	104	44,508
平成16年度	94	37,104
平成17年度	81	31,320
平成18年度	82	29,720
平成19年度	78	33,684

年度	現年分			過年度分		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
平成15年度	9,455	7,745	81.9%	2,192	398	18.2%
平成16年度	18,736	16,763	89.5%	3,504	580	16.6%
平成17年度	16,328	15,125	92.6%	4,897	1,361	27.8%
平成18年度	15,168	14,153	93.3%	4,740	1,372	28.9%
平成19年度	13,244	12,378	93.5%	4,382	1,473	33.6%

また、債権残高については、「財産に関する調書」と「収入未済額」の合計として把握され、各年度末の状況は以下のとおりであり、減少傾向にある。

(単位：千円)

年度	財産に関する調書	収入未済額	計
平成15年度	472,661	3,504	476,165
平成16年度	432,301	4,897	437,198
平成17年度	377,844	4,740	382,584
平成18年度	320,319	4,382	324,701
平成19年度	290,179	3,775	293,954

(2) 監査の結果

1) 貸与申請者の審査結果について

平成19年度の新規貸付決定者について、任意に抽出した10件の関係書類を閲覧したところ、所定の貸付基準から逸脱するものはみあたらず、特に指摘すべき事項はなかった。

2) 免除決定について

平成19年度の償還免除決定者について、任意に抽出した10件の関係書類を閲覧したところ、特に指摘すべき事項はなかった。

3) 返還猶予者の要件確認回数について

返還が猶予されるのは免許取得後、継続して県内指定医療機関において看護師等の業務に従事することが必要であることから、県は猶予要件を満たしているかについて、借受者から卒業時点で提出される「猶予申請書」及び「業務従事届」を入手して確認を行っている。

しかしながら、その後の消息については何らかの調査・確認が行われていない。猶予要件を満たさなくなった時点で返還の請求を行うべきであり、その把握が遅れば行方不明などにより返還されない可能性が高くなるため、返還免除が確定するまでの期間、最低年1回は猶予要件を確認する必要がある。

4) 未手続者等に係る取扱について

県は、借受者が県内指定医療機関において看護師等の業務に従事していることを卒業時にのみ確認している。また、借受者からの申請によって、返還決定や返還免除を確定しているため、申請のない人や行方不明の借受者が未手続者等として区分され、その処遇が確定していない。

こうした未手続者等の状況は、以下のとおりであった。

(単位：千円)

貸付年度	件数	金額
平成2年度	2	1,380
平成3年度	1	384
平成4年度	4	2,664
平成5年度	5	2,664
平成6年度	6	3,648
平成7年度	8	6,348
平成8年度	5	3,960
平成9年度	11	6,336
平成10年度	6	5,160
平成11年度	10	6,600
平成12年度	7	4,992
平成13年度	9	5,400
平成14年度	5	3,768
平成15年度	1	252
平成16年度	1	1,296
平成17年度	3	1,392
平成18年度	1	252
合計	85	56,496

借受者から申請のなかった未手続者等については、多くが2年間の借受であり、かつ、返還免除が確定するまでの従事期間が5年間であることを考慮すると、返還対象者となっている者も含まれているおそれがある。約5千万円もの債権が、長期間にわたり返還とも免除ともつかず不明瞭な状態となっているのは、極めて大きな問題である。

債権を確実に回収するためには早期に債務者の状況を確定し、償還手続等を実施する必要がある。今後は、返還免除が確定するまでの間最低年1回は猶予要件を確認し、回答のない者には戸別訪問するなど、未手続者等の発生防止に努めるべきである。

5) 滞納管理について

平成19年度末時点での滞納債権の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

貸付年度	滞納額
平成5年度	189
平成6年度	288
平成9年度	351
平成10年度	161
平成12年度	2,414
平成14年度	372
計	3,775

上記の滞納額について、平成20年7月現在の滞納者ごとの状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

No	貸付年度	貸付総額	入金額	最終入金年月	一部免除額	滞納額
A	H5	504	210	平成20年5月	105	189
B	H6	1,152	864	平成13年9月	—	288
C	H10	504	35	平成20年3月	336	105
D		1,296	1,240	平成20年6月	—	56
E	H11	160	6	平成19年2月	—	154
F		1,024	832	平成20年1月	—	192
G	H9	768	417	平成20年7月	—	351
H	H12	1,536	928	平成18年6月	—	608
I		768	309	平成20年5月	—	459
J		768	438	平成20年7月	—	330
K		768	560	平成20年7月	—	208
L		768	117	平成20年6月	—	463
M	H14	420	390	平成20年7月	—	20
N		1,152	608	平成20年6月	—	352
計		11,588	6,954		441	3,775

上記の滞納者に対する最近の督促等の状況は以下のとおりである。

No	入金状況	督促等の状況
A	連帯保証人である借受者の母親より、不定期に5千円程度の入金がある。	督促状を発送している。詳細は後述する。
B	平成13年9月の入金以降、入金がない。	督促状を発送している。詳細は後述する。 なお、平成20年7月に債務承諾確認書を配達証明にて送付している。詳細は後述する。
C	不定期に5千円の入金がある。	督促状を発送している。詳細は後述する。
D	定期的に入金がなかった。	平成20年6月より入金再開し、滞納額は減少している。
E	平成19年2月の6千円の入金後、入金がない。	督促状を発送している。詳細は後述する。
F	不定期ではあるが、3万円～10万円程度の入金がある。	督促状を発送している。
G	不定期ではあるが、1万円程度の入金がある。	督促状を発送している。詳細は後述する。
H	平成18年6月の入金以後、入金がない。	督促状を発送している。詳細は後述する。
I	不定期ではあるが、1万円程度の入金がある。	督促状を発送している。
J	半年ごとに5万円～10万円程度の入金がある。	督促状を発送している。
K	不定期ではあるが、1万6千円ずつの入金がある。	督促状を発送している。
L	平成17年度は定期的な入金があったが、平成18年度以降は年に1回程度1万円前後の入金があるのみである。	督促状を発送している。詳細は後述する。
M	不定期ではあるが、1万円ずつの入金がある。	督促状を発送している。
N	不定期ではあるが、5万円～10万円の入金がある。	督促状を発送している。

①滞納管理台帳について

県は滞納者を管理するため、「看護師等養成奨学金償還滞納者の状況」及び「償還管理シート」（以下、両者を併せて滞納管理台帳という）を作成している。

しかし、滞納者への接触状況や滞納額等の情報がふたつの資料にまたがって記載されており、一元的な管理簿として十分に機能していない。また、担当者が実施した対応について、上席者がどのような指示を与えたのかについての記載もまったく見受けられなかった。

今後は、一元的な滞納管理台帳を作成し、担当者の対応及び上席者の指示内容を明瞭に記載するべきである。

②入金順序について

滞納債権については借受者に送付する納入通知書での入金となるため、当該通知書の調定年度分の入金として処理せざるを得ない。そのため、借受者A、C、G、Lは過年度分からの順次の入金となっていない。

滞納債権については延滞利子や時効の問題が生じるため、古いものから順に入金消込することが必要であり、借受者への指導を徹底する必要がある。

なお、借受者Lについては滞納管理台帳において、過去のものから入金するよう指導した旨の記述が見受けられたが、他の借受者については当該記述が見受けられなかった。

③滞納者への対応について

最終入金日から相当な期間にわたり入金がない借受者B、E、Hについて調査したところ、滞納管理台帳には督促状を送付した旨の記述があるのみであった。担当者は電話等での接触を図っているが、滞納管理台帳への記載を十分に行っておらず、上席者に対しても適時口頭で報告しているだけであった。

滞納管理においては、初回滞納発生時における迅速な対応及びその後の継続的な接触が重要になる。

今後は、戸別訪問や償還誓約書の入手を図る必要がある。また、電話での交渉記録についても滞納管理台帳に適切に記載する必要がある。

④連帯保証人への対応について

滞納管理台帳を閲覧したところ、連帯保証人への督促を実施した旨の記載のない借受者が散見された。

県は、借受者本人との接触が不可能な場合には連帯保証人への接触を図るが、借受者本人との接触が可能であれば、基本的に借受者に対して督促することとしている。

継続的な入金がない借受者や長期滞納者については、戸別訪問を含め適時に連帯保証人を交えて督促を実施するべきである。

⑤延滞利子について

延滞利子について条例第9条では、借受者は、正当な理由がなくて奨学金を償還すべき日までにこれを償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき年14.5%の割合で計算した延滞利子を支払わなければならないと規定しているが、県では延滞利子の徴収を行っていない。

これは、過年度から漫然と事務引継ぎを行ってきた結果であり、県庁全体として問題意識を持つ必要がある。延滞利子の不徴収については早急に改めるべきであり、総合意見において意見を述べることとする。

6) 一部債権の貸付台帳への未登録について

貸付台帳における債権データの集計を実施したところ、一部の債権が貸付台帳に登録されていない。

これは、昭和51年から平成元年までの看護師及び助産師に係る貸付実行分であり、システム移行時に登録が漏れたことが原因であり、当該債権の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

貸付額	免除額	返還済額	債権残高		
			未手続者	不明(*1)	計
356,363	299,361	51,164	5,550	288	5,838

(*1)返還決定はしているが、返還を受けたのか免除を実施したのか等の詳細が不明な分である。

現在の貸付台帳の運用開始は平成13年度からであり、運用開始時の検証作業の甘さ、その後の残高管理の甘さが、約7年間も発見されずに放置され続けた主因である。

昭和51年から平成元年までのシステム登録漏れの中で、約6百万円の債権が督促されることもなく、放置され続けてきたことは極めて大きな問題である。

上記債権については、監査期間中に判明したものであり、今後事務の突合など検証作業を行う必要があるが、その中には、借受者が時効を援用すれば時効が完成し、不納欠損となり得るものが含まれることが予想される。

そのため、延滞者に対して、どのような場合に不納欠損とするのか等を明確に定めこれに基づいた判断を行い、再発防止に努める必要がある。

7) 財産に関する調書等との整合性について

平成19年度末における貸付台帳残高と、財産に関する調書等の状況は以下のとおりであった。

(単位：千円)

	ア	イ	ウ	エ=イ+ウ	オ=ア-イ	カ=ア-ウ	キ=オ+カ
	貸付台帳	財産に関する調書	収入未済額	財産に関する調書等	差額A	差額B	差額計
猶予中	121,644						
貸与中	52,308						
未手続者	61,782						
不明	844						
納期未到来	14,374						
小計	250,952						
滞納	3,775	3,775	—				
合計	254,727		293,954		△39,227		

上記の貸付台帳残高と財産に関する調書等の乖離(39,227千円：財産に関する調書等が過大)については、既述の貸付台帳への一部債権の未登録(5,838千円)に伴う影響もあるが、詳細は不明である。

ただし、昭和50年度決算における財産に関する調書作成時点において、前年度末現在額の転記ミスによって23,584千円(本来24,672千円であるところ48,256千円で転記)過大となっていることが、監査期間中において判明している。

したがって、9,805千円(39,227-23,584-5,838)が不一致額であり、財産に関する調書等が過大である。

①財産に関する調書等の照合について

県は貸付台帳の個人別残高を集計せず、貸付台帳残高と財産に関する調書等との照合を実施していないため、両者の不一致が長年に渡り発見されなかった。

財産に関する調書等が過大ということは、県に対する入金がないにもかかわらず貸付台帳上で債権を消滅させている可能性も考えられる。早急に貸付台帳残高と財産に関する調書等を照合し、両者の一致を確認する必要がある。

こうした基本的な事務処理を行っていないのは、管理体制が杜撰というより、管理の体をなしていないと言わざるを得ない。長年にわたり不十分な事務処理を繰返し、これに対して有効な是正措置を講じなかった担当部課の風土及びその担当者や上席者の職務怠慢ともいえるものである。

今後は、決算期末ごとに貸付台帳の個人別残高を集計し、財産に関する調書等との一致を確認する必要がある。

②不納欠損について

上記不一致額については、貸付台帳の個人別残高を集計し財産に関する調書等との照合による原因究明を行う必要があるが、その中には、借受者が時効を援用すれば時効が完成し、不納欠損となり得るものが含まれることが予想される。

そのため、延滞者に対して、どのような場合に不納欠損とするのか等を明確に定め、これに基づいた判断をしていくことが望まれる。

1 3. 介護福祉士等修学資金貸付金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

健康福祉部 保健福祉課

2) 根拠法令等

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例（以下、条例という。）

3) 貸与の内容

①貸与目的

介護福祉士又は社会福祉士の人材育成のため、専門学校等の養成施設への修学資金を貸与するものである。

②貸与対象者

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設等に在学する者であつて、卒業後県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとする者。

③貸与条件

月額 36,000 円を無利子での貸与であり、貸与後返還までの取扱は以下のとおりである。なお、貸与期間は養成施設等における所定の修業期間内である。

ケース	取扱
高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則で定める福祉施設等において、7年間以上勤務した場合	返還免除
養成施設等に在学中 又は 上記福祉施設で勤務期間中(7年未満)である場合	返還猶予
上記の返還免除又は返還猶予の要件を満たさなかった場合	返還(*)

(*)返還事由の発生した日の翌月から貸与期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払となる。また、7年未満の勤務者については、福祉の業務に従事した期間に応じて一部免除されることとなる。

4) 貸与実績

貸与業務は、平成5年度から平成17年度までであり、現在は債権回収業務のみを実施している。直近5年間の償還状況及び債権残高の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	現年分			過年度分		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
平成15年度	1,160	1,088	93.8%	252	—	0.0%
平成16年度	1,832	1,832	100.0%	324	324	100.0%
平成17年度	812	704	86.7%	—	—	—
平成18年度	2,684	2,308	86.0%	420	312	74.3%
平成19年度	1,596	1,174	73.6%	614	192	31.3%

また、債権残高については、「財産に関する調書」と「収入未済額」の合計として把握され、各年度末の状況は以下のとおりであり、減少傾向にある。

(単位：千円)

年度	財産に関する調書	収入未済額	計
平成15年度	92,274	324	92,598
平成16年度	97,396	—	97,396
平成17年度	85,459	108	85,567
平成18年度	68,915	484	69,399
平成19年度	56,519	844	57,363

(2) 監査の結果

1) 現況報告書について

県は、返還免除・返還猶予・返還決定の判定の基礎資料として、毎年4月に現況報告書の提出を義務付けている(条例施行規則第15条)。

しかし、現況報告書の回収状況についての資料が整理されておらず、すべての借受者について網羅的な回収作業が実施されていることを十分に検証できなかった。また、宛先不明で返送されたものについても体系的に把握されておらず、適切なフォローが実施されたことを十分に検証できなかった。

現況報告書は、債権の取扱を決定する重要な資料であり、年度別及び借受者別に回収状況や猶予要件の継続等が容易に判断できる一覧表を継続的に作成する必要がある。

2) 免除決定の判定について

平成19年度に償還免除決定者について、任意に抽出した5件の「介護福祉士等修学資金返還免除申請書」や「就業証明書」等の関係書類を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3) 未手続者に係る問題について

県は、返還や免除の取扱を借受者からの申請によって決定しているため、申請のない借受者が未手続者として区分され、その取扱が決定していない。当該未手続者の状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

貸与申請年度	件数	金額
平成5年度	1	864
平成8年度	2	1,728
平成9年度	1	864
平成10年度	2	1,728
平成15年度	3	2,592
計	9	7,776

①未手続者管理簿について

未手続者や滞納者を管理する「介護福祉士修学資金の債権管理整理表(以下、未手続者管理簿又は滞納管理台帳という。)」を閲覧したところ、未手続者管理簿と貸与台帳の未手続者との間に1件の差異があった。

これは、平成20年度より未手続者管理簿を作成したため、平成20年6月に免除決定となった借受者一名について、未手続者管理簿を作成していないためである。なお、平成20年度以前は、貸与台帳の備考欄や事務担当者のメモにて管理している。

未手続者について、網羅的かつ一元的な管理簿を整備することは、債権管理の責任を明確にする上で必要不可欠である。既に一定の改善が図られているものの、今後は継続的な更新が必要である。

③未手続者の処遇について

未手続者の「現況報告書」の提出状況は、以下のとおりである。

名称	現況報告書の提出有無		
	H18/4	H19/4	H20/4
A	×	×	×
B	×	×	×
C	×	×	×
D	○	○	×
E	○	×	○
F	○	×	×
G	○	×	○
H	×	×	×

県は借受者らの申請によって返還を決定するため、継続的に現況報告書を提出していない借受者さえも未手続者として区分されている。約7百万円もの債権が長期間にわたり返還とも免除ともつかず不明瞭な状態となっているのは、極めて大きな問題である。

債権を確実に回収するためには早期に債務者の状況を確定し、償還手続等を実施する必要がある。今後は、未手続者への戸別訪問等を通じて未手続者の発生防止に努めるべきである。

4) 滞納管理について

滞納者の状況は以下のとおりであり、借受者A及びBへの督促が適切に行われているかを確認するため、督促状の発送記録及び滞納管理台帳を閲覧したところ、下記の事項が見受けられた。

(単位：千円)

氏名	貸与年度	貸与総額	入金総額	債権残高		
				滞納額	納期未到来	小計
A	平成11年	864	82	422	360	782
B	平成16年	432	10	422	—	422
計		1,296	92	844	360	1,204

①返済スケジュール変更者への督促状発送について

借受者Aは、県と借受者が協議のうえ返済スケジュールを変更したものであり、かつ、変更後のスケジュールに基づき入金がある。それにもかかわらず、監査日時点まで毎月督促状を発送している。

返済スケジュールの変更は個別の事情を勘案して特別に認めるものであり、本来の納付期限が変更されないことによる。

督促状の発送は、債権管理者としての重要な業務であることはいまでもないが、Aのように変更後スケジュールに基づき継続的な入金が確認されている借受者については、事務コスト節減の観点から発送を取止めることが必要である。

②連帯保証人への対応について

借受者Bは、平成19年10月に10,000円の入金があるのみである。これについては、平成18年度中に連帯保証人である借受者の母親を交えて個別面談しているが、それ以降は電話連絡等を行っているのみである。また、連帯保証人は2名存在するが、残りの1名に対する対応を実施していない。

長期滞納者については、連帯保証人への対応を図る必要があり、残り1名の連帯保証人を交えて償還方針を決定する必要がある。

③滞納管理台帳について

滞納管理台帳を閲覧したところ、上席者の指示内容がすべて平成20年7月付けで記載されている。

これは、平成20年度より滞納管理台帳を作成したためであり、平成20年度以前は、貸与台帳の備考欄や担当者のメモにて管理しているが、貸与台帳の備考欄等には上席者の指示内容が記載されていない。

債権の管理責任を明確にするためには、滞納者への接触記録等が把握できる管理簿を継続的に作成し、上席者の指示内容を事後的に検証できる必要がある。既に一定の改善が図られているものの、今後は継続的な更新が必要である。

④督促状の発送時期について

督促状は滞納のある納期の翌月中に発送する必要があるが、一部は翌々月の発送となっている。また、督促状の発送記録には発送年月日を記載する必要があるが、記載されていないものが一部見受けられた。

今後は、規定どおりの事務処理を行う必要がある。

5) 財産に関する調書等との整合性について

平成19年度末における貸与台帳残高と、財産に関する調書等の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	ア	イ	ウ	エ=イ+ウ	オ=ア-イ	カ=ア-ウ	キ=オ+カ
	貸与台帳	財産に関する調書	収入未済額	財産に関する調書等	差額A	差額B	差額計
猶予中	46,224	56,519			△ 586	-	△ 586
未決定者	7,776						
納期未到来	1,933						
小計	55,933						
滞納	844		844				
合計	56,777			57,363			△ 586

上記の貸与台帳残高と財産に関する調書等の乖離(586千円：財産に関する調書等が過大)については、平成19年度の財産に関する調書を作成するに際して、一部免除決定した債権(586千円)の控除を失念したためである。

今後、こうした事態が生じないよう、内部の検証機能を強化する必要がある。

14. 高知県獣医師修学資金貸付金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

高知県農業振興部 畜産振興課

2) 根拠法令

高知県獣医師修学資金貸与条例

3) 貸付内容

① 貸付目的、対象者、貸付条件

高知県獣医師修学資金貸付制度は、平成4年3月に「高知県獣医師修学資金貸与条例」を制定し、将来県内の畜産又は公衆衛生関係機関で県の規則で定めるものにおいて獣医師としての業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与してこれらの者の修学に資することにより、獣医師の確保及び充実に資することを目的としている。

当貸付制度は、下記のように条例で定められている。

項目	内容
貸与金額	月額 7万円
貸与期間	原則、大学における修学期間
金利	無利息

当貸付金制度は、修学を目的とし獣医師の人手不足解消のための制度であるため、その趣旨目的どおりに獣医師の免許を取得して指定機関に一定期間就職した人には下記のように返還免除としている。

高知県獣医師修学資金貸与条例第9条(返還免除)の要件の要旨

大学を卒業し、2年以内に獣医師の免許を取得した後、直ちに指定機関において獣医師として業務に就き、引き続き当該業務に従事した期間が修学資金の貸与期間の2分の3に相当する期間に達したとき、修学資金の返還を免除する。

4) 貸付実績

平成4年度から平成10年度受付(貸付終了は平成15年度)まで獣医師修学生に資金の貸与を実施していた。平成11年度以降は、新規の貸付を行っていない。これまでの貸与者は17名であり、そのうち就職者は13名であった。

なお、当獣医師修学資金の貸付残高に関して、歳入歳出決算書の財産に関する調書では、平成19年度で、14,280千円の残高である。

(2) 監査の結果

1) 台帳管理について

これまでの貸与者17人全員について、氏名、修学先(大学)、貸与開始年度、貸与決定金額、貸与年度・金額、返還免除ないしは返済状況を一覧にした表を作成し、管理されていた。

また、当該管理台帳の平成19年度末の残高は、3人分14,280千円であり、財産に関する調書の残高と一致していた

平成20年度では、1人分が返還免除となり、平成20年9月末現在、残り2人分9,240千円が貸付残高であり、いずれも大学を卒業後、指定機関(県)に獣医師として業務に従事しており、返済猶予の状況である。

2) 返還免除の検証

平成19年度に返還免除された3件(下表A、B、C)、平成20年度に返還免除された1件(下表D)について、免除の手続きを検証するために、獣医師修学資金返還免除申請書を確認し、高知県獣医師修学資金貸与条例第9条(返還免除)の勤務機関の要件を満たしているかどうかを検討した。その結果、特に問題はなかった。

年度	氏名	貸与期間	就職機関	従事期間	卒業年度	決裁者
H19	A	6年	高知県	H10.4～H19.6(9.5年)	H9	課長
H19	B	5年	高知市	H12.4～H19.9(7.5年)	H9	課長
H19	C	5年	高知県	H11.4～H19.9(8.5年) (内育児休暇 H15.7.22～ H16.4.9)(7ヶ月)	H10	課長
H20	D	6年	高知県	H11.4～H20.3(9年)	H10	課長

15. 母子寡婦福祉資金貸付金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

健康福祉部 こども課

2) 根拠法令等

母子及び寡婦福祉法

3) 貸付の内容

①貸付目的

母子及び寡婦福祉法に基づいて、県が国から貸付原資の一部を借り入れし、母子家庭及び寡婦が経済的に自立し、意欲を持った生活ができるようにするために、所定の資金を貸付けるものである。

②貸付対象者

各種貸付資金により異なるが、基本的には母子及び寡婦が対象となる。なお、事業開始資金及び事業継続資金については、母子福祉団体も対象となる。

③貸付条件

無利子又は3%での貸付となっており、6ヶ月～1年間の据置期間後、最大20年以内での返済となる。

なお、貸付対象者が母子及び寡婦の場合の各種貸付資金ごとの概要は以下のとおりである。

(単位：千円)

種類	内容	貸付限度額	貸付期間
事業開始資金	事業を開始するための所要資金	2,830	一時貸付
事業継続資金	継続中の事業の運転資金	1,420	
修学資金	子が高校、大学等に修学するために必要な資金	月額：18～64	修学期間中
技能習得資金	資格等を取得するために必要な授業料等に係る資金	月額：50 運転免許：460	資格等を取得する期間中3年以内
修業資金	子が事業開始又は就職するための知識技能を習得するのに必要な資金	月額：50 運転免許：460	
就職支度資金	就職に直接必要な自動車、洋服等を購入する資金	自動車：320 その他：100	一時貸付
医療介護資金	医療又は介護を受けるために必要な資金	医療：480 介護：500	
生活資金	①配偶者のない女子となつて7年未満の者 ②技能習得中又は医療介護を受けている期間の生活費補給資金 ③失業中の生活を安定するために必要な生活補給資金	月額：103 ・技能習得については月額141千円 ・左記の①については合計2,400千円以内	①配偶者のない女子となつて7年を経過するまで ②技能習得は3年以内、医療介護は1年以内 ③離職に係る月の翌月から1年を超えない期間
住宅資金	住宅の建築、購入、増改築等に必要な資金	2,000	一時貸付
転宅資金	住居の移転に際し、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	260	
就学支度資金	子の入学(小、中、高、大学校等)に必要な被服等の購入資金	39～590	
結婚資金	子が結婚するにあたり、必要な経費等に係る資金	300	

4) 貸付実績

直近5年間の貸付状況及び資金別の貸付状況は、以下のとおりであり、全体的な貸付総額は概ね8千万円前後で推移しており、その大部分を修学資金等の福祉系資金が占めている状況である。

(単位：千円)

年度	件数	金額
平成15年度	178	86,216
平成16年度	201	96,218
平成17年度	153	74,055
平成18年度	161	80,250
平成19年度	158	80,839

(単位：千円)

種類	H15	H16	H17	H18	H19
修学資金	58,646	61,340	49,583	47,568	48,533
生活資金	10,403	10,790	7,046	11,625	11,099
就学支度資金	6,560	12,516	9,801	11,660	9,690
技能習得資金	6,380	5,310	2,888	4,081	6,484
修業資金	3,991	3,302	3,926	4,498	4,015
転宅資金	236	—	71	817	398
就職支度資金	—	—	740	—	320
結婚資金	—	—	—	—	300
住宅資金	—	2,960	—	—	—
計	86,216	96,218	74,055	80,250	80,839

償還状況は以下のとおりであり、現年分が約90%程度で推移しているなかで、過年度分については平成18年度以降低下傾向にある。担当者からは近年の督促の積極化により回収が極めて困難と思われる債権が残留しているためと説明を受けている。

(単位：千円)

年度	現年分			過年度分		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
平成15年度	68,415	63,921	93.4%	51,811	6,433	12.4%
平成16年度	68,388	64,031	93.6%	49,871	7,688	15.4%
平成17年度	70,316	66,006	93.9%	46,541	8,903	19.1%
平成18年度	73,084	67,619	92.5%	41,948	3,331	7.9%
平成19年度	77,869	72,940	93.7%	44,081	4,927	11.2%

また、債権残高については、「財産に関する調書」と「収入未済額」の合計として把握され、各年度末の状況は以下のとおりであり、増加傾向にある。

(単位：千円)

年度	財産に関する調書	収入未済額	計
平成15年度	583,927	49,871	633,798
平成16年度	611,968	46,541	658,508
平成17年度	615,895	41,948	657,842
平成18年度	623,228	44,081	667,309
平成19年度	626,489	44,083	670,572

(2) 監査の結果

1) 貸付目的達成の事後的検証について

任意に抽出した10件について、平成19年度貸付分の「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」及び関係書類を閲覧したところ、技能習得資金貸付金及び修業資金貸付金について、貸付目的が達成されたことを示す領収書等の添付がないものが見受けられた。

就学支度資金であれば合格通知等、技能習得資金や修業資金であれば自動車教習所の料金表や専門学校の合格通知等が添付されていたが、当該貸付資金が実際にその目的に支出されたことは確認できなかった。

就学支度資金貸付金等の一定の貸付金については、事後的に領収書等を入手することで、貸付資金が目的どおりに支出されたことが容易に検証できると考えられる。今後は、領収書等の提出を義務付ける等の措置を講じ、貸付資金の使途を確認することが必要である。

2) 滞納管理について

①借受者死亡又は破産のケースについて

貸付台帳から自動作成される滞納者リスト(往査日時点のもの)から、回収不能リスクが高いと思われる借受者死亡・破産のケースを全件抽出し、検討した結果は以下のとおりである。

借受者死亡のケース

(単位:円)

借受者 氏名	借付 年度	種 別	元本部分				利子部分				違約金部分				P-C-D+H+K			
			A	B	C	D	E-B-C+D	F	G	H	I	J	K	L-B-G+J		M+L/A	N=C+D	O=C+D+H
			貸付総額	元本入金額	滞納額	納付未到来 額	小計	利子	利子入金額	滞納額	違約金 (※1)	違約金入 金額	滞約金 (※1)	入金総額		元本に対し 繰入金率	元本だけの 償還残高	利子を含む 償還残高
A	事業継続	H3	1,090,000	192,533	897,467	0	1,090,000	66,372	32,907	33,465	77,862	1,508	76,354	20.82%	897,467	950,932	1,007,286	
B	事業継続	S56	700,000	95,589	604,411	0	700,000	42,623	14,411	28,212	275,100	0	275,100	15.71%	604,411	682,623	907,723	
C	借字支度 修学	S47 他	665,000	208,500	457,500	0	665,000	0	0	0	50,598	4,000	46,598	31.91%	457,500	457,500	504,098	
D	事業開始	S58	1,660,000	1,289,649	370,351	0	1,660,000	192,760	186,931	5,829	630,669	3,662	627,007	89.17%	370,351	376,180	1,003,187	
E	事業継続	S50	350,000	274,668	75,332	0	350,000	18,004	17,700	904	322,924	0	322,924	83.39%	75,332	76,236	399,160	
F	借字支度	S54	197,000	126,300	70,700	0	197,000	0	0	0	11,264	9,290	1,974	68.83%	70,700	70,700	72,674	
G	事業開始 修学	S57 他	2,907,000	2,570,904	54,222	281,874	2,907,000	174,176	174,176	0	1,341,400	141,324	2,886,404	99.29%	336,096	336,096	1,536,172	
H	修学	H11	840,000	525,000	56,000	259,000	840,000	0	0	0	9,100	9,100	534,100	63.58%	315,000	315,000	315,000	
I	修学	S61	1,056,000	897,600	26,400	132,000	1,056,000	0	0	0	7,500	7,400	905,000	85.70%	158,400	158,400	158,500	
J	借字支度	S51	164,000	138,800	25,200	0	164,000	0	0	0	19,600	19,600	138,400	96.39%	25,200	25,200	25,200	
K	修学	H6	2,112,000	1,349,355	46,922	715,713	2,112,000	0	0	0	8,200	8,200	1,357,555	64.28%	762,645	762,645	762,645	
L	修学	H12	1,344,000	761,600	33,600	548,800	1,344,000	0	0	0	0	0	761,600	56.67%	582,400	582,400	582,400	
計			13,085,000	8,430,498	2,718,115	1,957,387	13,085,000	494,535	426,125	68,410	2,754,217	204,084	2,550,133	4,655,502	4,725,912	7,274,045		

(※1)違約金については、完納日と本来納期日の日数差によってシステム上で自動計算される。上記の違約金額は完納した納期日に対応する分のみであり、実態はより多額の違約金が生じている。

借受者破産のケース

(単位:円)

借受者 氏名	借付 年度	種 別	元本部分				利子部分				違約金部分				P-C+D+H+K			
			A	B	C	D	E-B+C+D	F	G	H	I	J	K	L-B+G+J		M+L/A	N=C+D	O=C+D+H
			貸付総額	元本入金額	滞納額	納付未到来 額	小計	利子	利子入金額	滞納額 (※1)	違約金 (※2)	違約金入 金額	滞約金 (※2)	入金総額		元本に対し 繰入金率	元本だけの償 還残高	利子を含む償 還残高
M	事業開始	H10	1,800,000	8,500	1,791,500	0	1,800,000	197,772	4,500	193,272	0	0	13,000	0.72%	1,791,500	1,984,772	1,984,772	
N	技能習得 生活	H13	3,000,000	70,000	1,405,061	1,524,939	3,000,000	0	0	0	6,300	0	6,300	2.33%	2,930,000	2,930,000	2,936,300	
O	住宅	H16	2,000,000	199,569	606,516	1,193,915	2,000,000	219,784	47,561	172,223	18,800	0	247,130	12.36%	1,800,431	1,972,654	1,991,454	
P	修学 借字支度	H13	1,251,000	36,619	423,888	790,493	1,251,000	0	0	0	0	0	36,619	2.93%	1,214,381	1,214,381	1,214,381	
Q	借字支度	H12	1,274,000	150,486	435,281	688,233	1,274,000	0	0	0	0	0	150,486	11.81%	1,123,514	1,123,514	1,123,514	
R	事業継続	S56	700,000	338,588	361,412	0	700,000	42,623	33,311	9,312	28,961	847	28,114	53.25%	361,412	370,724	398,838	
S	事業開始	H6	1,600,000	1,422,310	177,690	0	1,600,000	175,844	173,933	1,911	425,500	0	425,500	99.77%	177,690	179,601	605,101	
T	借学 借学支度 修業	H12 H14	1,037,000	619,985	56,055	360,960	1,037,000	0	0	0	0	0	619,985	59.79%	417,015	417,015	417,015	
U	修学	H15	1,716,000	190,720	142,995	1,382,285	1,716,000	0	0	0	0	0	190,720	11.11%	1,525,280	1,525,280	1,525,280	
計			14,378,000	3,036,777	5,400,398	5,940,825	14,378,000	636,023	259,305	376,718	479,561	847	478,714	3,296,929	11,341,223	11,717,941	12,196,655	

(※1)金額的な影響が小さいため、納付未到来分に係る利子分も金んでいる。

(※2)違約金については、完納日と本来納期日の日数差によってシステム上で自動計算される。上記の違約金額は完納した納期日に対応する分のみであり、実態はより多額の違約金が生じている。

ア) 利害関係者の管理簿について

借受者が死亡又は破産した場合は、借受者の相続人や連帯債務者、連帯保証人等の関係者から回収することとなるが、相続放棄や連帯保証人等の死亡・破産等によって、債務の負担関係が複雑化する傾向にある。

県は、貸付台帳の「折衝記録」欄に債務の負担者についての記載をしているが、ここには督促の経過が時系列で記載されており、現在の債務者を容易に把握できない状況である。

借受者が死亡・破産した場合には、借受者の相続人、連帯債務者、連帯保証人の別に現況を整理した管理簿を作成・更新し、債務者が一覧できるようにする必要がある。

イ) 入金総額が元本を上回る借受者について

借受者D、E、G、Sについては、元本に対する総入金率が8割～9割となっているなかで、違約金を含む債権残高が利子を含む債権残高の3倍～5倍となっており、債権残高の大部分を違約金が占めている状況である。なお、上表の脚注で述べたとおり、延滞金は完納納期分のみであるため実際の延滞金はより多額であり、債権残高に占める延滞金の割合はより高いものとなっていることが確実な状況である。

借受者が死亡・破産し、連帯保証人等からの回収となっているなかで、違約金をどこまで回収するかについての議論が必要である。詳細については、総括意見において後述する。

3) 財産に関する調書等との整合性について

平成19年度末における貸付台帳残高と、財産に関する調書等の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	ア	イ	ウ	エ=イ+ウ	オ=ア-イ	カ=ア-ウ	キ=オ+カ
	貸付台帳	財産に関する調書	収入未済額	財産に関する調書等	差額A	差額B	差額計
納期未到来	628,353	626,489			1,864		
滞納	44,083		44,083			—	
合計	672,436			670,572			1,864

上記の貸付台帳残高と財産に関する調書等の乖離(1,864千円：財産に関する調書等が過少)については、過年度における事務処理誤りと推察されるが、詳細は不明である。

県は貸付台帳の個人別残高を集計せず、貸付台帳残高と財産に関する調書等との照合を実施していないため、両者の不一致が発見されなかった。

貸付台帳残高と財産に関する調書等を照合し、財産に関する調書等の正確性を検証することは、債権管理者として基本的かつ最も重要な事務処理であり、当該照合の未実施は著しい事務処理上の不備である。

県民に県財産の状況を開示する財産に関する調書等を正確に作成するため、今後は決算期末ごとに貸付台帳との照合が必要である。

16. 高知県・高知市病院企業団貸付金

(1) 事業の概要

1) 担当部課

高知県健康福祉部 医療業務課

2) 根拠法令

根拠法令・条例等はない。

3) 貸付内容

①高知県・高知市病院企業団の概要

(高知医療センターのHPより抜粋)

県は、人口当たりの一般病床数、病院数はいずれも全国1位であり、医療の量的な面では充足されているが、三次医療をはじめとする高度な医療については、患者の一部が県外の医療機関に流出するなど必ずしも十分とはいいがたく、医療の質的な面により重点を置いた取り組みが求められてきている。

こうしたなかで、高知県立中央病院および高知市立市民病院は、高知市を中心とする中央保健医療圏のみならず、県下全域を診療圏として、一次、二次医療はもとより、悪性新生物、循環器・呼吸器系疾患などを中心とした一定の高度・専門医療を提供してきたところであるが、近年の医学・医療技術の進歩、高齢化の進展や疾病構造の変化などに伴い、住民の医療に対するニーズがますます多様化・高度化するなかで、両病院は、ともに施設の老朽化、狭隘化が著しく、十分な診療機能を発揮することができないことから、病院の整備充実の必要性が高まっている。

一方、両病院を整備するに当たっては、医療法等の制約のもとで各々単独で整備することよりも、統合して整備する方が、そのスケールメリットを活かすことにより、集学的医療により高度医療など機能の充実が図られ、医療資源を効率的に活用することなどから、住民により高度な医療を提供することが可能となる。

このような状況を踏まえ、両病院の今後のあり方、整備手法について検討を重ねた結果、両病院を統合整備し、総合的かつ高度な診療機能を有し、将来の医療の進歩と多様化にも対応できる、県下の基幹病院を新たに整備することとし、この整備の主体となる機関として、平成17年3月に高知県と高知市により新たに一部事務組合を設立した。

②貸付目的・貸付条件・実績

企業団の当初の収支計画は以下のとおりである。

(i) 収益的収支

(単位：百万円)

項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
経常収益	(983)	(14,114)	(14,503)	(14,829)	(15,170)	(15,529)
医業収益	735	11,299	11,668	12,000	12,358	12,691
医業外収益	242	2,747	2,768	2,761	2,744	2,770
その他施設収益	6	68	68	68	68	68
経常費用	(1,365)	(16,217)	(16,250)	(16,297)	(16,674)	(16,763)
医業費用	1,242	15,031	15,068	15,145	15,567	15,730
医業外費用	123	1,160	1,157	1,126	1,082	1,007
その他施設費用	0	26	26	26	26	26
経常損益	△382	△2,103	△1,747	△1,468	△1,504	△1,234
累積欠損金	△382	△2,485	△4,232	△5,700	△7,204	△8,438

(ii) 資本的収支

(単位：百万円)

項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	(5)	(367)	(1,502)	(1,697)	(2,361)	(2,405)
企業債	0	295	295	295	295	295
他会計負担金	5	67	1,202	1,397	2,061	2,105
国庫補助金	0	5	5	5	5	5
支出	(8)	(400)	(2,097)	(2,420)	(3,425)	(3,516)
建設改良費	0	300	304	355	1,261	1,323
企業債償還金	8	100	1,793	2,065	2,164	2,193
差引	△3	△33	△595	△723	△1,064	△1,111

(iii) 損益勘定留保資金

(単位：百万円)

項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
当期純損益	△382	△2,103	△1,747	△1,468	△1,504	△1,234
減価償却	177	2,127	2,169	2,211	2,260	2,303
控除対象外消費税	2	49	50	51	52	55
退職給与引当金	0	300	215	187	159	52
資本的収支より	△3	△33	△595	△723	△1,064	△1,111
当年度留保資金	△205	339	92	258	△97	65
当年度末留保資金	△205	134	226	484	387	452

注：平成17年3月開院。

前頁の表のとおり、平成16年度末は205百万円の資金不足が見込まれている。

県は、平成17年3月に高知県・高知市病院企業団の運営している高知医療センターの開院時に不足する運転資金に充てるために、150,000千円(貸付利率0.5%)を貸し付けている。

なお、これとは別に高知市から150,000千円貸し付けられている。

高知県・高知市病院企業団の収支状況は当初の計画より悪いために、2度の償還計画の変更を行っている。その状況は下記のとおりである。

《償還計画》

(単位：千円)

当初償還計画		第1回償還計画変更		第2回償還計画変更	
償還期限	金額	償還期限	金額	償還期限	金額
H19.3.31	25,000	H20.3.31	25,000	H22.3.31	25,000
H20.3.31	50,000	H21.3.31	50,000	H23.3.31	25,000
H21.3.31	75,000	H22.3.31	75,000	H24.3.31	25,000
				H25.3.31	25,000
				H26.3.31	25,000
				H27.3.31	25,000
合計	150,000	合計	150,000	合計	150,000

(2) 監査の結果

1) 貸付時の合規性

①貸付額・貸付期間の適切性

(当初貸付時の貸付期間)

平成17年3月に企業団からは、市と併せて300百万円の資金の補填がなければ、年度繰越資金がショートするため、借入申請が県に提出され、県は平成18年度から平成21年度の3年間で返済する契約で150百万円を貸付けている。

当初の収支計画によると、資金ショートするのは開院時のみで、平成18年度には、134百万円の資金剰余になると見込んでいる。したがって、貸付期間について、1年を超える期間の貸付をするのであれば、その理由を明らかにしておく必要があったと考えられる。

(償還計画の変更)

平成17年3月の貸付金は、平成18年度から3年間で償還する契約であるが、平成18年度の高知医療センターの収支が悪化したことから借入金の償還が繰延されている。この繰延の決裁文書では以下の点を理由としてあげていた。

これは、当初の計画に比べ入院収益の減少や材料費の増加があったためですが、高知医療センターは、民間病院では困難なへき地医療や救急医療など高度医療を提供するために設立されたものであり、資金不足によりこれらの医療を提供できなくなるおそれがあります。

県民に良質な医療の提供を行うには、高知医療センターの資金不足を緩和する必要があることから、平成18年度から平成20年度の償還期間を、平成19年度から平成21年度に繰延することとし・・・

また、平成20年3月7日にも、平成19年度及び平成20年度以降の収支についても厳しい状況が見込まれることから、借入金の償還が繰り延べられた。この繰延の決裁文書では以下の点を理由としてあげていた。

当初の計画に比べ外来収益の減少や材料費の増加や平成20年度に予定されていたDPC(包括払い)による収入増が見込まれなくなったことや本館建設費の元金償還が始まるためです。

高知医療センターは、本県の基幹病院として民間病院では困難なへき地医療や救急医療など高度な医療を提供するために設立されたものであり、資金不足によりこれらの医療を提供できなくなるおそれがあります。

県民に良質な医療の提供を行うには、高知医療センターの資金不足を緩和する必要があることから、平成19年度から平成21年度の償還期間を、平成21年度から平成26年度に繰延することとし、・・・・

このように平成17年に貸し付けられた150,000千円については、2回償還計画が変更されているが、決裁文書には必要な資金とその返済期間を明示するとともに、見直された資金収支の見込みを添付するなど、償還計画を変更する必要性がわかる資料を添付すべきである。

1 7. 中筋川ダム関連水道水源開発賛助金

(1) 事業の概要

1) 所管部署

健康福祉部 食品・衛生課

2) 根拠法令等

覚書（高知県と宿毛市）、中筋川ダム維持管理費賛助金交付要綱

3) 中筋川ダム関連水道水源開発の経緯

中筋川流域は、全体が台風常襲地帯であり、中下流部の河床勾配が緩やかなこともあって、四万十川本川の背水の影響を受けやすく、四国の河川の中でも洪水の発生が顕著な河川であり、建設省(当時)は昭和4年より直轄改修工事に着手し、合流点付け替え、堤防の新設等の工事を実施してきた。

しかし、昭和50年、54年、55年、57年、平成元年に破堤、堤防越水を繰り返し、家屋、農地、国道等の浸水が発生するなど、沿川の社会・経済活動に重大な影響をもたらし、中筋川ダム等を始めとする治水計画の早期実現が強く望まれていた。

また、中筋川は宿毛市や中村市の灌漑用水等の水源として、古くから利用されており、下流沿川においてしばしば深刻な水不足に見舞われており、その安定供給を図ることが必要に迫られており、さらに中筋川周辺地域では、高知県西南地域の発展を図るため、高知県西南中核工業団地等の事業が進められ、これらの新たな水源確保も必要となっていた。

こうした広範な地域の要請を受け、それらの基幹的役割を果たすダムとして、昭和57年度から実施計画調査に入り、翌昭和58年度から建設に着手、平成元年からは本体工事が行われ平成5年11月に本体コンクリート打設完了、平成10年5月に試験湛水終了し、平成11年4月よりダム管理を開始した。

4) 負担割合

中筋川ダムは、治水、農業用水、工業用水、上水道水の確保を目的とした、多目的ダムとして建設され、その負担割合は以下のとおりである。

建設目的	負担割合	負担者
治水	86.4%	国土交通省
農水	5.2%	農林水産省
工水	7.0%	高知県
上水	1.4%	宿毛市

5) 宿毛市の水利計画

昭和56年6月認可の東部地区簡易水道統合整備事業として上水道の整備を実施していたが、地域内において西南中核工業団地計画が具体化し、分譲後の従業員を中心とする5,000人規模の人口増加が見込まれるため、昭和59年1月に東部地区広域簡易水道整備事業として計画給水量を6,919 m^3 /日とする変更認可を受け、不足する3,700 m^3 /日のうち、既得水利権1,900 m^3 /日を除く必要水量として2,000 m^3 /日の中筋川ダムに求めることとし、昭和59年度から建設に参加した。

6) 宿毛市との覚書

① 昭和58年11月4日の覚書

- 県は宿毛市に対し、宿毛市が負担すべき金額(特定多目的ダム法第7条の負担金)を賛助金として助成する。
- 賛助金は、各年次ごとに負担する額に応じて交付する。
- 賛助金は無利子とする。
- 宿毛市は、当該用水による水道事業を開始した後に賛助金を県に返還する。
- 返還条件は、公営企業債の発行条件を参考として協議の上別途決める。

② 昭和58年11月4日の確認書

- 覚書事項のうち、賛助金返還の始期についての「当該用水による水道事業を開始」とは、「当該水道事業が健全な経営収支の見通しのもとに開始されたとき」をさすものであること。
- 管理費用(特定多目的ダム法第33条の負担金)の負担に関する問題については、ダム完成時に協議するものとする。

③ 平成11年3月1日の覚書

- 県は宿毛市に対し、宿毛市が負担すべき金額(特定多目的ダム法第33条の負担金)を賛助金として助成する。
- 助成する期間は当該用水による水道施設整備が完了する年度までとする。
- 賛助金は、宿毛市が各年度に負担する額の1/2を交付する。
- 賛助金は無利子とする。
- 宿毛市は、当該用水による水道事業を開始した後に賛助金を県に返還する。
- 返還条件は、公営企業債の発行条件を参考として協議の上別途決める。

7) 宿毛市の状況

ダム建設事業は平成10年8月に竣工したが、水道施設整備については、事業参加時点で予測していた定住人口の伸びとは大幅な狂いが生じており、平成10年9月時点では需要が見込めないことから施設着手ができない状況にあったことから、厚生労働省に対し、平成15年度を目処に事業着手一時延期願いを提出している。

厚生労働省からは、特段の指示はなく現在に至っている。

8) 公営企業局（工業用水）の状況

県西部の西南中核工業団地と上の土居工業団地に工業用水を供給する計画で、中筋川ダムの使用権を取得したが、両団地とも水を多く使う企業がなく、現在は供給設備などの工業用水道設備は未整備の状況である。

9) 宿毛市が負担すべき建設費及び維持管理費の発生状況

(単位：円)

年度	建設負担金		維持管理費 の県賛助金
	国庫補助金	県賛助金	
昭和 59 年度	3,600,000	7,200,000	
昭和 60 年度	7,502,000	15,006,000	
昭和 61 年度	11,677,000	23,355,000	
昭和 62 年度	14,324,000	28,648,000	
昭和 63 年度	16,596,000	33,194,000	
平成元年度	17,281,000	34,564,000	
平成 2 年度	17,169,000	34,340,000	
平成 3 年度	27,333,000	54,667,000	
平成 4 年度	30,290,000	60,582,000	
平成 5 年度	37,628,000	75,256,000	
平成 6 年度	22,178,000	44,356,000	
平成 7 年度	18,676,000	37,354,000	
平成 8 年度	3,237,000	6,475,000	
平成 9 年度	2,931,000	6,148,000	
平成 10 年度	2,927,000	7,040,000	
平成 11 年度			3,493,500
平成 12 年度		△ 2,777,326	4,352,700
平成 13 年度			2,964,000
平成 14 年度			2,643,673
平成 15 年度			2,185,006
平成 16 年度			2,417,496
平成 17 年度			2,186,254
平成 18 年度			2,303,584
平成 19 年度			2,248,313
平成 20 年度			2,321,000
合 計	233,349,000	465,407,674	27,115,526

(2) 監査の意見

平成 11 年 3 月に宿毛市との間で交わした覚書では、賛助金の返済開始は「当該用水による水道事業を開始した後」となっている。

しかしながら、中筋川ダム周辺の工業団地の開発は終了しており、新たな開発計画もないことから、県の工業用水施設や宿毛市の簡易水道施設の整備計画は進展する見込みはなく、「当該用水による水道事業を開始」するどころか水道事業の着工もできない状況にある。

このままでは、ダムがある限り宿毛市が負担すべき管理費用を賛助金という形で県が払い続けることとなる。返済期限がない賛助金はまさに出捐金といわざるを得ない。

覚書の内容について、県と宿毛市の責任関係をもう一度確認し、今後の宿毛市負担分の管理費用の支払い方法等を見直す必要がある。

18. 簿外債権の調査結果について

納期未到来の債権である財産に関する調書に記載がない債権の有無を調査したところ、下記の事項が見受けられた。

1) 財団法人エコサイクル高知への貸付金について

県(所管部署は、文化環境部環境対策課である。)は、平成11年度より財団法人エコサイクル高知に対して貸付金を支出しているが、財産に関する調書に記載されていない。

財団法人エコサイクル高知は、県と関係市町村等の出資法人(県の出資比率36%)であり、産業廃棄物等の処理を実施するエコサイクルセンターの運営法人である。エコサイクルセンターは現在建設中であり、建設に係る設計費等の支出のために貸し付けているものであり、その貸付状況は以下のとおりである。なお、平成15年度までは貸付残高相当を年度末に償還させ、翌年度期首に同額を貸付けており、実質的な償還はなく、平成16年度以降に長期貸付金として区分している。

(単位：千円)

貸付年度	貸付額	残高
平成11年度	65,765	65,765
平成12年度	119,901	185,667
平成13年度	52,941	238,607
平成14年度	22,680	261,287
平成15年度	99,847	361,134
平成16年度	35,063	396,197
平成17年度	74,760	470,957
平成18年度	155,686	626,643
平成19年度	32,454	659,097
合計	659,097	

当該貸付金が財産に関する調書に記載されていないのは事務処理の誤りである。約6億円もの金額を支出するなかで、その事務処理を適切に行わず、それを4年間も発見できないのは、担当部課の内部牽制機能が十分に働いていなかったためといえる。今後は決算業務に係る事務運用を適正に行い、再発防止に努める必要がある。

2) 老人福祉資金及び老人居室整備資金について

下記のふたつの貸付金(所管部署は、健康福祉部高齢者福祉課である。)は、昭和59年度、平成3年度でそれぞれ貸付が終了していることから貸付残高はあるものの、そのすべてが滞納額であるため、財産に関する調書に記載がなくすべて収入未済額として記載されている。

(単位：千円)

貸付資金	貸付期間	根拠	平成20年12月末残高
老人福祉資金 貸付金	昭和45年～59年	高知県老人福祉資金貸付条例	2,214
老人居室整備 資金貸付金	昭和48年～平成3年	高知県老人居室整備資金貸付要綱	10,147
計			12,361

当該二つの貸付金は、平成12年度の定期監査(平成13年9月に実施された監査委員による監査)において、平成3年以降督促等を行っていないことが推測されることから、債務者の状況を調査し、適切な措置を行うよう指摘を受けた。平成12年度から平成20年12月末までの推移は以下のとおりであり、平成13年度から償還指導を改めて実施したことから、平成12年度末時点の残高から概ね半分は回収している

(金額単位：千円)

年度	債務者数	入金額	不納欠損額	残高
平成12年度	103	317	—	25,946
平成13年度	99	2,082	—	23,864
平成14年度	90	1,490	—	22,374
平成15年度	81	709	—	21,665
平成16年度	79	2,644	—	19,021
平成17年度	72	1,339	—	17,682
平成18年度	68	1,695	1,097	14,890
平成19年度	62	2,217	—	12,673
平成20年度 (12月末時点)	54	312	—	12,361

なお、当該債権については平成17年度より、債務者が高知市及び県外に在住しているものを高齢者福祉課が所管し、それ以外を地域ごとの福祉保健所へ事務移管しており、平成20年12月末時点の移管残高は以下のとおりである。

(金額単位：千円)

所管	債務者数	金額
高齢者福祉課	33	6,853
中央東福祉保健所	2	741
中央西福祉保健所	4	532
須崎福祉保健所	8	2,058
幡多福祉保健所	7	2,177
計	54	12,361

当該貸付金の平成20年12月末時点の債権残高は、以下のとおりである。

【老人福祉資金貸付金】

(単位：円)

借受者名	貸付年月日	貸付元本(ア)	元利入金総額(イ)	最終入金		残高			元本に対する総入金率(イ/ア)	
				年月日	金額	元金	利子	計		
A	昭和50年12月8日	200,000	0	—	—	200,000	14,224	214,224	0.0%	
B	昭和47年7月1日	200,000	0	—	—	200,000	13,228	213,228	0.0%	
C	昭和45年12月24日	200,000	17,769	昭和49年1月9日	17,769	184,231	11,228	195,459	8.9%	
D	昭和56年8月7日	200,000	27,769	平成3年1月31日	10,000	175,093	10,366	185,459	13.9%	
E	昭和53年7月31日	200,000	35,704	昭和55年12月15日	5,704	168,296	10,224	178,520	17.9%	
F	昭和45年10月27日	200,000	37,769	昭和58年1月27日	20,000	167,756	7,703	175,459	18.9%	
G	昭和47年9月8日	200,000	69,307	昭和57年11月1日	16,000	137,740	6,181	143,921	34.7%	
H	昭和56年11月24日	200,000	98,228	平成19年12月18日	5,271	109,306	5,694	115,000	49.1%	
I	昭和46年2月2日	200,000	108,506	昭和55年1月	862	102,989	1,733	104,722	54.3%	
J	昭和48年4月12日	100,000	0	—	—	100,000	3,524	103,524	0.0%	
K	昭和53年2月1日	200,000	124,383	昭和57年1月28日	17,769	86,250	2,595	88,845	62.2%	
L	昭和47年9月8日	100,000	20,000	昭和58年8月10日	5,000	81,837	1,687	83,524	20.0%	
M	昭和45年12月18日	150,000	79,962	昭和57年10月19日	39,981	77,241	2,721	79,962	53.3%	
N	昭和54年11月29日	100,000	33,996	昭和58年11月22日	33,996	66,004	4,025	70,029	34.0%	
O	昭和47年12月22日	100,000	36,675	昭和51年1月12日	13,329	66,671	679	67,350	36.7%	
P	昭和59年12月14日	200,000	156,228	平成20年12月1日	3,000	54,607	2,393	57,000	78.1%	
Q	昭和59年12月14日	200,000	170,228	平成19年5月24日	1,000	41,960	1,040	43,000	85.1%	
R	昭和47年3月6日	100,000	69,350	昭和49年10月1日	34,675	33,996	679	34,675	69.4%	
S	昭和55年12月19日	100,000	69,524	平成18年2月28日	2,000	34,000	0	34,000	69.5%	
T	昭和50年	200,000	186,036	昭和59年4月16日	3,000	21,018	0	21,018	93.0%	
U	昭和48年12月12日	150,000	155,668	昭和59年3月7日	5,000	5,000	0	5,000	103.8%	
合計		3,500,000	1,497,102			234,356	2,113,995	99,924	2,213,919	42.8%

【老人居室整備資金貸付金】

(単位：円)

借受者名	貸付年月日	貸付元本(ア)	元利入金総額(イ)	最終入金		残高			元本に対する総入金率(イ/ア)	
				年月日	金額	元金	利子	計		
A	昭和56年8月13日	700,000	0	納付無し	—	700,000	124,952	824,952	0.0%	
B	昭和60年11月14日	700,000	21,000	昭和62年3月30日	21,000	700,000	109,127	809,127	3.0%	
C	昭和56年6月8日	700,000	36,000	平成元年5月31日	5,000	695,500	70,784	766,284	5.1%	
D	昭和61年5月16日	700,000	93,952	平成20年12月9日	2,000	637,548	93,452	731,000	13.4%	
E	昭和62年6月	700,000	214,952	平成20年4月16日	10,000	535,963	74,037	610,000	30.7%	
F	昭和50年3月30日	500,000	0	納付無し	—	500,000	89,200	589,200	0.0%	
G	昭和54年12月20日	500,000	15,000	昭和56年3月20日	15,000	500,000	77,935	577,935	3.0%	
H	昭和61年5月16日	600,000	167,094	平成20年8月15日	10,000	487,770	52,230	540,000	27.8%	
I	昭和62年9月18日	700,000	333,648	昭和62年9月18日	44,664	446,577	44,727	491,304	47.7%	
J	昭和54年1月16日	500,000	207,645	平成19年3月30日	34,215	347,880	37,410	385,290	41.5%	
K	昭和53年7月5日	500,000	223,631	平成15年7月16日	5,641	345,597	19,972	365,569	44.7%	
L	昭和52年11月16日	500,000	342,525	昭和58年1月18日	109,175	208,913	9,437	218,350	68.5%	
M	昭和57年8月14日	350,000	74,850	平成18年8月16日	1,400	288,708	26,442	315,150	21.4%	
N	昭和52年6月22日	500,000	277,935	平成20年2月29日	3,000	288,026	26,974	315,000	55.6%	
O	昭和51年6月22日	500,000	285,200	平成元年11月11日	15,000	279,235	24,765	304,000	57.0%	
P	昭和59年8月21日	700,000	537,127	平成20年7月14日	3,000	267,569	25,431	293,000	76.7%	
Q	昭和50年8月18日	500,000	336,700	昭和58年2月	55,392	238,709	17,526	256,235	67.3%	
R	昭和52年12月8日	500,000	343,075	平成18年12月26日	7,000	231,709	18,151	249,860	68.6%	
S	昭和57年9月22日	400,000	215,492	昭和60年9月30日	43,373	217,109	13,129	230,238	53.9%	
T	昭和49年2月15日	500,000	382,645	平成20年8月8日	1,000	199,300	10,990	210,290	76.5%	
U	昭和57年8月14日	700,000	635,968	平成20年12月15日	10,000	166,014	22,970	188,984	90.9%	
V	昭和54年4月28日	500,000	457,935	平成20年11月19日	3,000	125,865	9,135	135,000	91.6%	
W	昭和55年5月8日	300,000	206,061	平成19年1月10日	1,881	125,384	2,855	128,239	68.7%	
X	昭和57年6月30日	700,000	697,707	平成20年12月1日	45,267	118,484	8,761	127,245	99.7%	
Y	昭和57年7月7日	700,000	725,127	平成20年11月26日	20,000	84,860	20,140	105,000	103.6%	
Z	昭和51年1月30日	500,000	488,935	平成20年11月28日	1,000	91,390	12,610	104,000	97.8%	
AA	昭和49年2月15日	500,000	494,900	平成20年12月16日	2,000	92,942	1,358	94,300	99.0%	
AB	平成元年3月16日	700,000	768,298	平成20年3月28日	130,071	0	56,654	56,654	109.8%	
AC	昭和55年9月29日	700,000	784,952	平成18年4月26日	4,664	39,340	660	40,000	112.1%	
AD	昭和51年3月31日	500,000	554,200	平成20年4月3日	5,000	31,478	3,522	35,000	110.8%	
AE	昭和51年9月11日	500,000	572,935	平成20年11月25日	5,000	20,000	0	20,000	114.6%	
AF	昭和58年9月2日	700,000	804,952	平成20年6月16日	10,000	19,340	660	20,000	115.0%	
AG	昭和60年4月16日	700,000	764,272	平成20年12月26日	5,000	10,000	0	10,000	109.2%	
合計		18,950,000	12,064,713			628,743	9,041,210	1,105,996	10,147,206	63.7%

これらの貸付金は利子を徴収するため、貸付元本に対する元利入金総額が100%を上回る借受者が見受けられる。他方、一度も入金がない借受者が5名存在する。借受者から元本の償還を受けるのが公平性の観点から当然のことであり、借受者に資力があれば法的手段に訴えても償還してもらう必要がある。

しかしながら、貸付から30年が経過し借受者と連帯保証人が共に死亡している場合など、回収が困難な事例があることは容易に想像できる。

したがって、借受者や連帯保証人の状況を整理した上で、どのような場合に法的措置をとるのか、どのような場合に不納欠損とするのかを明確に定め、これに基づいた判断をしていくことが望まれる。

3) 土地開発公社に対する貸付金について

県は以下の土地開発公社に対して、年度当初に貸付し、年度末に同額を償還させるいわゆるころがし貸付を行っている。

(単位：百万円)

名称	担当部課	平成19年度の貸付・償還額
高知県土地開発公社	土木部用地対策課	6,485
宿毛市土地開発公社	土木部港湾課	4,876
計		11,361

これらの貸付金は、公共用地の先行取得資金として貸付けているものであり、取得した用地の売却資金をもって償還が予定されるものである。したがって、取得用地を売却するまで県が貸付を行うものであり、その実態は長期の貸付金である。

しかし、年度内において貸付及び償還が完了するため、財産に関する調書に記載されず、財産に関する調書が債権の実態を適切に表していない。

今後は、これらの貸付金を長期の貸付金とした上で、財産に関する調書に記載する必要がある。

なお、宿毛市土地開発公社に対する貸付けについては、平成18年度の包括外部監査にて改善を求められたが、平成19年4月16日付けの監査委員による「高知県職員是正請求監査報告書」において、ころがし貸付けもやむ得ないとの結果を受けている。

19. 平成11年度産業パワーアップ融資資金貸付制度

(1) 事業の概要

1) 担当部課

商工労働部 経営支援課

2) 貸付内容

平成11年度産業パワーアップ融資資金貸付制度は、平成11年度の県単独の融資制度であり、それ以後は回収業務が行われている。

ア 目的

県内企業が、厳しい経営環境に対応しながら経営の合理化や体質強化を行うために必要な資金を貸し付けることにより、その企業の円滑な発展と育成を図るとともに、県内産業の経営安定と振興に寄与する。

イ 貸付対象企業

融資対象者は、厳しい経営環境に置かれている県内企業のうち、次のいずれかの要件に該当するものであって、新分野への進出や経営体質の強化等、工業振興計画や商業パワーアッププラン等の示す方向に則した取り組みを、積極的に行っていこうとする者で、知事の認めた者である。

- a. 相当数の従業員の雇用の場を確保しており、本県産業のリーディング企業として振興・発展が期待される者で、中長期的な発展が見込まれる者
- b. 事業内容が本県において他に類する者が無く、事業の存続・発展が本県産業にとって特に重要と認められる者で、中長期的な業況の回復・発展が見込まれる者
- c. 前号に準じるものとして知事の認める者

ウ 貸付条件

- a. 貸付利子 1.875%
- b. 貸付限度額 知事が必要と認めた額
- c. 償還期限 事業の目的が達成されると見込まれる期間継続するものとし、各年度における貸付は各年度の4月1日から当該年度の終了する3月31日までとし、一旦金利を付して全額償還するものとする(ただし、10年を超えて継続する場合は、再度別に定める審査会において継続する期間の審査を受けるものとする)
- d. 償還方法 元利一括償還

3) 債権の状況

平成19年度の債権の状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

貸付制度	平成18年度末		償還額	不納 欠損	平成19年度末		
	件数	金額			件数	金額	内滞納額
平成11年度 産業パワーアッ プ融資資金	1	1,179,665	20,087	—	1	1,159,578	1,159,578

注：件数は、契約件数である。

注：滞納額は、約定期日に入金とならなかった金額である。

(2) 監査の結果

1) 滞納者の状況について

平成11年度産業パワーアップ融資資金貸付制度の債務者は、「協業組合モード・アバンセ」のみであり、平成13年に公金詐取（虚偽申請、水増し請求など）として発覚したいわゆる「モード社に対する闇融資事件」の案件である。当債権の状況は、下記のとおり、平成19年度は前知事らの和解による賠償金（20,000千円）などの入金により、平成19年度末現在で1,159百万円（遅延利息を含まない）の債権が滞納している。

この債権の回収方法として、連帯保証人3人のうち、a氏より、毎年10千円を支払う約束をしているが、平成20年1月以降は支払がない。b氏は、毎月30千円を請求しているが、不定期に支払っている（H19年度は70千円）。c氏は死去している。

なお、相続人は全員放棄している。

このように債権全額を回収するまでに数百年が要すると考えられる案件については、債務者が現実的に支払うことができる期間をもとに償還計画を作成し、それ以外の債権額は不納欠損にするという処理を検討することが望まれる。

(単位：千円)

債務者	契約年度	契約額	H19年度入金額	債権額(*1)
協業組合モード・アバンセ	H11	1,198,500	20,087	1,159,578

(*1)債権額には、違約金は含んでいない。違約金は、債権額が完済されてから回収される。

2) 協業組合モード・アバンセに対する融資の県の検証について

(平成20年9月22日に知事に報告)

県では平成20年に、「県政改革に関する検証委員会」（根小田渡会長）が設けられ、この融資の件に対する検証を行っている。当委員会の任務は、「協業組合モード・アバンセへの融資事件を起こすに至った県庁の組織としての問題点やその後の県の対応について、客観的な立場から検証するとともに、同様の事件の再発防止のための提言を行うことである」（「県政改革に関する検証委員会 報告書」より）。

当報告書において、このような融資事件が生じた一番の問題点について、以下のように記載されている。

この融資について検証すべき最も重要な問題は、過去における同様の高度化資金詐取事件（佐川石灰石鉱業事件）の教訓が生かされず、再度、公金詐取（虚偽申請、水増し請求など）を許した原因は何かということである。

.....

「佐川石灰石鉱業事件」の教訓から、チェック体制を厳格にするための改善策が提言されていたにもかかわらず、実際の運用においては、手順はふまれ形式は整えられて

いたものの、実質は甘くずさんなものであった。そうなってしまった主たる要因は、そもそも最初に大きな方向性・結論があり、そのための環境づくりとして手順を整えるということが行われてきたことにある。

自己資金の調達や協業組合を構成する各社の負債の処理について、厳格にチェックすることなく、また、つなぎ融資の流用など当該企業の行動を不問に付して、事が進められたのである。

したがって、融資審査会も、結論があつて、それに沿った説明をすれば自ずとその方向で決まるわけであり、そもそもネガティブな情報は提供されず、形式化・形骸化するのとは当然であった。

また、今後の取り組みについて、以下のように提言している。

予算の不正使用（不正・不当な公金支出）や不適切な執行などの不祥事を排除できなかった一番の問題点は、透明性の欠如（秘密主義）とチェックシステムが機能しないことであつたのではないかと。

とすれば、鍵は「行政情報の公開」にあるということであろう。原則として、仕事の経過、結果はすべて公開される。そういう前提で日々の仕事が進められれば、予算の不正使用や不適切な執行、あるいは不公正な施策を実行することへの誘因は低下するのではなからうか。

かかる観点から、当報告書では、以下の5項目の提言が行われている。

- (1) 県政改革の目標・基本的方向
- (2) 透明性ある県政、説明責任を果たせる県政の仕組み
 - ① 行政プロセスにおける情報提供ルールの明確化
 - ② 働きかけの公表
- (3) 情報を共有し、相互チェック機能が働く組織（運営）のあり方
 - ① 問題案件について、組織の縦・横のラインで情報を共有し、広く議論する仕組みを作っておく。
 - ② 公益通報処理制度を有効に機能させる。
 - ③ チェック機関の独立性、専門性を高める。
- (4) 県政に対する「不当な圧力・介入」に対する組織としての対応
- (5) 職員研修のあり方

当該「協業組合モード・アバンセへの融資」事件については、当事件が生じたことは遺憾であり、再発防止にむけた当委員会の報告書の改善提案に沿って改善の取組が行われることを期待する。

20. JR 瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金

(1) 事業の概要

1) 所管部課

政策企画部 交通政策課

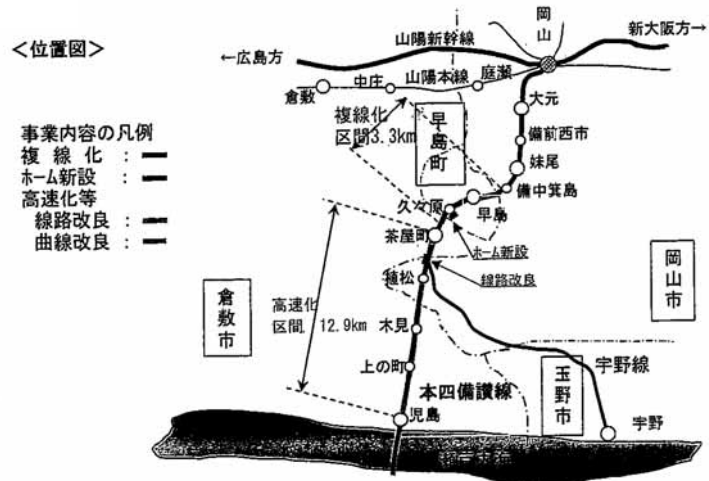
2) 根拠法令等

高知県 JR 瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金貸付要綱

3) JR 瀬戸大橋線輸送改善事業の概要

- ア 備中箕島駅終点付近から茶屋町駅高架区間手前まで約 3.3 km の複線化
 イ 久々原駅の下り線ホームの新設
 ウ 茶屋町駅から児島駅間の線路改良、曲線改良による高速化

<位置図>



4) 貸付内容

①JR 瀬戸大橋線輸送改善資金貸付金の目的

JR 瀬戸大橋線（児島～岡山間）の輸送改善を図るため、瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社が、瀬戸大橋線の輸送改善事業を実施するために要する経費の一部について貸付を行うものである。

②貸付対象者

貸付対象者は、瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社である。

瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社は、香川県、愛媛県及び西日本旅客鉄道株式会社の出資により設立された第3セクターであり、JR 瀬戸大橋線輸送改善事業の事業主体であり、供用開始後は、引き続き線路設備を西日本旅客鉄道株式会社に有料で貸付を行う。

一定期間経過後（約40年）には、この第3セクターは解散して残余財産を西日本旅客鉄道株式会社が買い取ることを基本に計画されている。

③貸付条件

- ア 貸付利率 無利子
- イ 貸付期間 40年以内
- ウ 償還方法 一括償還

④貸付金額

19,686千円

なお、このほかに補助金50,095千円を負担している。

事業費は総額で約30億円であり、下記のように分担している。

団体	補助金	出資金	貸付金	用地など	合計
高知県	50,095	—	19,686	—	69,781
香川県	247,113	32,000	109,679	—	388,792
岡山県	200,389	—	78,744	—	279,133
愛媛県	139,448	18,000	61,870	—	219,318
徳島県	28,626	—	11,249	—	39,875
JR西日本	—	50,000	946,907	316,220	1,313,127
国	715,674	—	—	—	715,674
合計	1,381,345	100,000	1,228,135	316,220	3,025,700

2 1. 総合意見

(1) 貸付金等の管理について

1) 指摘事項

個別の項目でも述べてきたように、各貸付金等の債権管理について以下のような事例が多々みうけられた。

- ・ 債権の一部が貸付台帳へ登録されず、督促も行われずそのまま放置されていた。
- ・ 一部の貸付金（各種奨学資金）は借受者からの返還申請がないことをもって、返還対象の債権とされず放置されていた。
- ・ 貸付台帳を集計し財産に関する調書及び収入未済額（以下、財産に関する調書等という。）との照合を行っていないため、貸付台帳と財産に関する調書等が一致していない

上記のような事態が生じるのは、債権管理における基本的な事務が実施されていないからである。

また、債権ごとの回収可能性の判断が行われておらず、ただ決められた手続に基づいて督促が行われているだけである。

2) 改善提案

債権管理における基本的な事務及び有効で効率的な督促を実施するために、以下の事項について、改善を求める。

①貸付台帳の集計と照合

貸付台帳は、借受者個人ごとの貸付金額、入金額、残高を管理するために作成されるものである。

現在は個人別残高も計算しないと算出できないという状況のものもあり、入金管理や残高管理が適切に行われているのか不明瞭である。

今後は、滞納等の状況を早期に把握し対応できるよう、貸付金額については貸付日、回収金額については返済予定日、入金日、入金金額、残高については、納期未到来額、滞納額、償還猶予額等に区分して把握することができるようにしておく必要がある。

また、現在個々の貸付台帳は、手書き、エクセルシートあるいは管理システムで作成されているが、いずれも集計機能がなく残高を確認するのにいちいち集計しなければならない状況である。

今後は、個々の貸付台帳を集計する仕組みを作り、財産に関する調書の貸付金残高及び収入未済額と照合できるようにしておく必要がある。

②いわゆる債務者区分の導入

一般の金融機関においては、自己査定を行って債務者の財務状況、資金繰り、収益力等から回収可能性を判定し、正常先、要注意先、破綻懸念先および破綻先に区分し、それぞれの状況に応じた回収方法を決定している。

県が行う貸付事業においても、扶助、援助等に事業の趣旨があるといえども貸付けた金額は回収されなければならない。

滞納が始まった初期の段階で借受者からの状況を聴取し、借受者のその時点での返済能力をもとに借受者の区分を行い、それに基づく回収方法を検討するような仕組みを作ることは必要である。

例えば、下表のように借受者の区分を行い、債務確認書の入手、今後の返済計画等を作成するに当たって本人及び連帯保証人を含めた回収可能金額を見積り、効率的に回収できる方法を検討できるようにしておく必要がある。

なお、借受者の財政状況（生活状況）が非常に悪く、合理的な期間での回収可能金額が貸付金残高未満の場合には所定の手続を経た上で不納欠損することもあり得ることに留意が必要である。

【リスク区分表】

区分	内容
A	返済期限内に遅延なく全額入金されている債務者
B	①入金若干の遅延があるものの、電話連絡や督促状の発送等により入金される債務者 ②債務確認書等を提出し、返済スケジュールの変更を希望し、変更後のスケジュールに基づき継続的な入金がある債務者
C	入金に遅延があるものの、債務者等との連絡がとれ、不定期ではあるが一定額以上の入金があり、かつ、債務確認書等が入手できている債務者
D	①一定期間入金がまったくない債務者 ②所在が判明しない債務者 ③電話連絡、督促状等の発送、戸別訪問等の督促活動によっても納付意思を明確にしない債務者 ④変更後の返済スケジュールを遵守することなく、極めて少額の入金しかない債務者 ⑤本人は死亡又は破産しているが、連帯保証人等から入金がある債務者
E	①本人が死亡又は破産しており、かつ、連帯保証人等からも入金がない債務者 ②所在が判明せず、かつ、連帯保証人等の所在が判明しない又は連帯保証人等も死亡・破産している債務者

③個票による管理

貸付金等に滞納が発生した場合、借受者ごとに個票を作成して管理しているが、借受者の現状や回収方法の交渉経過が十分に記載されていない。また、上席者の指示や課としての対応もまったく記載されていない。

個票は借受者の現状に合わせて担当職員が適切な督促を行ったことの証となるものでもあり、上席者との相談の結果、課としてどのような対応を取ったかを明瞭に記載しておく必要がある。

④回収専門部署の設置

滞納額の回収に際して人手が足りないことを理由に戸別訪問が行えずそのまま放置されている。また、多くの職員は債権回収に係る法律関係を十分に理解できておらず、庁内での債権回収業務における連携も図られていない。

今後は、債権回収の専門部署を設置し、債権回収に係る法律の知識を養い、当該部署において債権の一元管理を行うことにより回収の効率化を図る必要がある。

こうした専門部署の設置により、戸別訪問を行える人員を確保し、借受者との継続的な対応ができるようになり、回収コストの節減や督促状発送事務の節減等が図れるほか、回収ノウハウの蓄積も可能になると考えられる。

(2) 貸付審査の形骸化について

1) 指摘事項

滞納者の状況を調査する過程で貸付審査が十分に行われ、適格者に貸付が行われているのか疑問が生じる事例が見受けられた。

- ・ 貸付審査時に不透明な決算書を提出しているにもかかわらず適切に内容の聴取等の対処をしていない事例
- ・ 審査時の事業計画と異なる事業を実施している事例
- ・ 配偶者それぞれが同一目的の貸付を受けている事例

こうした事例を見ると、貸付審査が形式的に行われているのみで、実質的に機能していないものと考えられる。

また、一部の貸付金については貸付審査の過程が文書等で保管されておらず、貸付審査の妥当性を検証できない事例、滞納している貸付残高があるにもかかわらず、貸付時の書類を紛失している事例も見受けられた。

2) 改善提案

滞納が生じる原因には、貸付の時点では返済の可能性が十分に見込まれたが、その後の状況により資金繰りが立たず滞納する場合と貸付時の審査が十分に行われず、貸付時点から返済の可能性がない場合とがある。

前者の場合は、審査時に予期できないこともあるので止むを得ないと考えるが、後者の場合には、審査が十分に機能していれば貸付が行われず、滞納も発生せず、余分な管理費用も発生しないことになる。

今後は、申請者の財務状況や資金の必要性等を十分に審議し、貸付決定に至る過程で第三者が容易に検証できるよう議事録等を文書化し、完済まで保管する必要がある。

なお、審査員は正当な注意義務をもって審査にあたってもらいたい。

(3) 違約金等について

1) 指摘事項

現在の条例では、滞納が発生するとその時点から元本が完済されるまで違約金が計算されることになっている。また、当初の返済計画通りの返済ができなくなり、返済計画の変更が行われた場合でも、当初計画に基づいて違約金が計算される。

違約金が膨らむことを抑えるため、条例で入金金額を元本に充当する旨の定めをしているものもあるが、入金があれば違約金は膨らむばかりとなっている。

この結果、違約金が当初貸付額を上回っている事例が見受けられた。

延滞元本の回収に当たり、本人及び連帯保証人との折り合いがつかず、そのまま放置されている事例も多く、回収見込が極めて低い債権に対して何十年にもわたり違約金等を計算し続けている事例が見受けられた。これは債権回収という目的が違約金計算という目的にすり替わっていると考えられる。また、条例等で定められている違約金等の請求をまったく実施していない部課も見受けられた。

こうした取扱は明らかに裁量行政であり、公平な行政事務を実施しているとは言い難い。

また、返済スケジュールを変更し変更後のスケジュールに基づき入金がある債務者に対しても違約金等を計算している事例が見受けられた。

県と債務者が合意の上でスケジュールを変更しており、こうした債務者から違約金等を徴収するのは、明らかに不合理である。

2) 改善提案

①貸付目的に応じた統一的な取扱

県が実施する貸付事業は、大別すると商工助成系、第一次産業助成系、教育・福祉系に大別される。そして、違約金等は借受者に対して納期どおりの入金を促す役割と納期を遵守しなかった借受者に対するペナルティーという役割があると考えられる。

この区分において、教育・福祉目的の貸付金について一律にペナルティーとしての違約金を徴収することは、貸付の趣旨を考慮すると本末転倒と考えられる。

生活困窮者にも公平に教育が受けられるように配慮された貸付であり、卒業後十分な収入があれば当然返済すべきであり、債務確認書の提出を拒絶する借受者等の悪質な借受者については、当然ペナルティーとしての違約金を徴収すべきであるが、卒業後も生活に余裕がない場合にもペナルティーを課するのは酷であると考ええる。

今後は、貸付目的に応じた違約金等の基本方針を決定し、教育・福祉目的の貸付金や回収可能性が極めて低い借受者について、違約金を一律には徴収せず、免除あるいは減免することも検討する必要がある。

②返済スケジュール変更時の取扱

借受者の現状を考慮して、借受者と県の合意によって返済スケジュールの変更が行われているが、変更後のスケジュールに基づいて入金のある債務者についても当初の返済計画をもとに違約金等の徴収を行っている。

このスケジュールは、借受者も苦しい資金繰りの中で強い義務感で返済の意思を見せ、県との合意に基づいて作成されたものであるにもかかわらず、変更後のスケジュールで完済してもなお違約金の返済が残る結果となると、返済意欲もうせてしまうと考える。

今後は、返済スケジュールを変更し変更後のスケジュールに基づいて入金のある借受者については、その期間については違約金等の算定を止めるべきである。

(4) 連帯保証人への対応について

1) 指摘事項

滞納が発生した場合、本人に返済能力がないと判断される場合は、即座に連帯保証人に返済の請求をするべきであるが、連帯保証人と面談していない事例もあり十分な対応ができていない。

貸付直後に滞納となる事例や一度の入金もないまま滞納となる事例が見受けられるが、このような場合でも連帯保証人への対応が不十分と思われる事例が散見された。

2) 改善提案

債権を確実に回収するためには、適時に連帯保証人への対応を図ることが必要不可欠である。連帯保証人への対応が遅れることは、それだけ回収が遅れたり回収不能になる可能性が高くなる。

したがって、滞納発生時には連帯保証人を交えた上で、返済計画の変更等の措置を講じる必要がある。今後は、年賦債権であれば初回滞納時に、月賦債権であれば2ヶ月滞納後に、遅滞なく連帯保証人を交えた対応を行うべきである。

(5) 法的措置について

1) 指摘事項

明らかに回収見込がないにもかかわらず不納欠損せず、機械的に督促状等を送付している事例が散見された。督促状等を発送するのは債権を回収するためであるが、債権回収という目的が脇に置かれ、督促状等を発送すればそれで職務を果たしたと考えているように思われる。

また、延滞額の返済に当たって、毎月の返済額が少額であるため完済までに数百年を要する返済計画を容認している事例が見受けられたが、こうした計画は、完済されることは予定されておらず、回収コストだけが増加し経済合理性を欠く対応である。

さらに、不納欠損に際しては、資産があるにも返済しないなど悪質な滞納者について財産の差押え等の措置を講じることが必要であるが、財産の差押え等の実績はほとんどない状態である。

2) 改善提案

①財産の差押え

貸付後一度も入金がなく滞納となっている借受者、滞納しているにもかかわらず担当職員と誠実に対応しようとししない借受者、債務確認書を提出しない借受者等については、財産調査を実施し財産の差押え等の強制的な措置を講じるべきである。

こうした取組は、債権の確実な回収を図り、新たな悪質滞納者の発生を防止する観点からも必要不可欠である。

②不納欠損処理

財産の差押え等の措置を講じても回収不能な債権がある場合には、その事実を明確に説明できるようにし、適時に報告、承認の手続を経て不納欠損を実施する必要がある。

不納欠損することにより回収不能な借受者の管理にかかる時間を削減し、その時間を、滞納が始まったあるいは滞納額がまだ僅少である借受者への対応に重点が置けるよう振り向けるべきである。

また、完済までに数百年を要する債権についても、現実的な回収期間と金額を見積り、明らかに回収不能と認められる部分は適時に不納欠損する必要がある。

限られた人員のなかで、回収可能な債権と回収不能な債権を明確に峻別し、有効で効率的な回収業務を行うべきである。

(6) おわりに

県が行う貸付事業において、その趣旨を十分に理解し誠実に資金を活用する借受者がほとんどであるが、一部の悪質な借受者が余分な事務を作り出している。

また、県の債権管理が不十分であるため、適時な対応が取れず長期に滞納する結果となっている。

これらの余分な事務作業を削減するためには、2つの事項を改善する必要がある。

まず第1に貸付時の審査を厳格に行い、悪質な借受者を排除することである。

貸付時の審査を厳格にすることにより、借受者が本当に資金を必要とし、事業からの収益で返済することができるような、堅実な事業計画を持っていれば滞納はなくなり余計な管理作業が削減される。

第2には、担当職員の債権回収に対する意識改革である。

資金拋出の名目が補助金とされず貸付金とされた以上は、貸付の目的が福祉目的であったとしても、資金回収をもって政策目的が達成されるはずである。監査期間中多くの職員と議論を重ねたが、一部の借受者が督促されることもなく放置されている事例など回収業務に対する意識が低く、貸付を行うことが目的であり、回収する意識が欠如しているように思われた。

今回の監査においては多くの指摘・改善事項を提示してきたが、これらの事項が有意義なものとなるためには、県職員の貸付及び回収に対する意識の改革が必要不可欠であり、貸付台帳や個票を整備し、借受者と真摯に向き合う姿勢が重要であると考えます。

今回の監査が、県職員の意識を変える一助になることを節に願う。

以上